

# 枚方市 みどりの基本計画

人もみどりも**元気**でやさしい枚方へ



平成28年3月 枚方市



## はじめに

枚方には、東に生駒丘陵に連なる里山があり、西には大河の淀川、これらをつなぐように天野川、穂谷川、船橋川の3河川が流れています。また、まちなかには大小様々な公園や街路樹、社寺林などの樹林地や農地、長い歴史の中で育まれた市民生活に身近なみどりなど、枚方らしい魅力あるみどりが未だに数多く存在しています。



枚方市では、平成11年(1999年)に「枚方市緑の基本計画」を策定し、みどり豊かで美しく、快適な都市環境の形成を進めてきましたが、策定から15年以上が経過し、少子高齢化や人口減少など社会情勢の変化に伴い、市民のみどりへのニーズも変化してまいりました。また、地球温暖化対策や生物多様性の確保といった環境問題に対する意識もいっそう高まり、みどりが持つ効果に注目が集まっています。

このような中、本市では、20年後の平成47年度(2035年度)を目標年度とする「枚方しみどりの基本計画一人もみどりも元気でやさしい枚方へ」を新たに策定しました。この計画では、市民と協働でみどりを創るとともに、地域特性に応じて、みどりの質を維持・向上させることで、まちへの愛着や誇りを深める取り組みを進めます。また、市民がみどりとふれあうことにより健やかに暮らせるまち、そしてみどりの魅力にあふれ多くの人が集うまち・枚方の実現を目指します。

この計画の実現に向けては、市民や市民団体、事業者・大学、行政といった多様な主体の連携・協働が何より重要となります。これからは、みどりの豊かさを「求める」だけでなく、みどりをわたしたちの手によって「深める」取り組みを行っていきたいと思いますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、ひらかた Green ワークショップやアンケート、パブリックコメントなどを通じて、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、緑の基本計画審議会の皆様、また、ご協力をいただきました全ての皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年(2016年)3月

枚方市長 伏見 隆



## 目次

1. 緑の基本計画の改定にあたって	1
1-1. 緑の基本計画とは	1
1-2. みどりの定義	1
1-3. 改定の背景と考え方	2
1-4. 計画の位置付けと目標年次	5
1-5. みどりの効果	6
2. みどりの現況と課題	7
2-1. 現況と課題の整理の仕方	7
2-2. 緑地資源からみた課題	9
2-3. みどりづくりの仕組みからみた課題	28
3. 計画の基本方針	30
3-1. 基本理念	30
3-2. みどりの将来像	33
3-3. 基本方針	36
3-4. 計画フレームの設定	39
3-5. 計画目標の設定	40
4. みどりの将来像実現に向けた取り組みの方針	42
4-1. 取り組みの体系	42
4-2. 取り組みの内容	44
4-3. 重点テーマ	75
5. 計画の実現に向けて	92
5-1. 市民、市民団体、事業者・大学、行政の役割	92
5-2. 推進体制	93
5-3. 進行管理の仕組み	94
参考資料	
1. みどりの現況について	参考-1
2. 策定経緯	参考-19
3. 用語集	参考-29



# 1. 緑の基本計画の改定にあたって

## 1-1. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、緑に関する総合的な計画です。市町村が地域の実情を十分に考慮し、官民一体となって緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策、取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

枚方市では、平成11年3月に「枚方市緑の基本計画」を策定しました。この計画のテーマである「みんなで創ろう！緑の小径とふれあいのまち ひらかた」を実現するため、緑地の創出や保全活用、都市緑化の推進、市民の手による緑のまちづくりの施策を積極的に展開してきました。

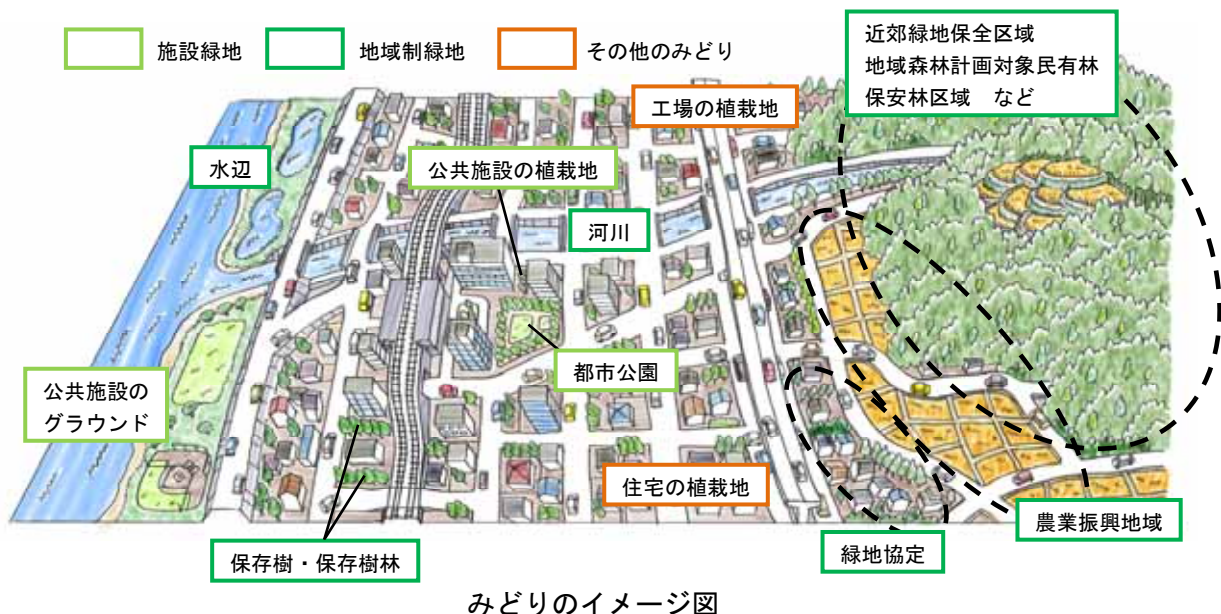
## 1-2. みどりの定義

本計画で対象とするみどりは、「樹林地、河川などの水辺地、公園、農地、学校・庁舎などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の庭など」とします。

なお、前計画では、漢字の「緑」を使用していましたが、樹木や草花などの植物だけでなく、公園や学校などのオープンスペース、河川などの水辺地など、より広い範囲を対象とすることをイメージしやすくするため、本計画では平仮名の「みどり」を用います。

### みどりに関する言葉の定義

- ・みどり：樹林地、河川などの水辺地、公園、農地、公共施設などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の植栽地など
- ・緑 被：樹林地、農地、街路樹、庭木、草地などに被われた土地の総称（水面、裸地含まず）
- ・緑 地：みどりのうち将来にわたって残される可能性の高い、担保性のあるもの  
緑地は、施設緑地と地域制緑地に分類しています。
  - 施設緑地：都市公園やこれに準じる機能を持つ公共・民間の緑地
  - 地域制緑地：森林・農地・水辺などのオープンスペース、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例などにより、国、大阪府、枚方市が土地利用を規制、誘導して確保する緑地



みどりのイメージ図

## 1 - 3 . 改定の背景と考え方

### (1) 改定の背景とポイント

平成 11 年 3 月に、「枚方市緑の基本計画」(以下、「前計画」という)が策定され、15 年以上が経過しました。その間に、少子高齢化や人口減少、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化が進むなど、社会情勢は大きく変化しました。

一方、地球温暖化をはじめとする環境問題や生物多様性、自然環境保全や安全・安心のまちづくりなどの観点から、みどりに関する市民意識は高まりつつあり、公園についても市民ニーズの変化に対応した維持管理や更新のあり方が問われています。

また、国が示す都市計画に関する今後の基本的な考え方では、「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」が共に実現された都市像を目指すべきとして、その実現のために民間活動を重要視しています。

そのため、緑の基本計画等において、集約型都市構造化や緑・農の共生の都市像、グリーンインフラを都市に構築していくための戦略を提示すること、また将来像や事業計画だけでなく、マネジメントの方針を明確化することにより、都市や地域の特性等に応じて緑の活用・再編を計画的、総合的に行うことが重要となっています。

これらの変化に的確に対応し、市域のみどりに関わる課題解決に向けたみどりのまちづくりの考え方や、将来像を明らかにするために前計画の改定を行いました。

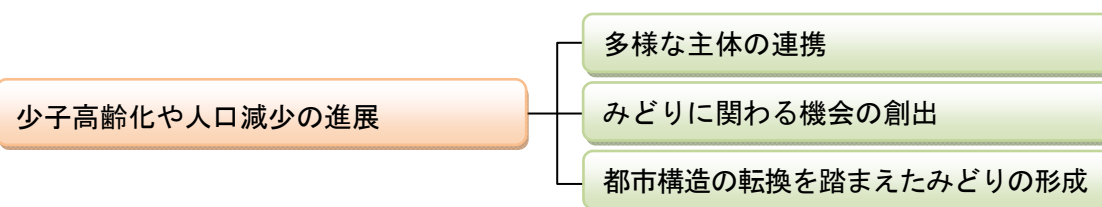
#### 1) 少子高齢化や人口減少の進展

我が国では、少子高齢化や人口減少が進んでおり、平成 47 年(2035 年)には人口の約 30%が高齢者になると推計されています。

本市では、前計画を策定した平成 10 年度には人口が増加していました。しかしながら、近年は微減傾向にあり、今後は少子高齢化や人口減少がより一層進むと予測され、みどりの担い手の高齢化や人手不足の深刻化が予想されます。また、人口減少社会では、これまでの市街地の拡大を前提とした都市構造の転換も必要となっています。

このような社会情勢下においては、多様な主体が連携して新たなみどりの担い手やみどりに関わる機会を創出することが必要となります。

また、都市構造の転換を踏まえたみどりの形成についても検討していく必要があります。



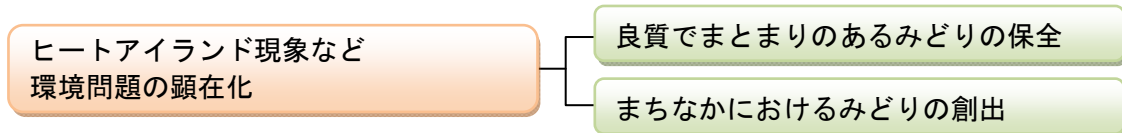


## 2) ヒートアイランド現象など環境問題の顕在化

我が国では、地球温暖化や都市部におけるヒートアイランド現象など、環境問題が顕在化し、多発する自然災害や著しい高温化が住民の健康にも影響を与えています。

みどりは、都市の熱環境緩和やCO2吸収の機能を持ち、本市には東部の里山や淀川といった良質でまとまりのあるみどりがありますが、駅周辺をはじめとした市街地のみどりは少なく、身近な農地や孤立林は減少しつつあります。

このようなことから、環境面においてまとまりのあるみどりの保全やまちなかのみどりの創出が重要となっています。

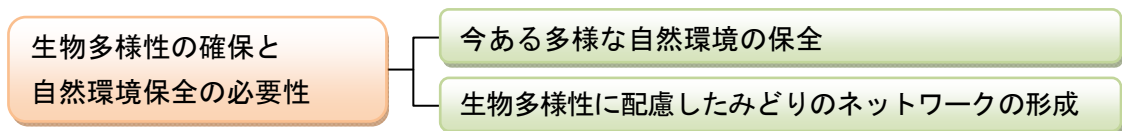


## 3) 生物多様性の確保や自然環境保全の必要性の高まり

平成 22 年には、生物多様性条約の締約国会議が日本で開催され、都市における緑地の保全・再生・創出・管理など生物多様性確保に向けた取り組みが重要であると認識されました。

生物多様性からみた本市の生態系は、東部の里山や淀川、里山から淀川へ流れる 3 河川、市街地の公園や農地、樹林地などの多様な自然環境により維持されています。しかし、東部の里山と淀川が生物の生息・生育環境として有機的につながっておらず、生物多様性の確保に向けた新たな取り組みが求められています。

このようなことから、今ある多様な自然環境を保全しつつ、東部の里山と淀川をみどりのネットワークでつなぎ、生物多様性に配慮したみどりの質を高めていくことが重要となっています。

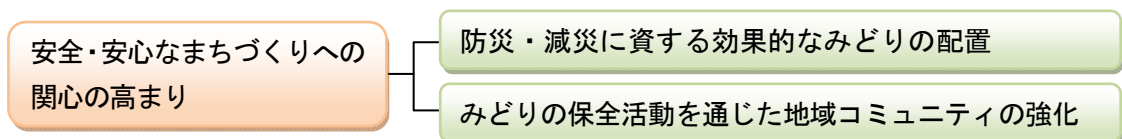


## 4) 安全・安心なまちづくりへの関心の高まり

平成 7 年の阪神・淡路大震災、平成 23 年の東日本大震災は、各地で甚大な被害をもたらしました。近い将来には南海トラフ巨大地震などの大規模な地震の発生が予測されています。また、集中豪雨による風水害が数多く発生しており、自然災害に対する防災・減災に向けた取り組みが各地で進められています。

本市においても安全・安心なまちづくりへの関心が高まっており、今後も防災・減災の取り組みが求められています。

このようなことから、みどりが有する保水機能や災害時の避難地、延焼防止などの防災機能を評価し、効果的にみどりを配置するとともに、非常時の助け合いにつながるように地域コミュニティの強化を図り、防災力を高めていくことが重要となっています。

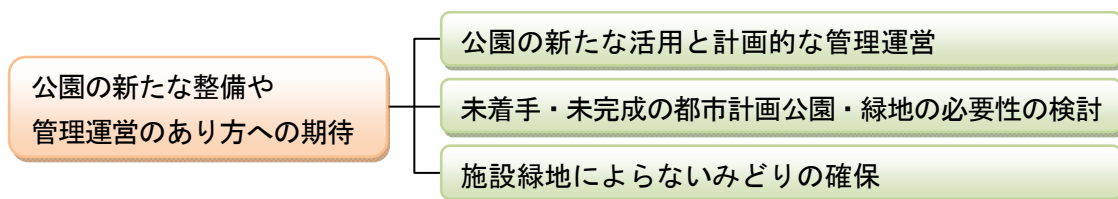


## 5) 公園の新たな整備や管理運営のあり方への期待

少子高齢化や人口減少が進む中で、限りある財源により「みどりにふれあう場」を市民に提供していくためには、より効果的・効率的な公園の整備と管理運営を進めていくことが求められます。

本市では、高度成長期に開設された公園が多く、既設公園については老朽化した施設の計画的な更新や改修、地域のニーズに対応した公園の新たな活用策が求められています。

このようなことから、公園の管理運営のあり方や新たな活用策について、市民、市民団体、事業者・大学といった多様な主体が参画して検討することが重要となっています。また、未着手・未完成の都市計画公園・緑地は、地域のみどりの状況を考慮しながら整備の必要性などについて検討し、見直しを行うことも必要です。さらに、今後は施設緑地に加えて、法規制や誘導によりみどりを確保していくことも重要となっています。



## (2) 改定のポイント

本改定においては、社会や経済の情勢がめまぐるしく変化する中、少子高齢化や人口減少社会に対応し、次世代につながるみどりのまちづくりを進めていく必要があるため、前計画からの方向転換が求められます。本改定のポイントは、以下のとおりです。

### 1) メリハリのある取り組み

計画内容の実効性を高め、効果的、効率的に推進していくため、以下の3つの視点を考慮して重点テーマを設定します。

- ・みどりが増えたと実感できるよう、みどりにふれあう機会を増やす
- ・多様な主体の連携により、次世代につながる仕組みを育てる
- ・今あるみどりを活用し、まちの魅力の向上を目指す

### 2) 具体的でわかりやすい目標設定

計画の進捗状況を定期的に把握し、確実に計画を進めるため、市民、市民団体、事業者・大学といった多様な主体と情報共有を図り、具体的でわかりやすい計画目標を設定します。

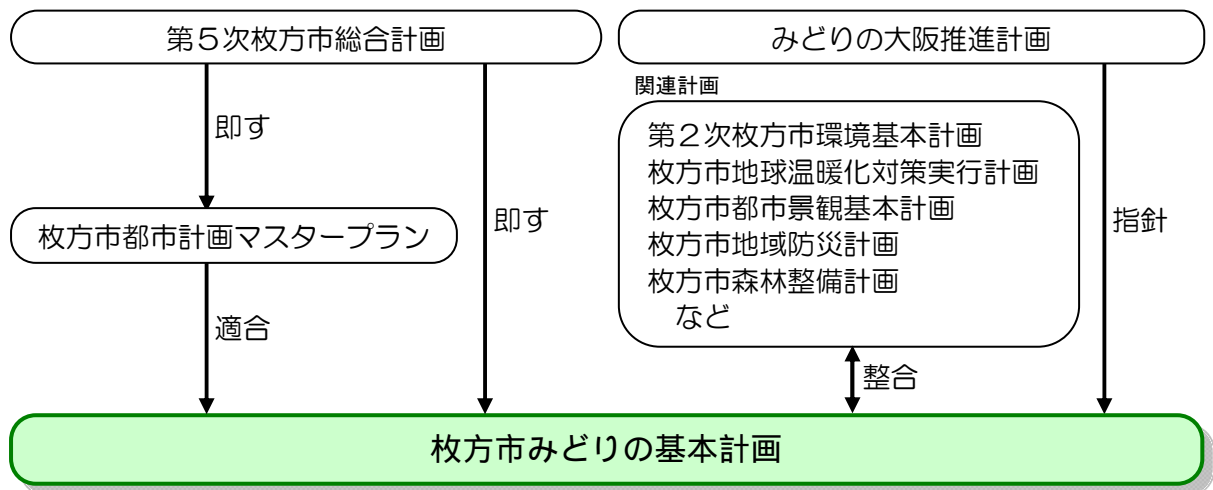
### 3) 計画の適切な進捗管理

計画の進捗状況を定期的に把握し、必要に応じて見直しを行うなど適切な進捗管理を実施します。

## 1 - 4 . 計画の位置付けと目標年次

### (1) 計画の位置付け

本計画は、大阪府が策定した広域計画である「みどりの大阪推進計画」を指針とし、市の上位計画である「第5次枚方市総合計画」に即し、「枚方市都市計画マスタープラン」に適合するほか、関連計画である「第2次枚方市環境基本計画」や「枚方市地球温暖化対策実行計画」、「枚方市都市景観基本計画」、「枚方市地域防災計画」、「枚方市森林整備計画」などと整合するように策定するものです。



上位関連計画との関係図

### (2) 目標年次

本計画の目標年次については、20年後の平成47年度（2035年度）とします。

## 1 - 5 . みどりの効果

みどりの効果には、「存在効果」、「利用効果」、「媒体効果」という3つの効果があります。

みどりは存在することによって、都市環境の保全や都市景観の形成、生物多様性の確保や都市防災機能の向上の効果をもたらします。

また、みどりはスポーツの場やレクリエーションの場として利用することで、健康の維持増進やストレス緩和などの効果をもたらします。

近年では、みどりをきっかけ（媒体）として、交流、安心、商業・観光、福祉、教育・文化など多様な分野の活動が活性化し、地域コミュニティの育成や地域の魅力を高める効果などが注目されています。

### ①存在効果

みどりが存在することによる効果

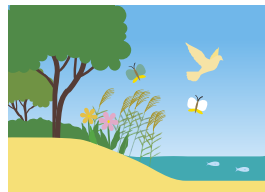
- ・都市環境の保全：  
ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化 など
- ・都市景観の形成：  
風格や潤いのある美しい景観の形成 など
- ・生物多様性の確保：  
生物の生息・生育の場や環境の確保 など
- ・都市防災機能の向上：  
雨水貯留機能による浸水害防止、  
避難地や避難路の確保 など



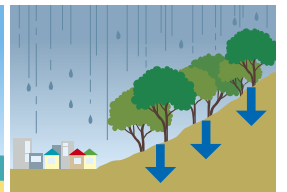
気温上昇の緩和、大気の浄化



美しい景観の形成



生物の生息・生育の場



雨水の貯留

### ②利用効果

みどりを利用することにより直接的に得られる効果

- ・スポーツの場の提供：  
スポーツや運動を行う場の提供 など
- ・レクリエーションの場の提供：  
憩いとやすらぎの場の提供 など



スポーツ・運動の場



憩い・やすらぎの場の提供

### ③媒体効果

みどりを利用する人の活動を通じて得られる、地域の魅力を高める効果

- ・交流：  
みどりを介した交流イベントによる  
地域コミュニティの育成 など
- ・安心：  
緑化活動を通じた地域コミュニティの強化や  
育成 など
- ・商業・観光：  
商業施設のにぎわい創出、  
イベント開催による地域の活性化 など
- ・福祉：  
健康増進や生きがいつくりへの寄与 など
- ・教育・文化：  
自然体験や遊びを通じた環境教育、  
地域の歴史文化を活かした活動 など



みどりを介した交流イベント



地域コミュニティでの緑化活動



にぎわいの創出



生きがいつくりへの寄与



環境教育

## 2. みどりの現況と課題

### 2-1. 現況と課題の整理の仕方

#### (1) みどりの分類

前計画における緑は、「緑の骨格」「緑の拠点」「緑の軸」「市街地（住宅地、商業地、工業地など）」という構成で整理し、緑の将来像図に示しています。

本計画では、前計画の緑の構成や基本的な考え方を受け継ぎ、みどりを以下の分類に整理します。

みどりの骨格：東部の里山、淀川などの市の骨格を形成するまとまりのあるみどり

みどりの拠点：公園などの市民が憩い、身近な自然とふれあう拠点となるみどり

みどりの軸：河川や道路などのネットワークを形成する軸となるみどり

みどりの土地利用：住宅地、商業地、工業地などのみどり

#### (2) 現況と課題整理の区分

みどりの課題は、「緑地資源」と「みどりづくりの仕組み」に分類、整理します。このうち、「緑地資源」に関する課題は「みどりの骨格」、「みどりの拠点」、「みどりの軸」、「みどりの土地利用」に分類し、多様な主体の連携などに関する課題は「みどりづくりの仕組み」として整理します。

下表の5つの分類は、みどりの種類や特性に応じて、さらに21の区分に細分化したもので、区分ごとに現況と課題を整理します。

現況と課題整理の区分

分類		区分	
緑地資源	みどりの骨格	東部の里山	
		淀川	
	みどりの拠点	公園	開設済みの公園
			未開設の公園
		農地	
		ため池	
	みどりの軸	船橋川・穂谷川・天野川	
		道路	整備済の道路
			未整備の道路
	みどりの土地利用	住宅地	計画的な住宅団地※1
			歴史的な家並みが残された集落※2
			一般住宅地
		商業地	鉄道駅周辺
			沿道商業地
		工業地	大規模工場地※3
中小工場地※4			
公共公益施設等			
みどりづくりの仕組み	多様な主体の連携		
	情報発信・意識啓発		
	財源確保		

※1) 計画的に整備された住宅団地（ニュータウン）

※2) 旧街道沿いの集落や市内に点在する農村集落

※3) 敷地面積が9,000㎡または建築面積が3,000㎡以上の大規模な工場の集積地

※4) 3)以外の工場集積地



※図は課題区分に含まれる箇所の代表として示したもので、箇所を網羅したものではありません  
課題整理の区分の概念図

## 2 - 2 . 緑地資源からみた課題

### (1) みどりの骨格

#### 1) 東部の里山

##### 【現況】

- ・東部の里山は、穂谷川と船橋川の源流部にあたり、人と自然との長い関わり合いの中で形成されてきた自然環境が広がっています。
- ・里山の生態系は、山裾に広がる水田地帯や棚田などの豊かな自然環境のもとで維持されています。
- ・市民アンケート調査結果では、約45%の方が枚方市で特に大事にすべきみどりは「里山などのまとまった自然のみどり」であると感じています。
- ・市民ワークショップなどでは、里山にもっと関心を持ってもらい、多くの人に利用してもらいたいという意見がある一方、来訪者のごみのポイ捨てが増えて環境が悪化することを里山の地域住民が懸念しているという意見がありました。
- ・里山は、農村生活や農作業など人の手が入ることで保全されてきましたが、森林管理や耕作地の放棄など、管理が不十分である状況が見られ、竹林の拡大、生育環境の変化による動植物の種類や数の減少、ナラ枯れの被害が生じています。
- ・里山やその周辺では、特定外来生物であるアライグマの生息やメリケントキンソウなどの外来植物の侵入が確認されており、生態系への影響が懸念されています。



東部の里山



枚方市野外活動センター

##### 【課題】

##### 里山の自然環境の保全・活用

- ・人手不足や担い手不足などにより、里山の耕作地や森林の管理が行き届いていない状況や自然環境が悪化している状況は、近年深刻な問題となっているため、里山の自然環境を保全し、活用していく取り組みが求められます。

## 2) 淀川

### 【現況】

- ・淀川の広大な河川敷や水辺空間などの自然環境は、多くの人がある恵みを受し、利用する場となっています。
- ・淀川は、地域のイベント等が開催され、枚方らしい風景として「枚方八景」に選ばれるなど、沿岸地域の風土・文化を育んできた貴重な財産となっています。
- ・淀川の水質や環境は、流域における都市化の進展に伴って悪化するとともに、人と川とのつながりは薄れていきました。しかし、現在では下水道の普及やワンドの再生、河川敷の切り下げなど、環境再生の取り組みによって水質が改善し、淀川本来の自然とふれあい、親しめる環境が戻りつつあります。
- ・再生された楠葉ワンドでは、湿地性の希少植物や淡水魚の生育が確認されるなど、環境再生に向けた取り組みの効果がみられる一方、特定外来生物であるアライグマなどの生息が確認されており、動植物の在来種への影響が懸念されています。
- ・淀川河川公園は、「淀川河川公園基本計画」に基づき、淀川らしい利用ができるよう親水・親緑空間などの整備が進められていますが、河川敷のゴルフ場によりワンドや水辺にアクセスしづらい状況が見られます。



淀川河川公園



楠葉ワンド

### 【課題】

#### 淀川の自然環境の保全・活用

- ・淀川の自然環境は、長い時間をかけて保全・再生され、地域の貴重な財産となっていることから、多くの人がある淀川に関わり、見守りながら淀川にふさわしい自然環境を保全し、活用していくことが求められます。

#### 淀川らしい親水・親緑空間の確保

- ・淀川らしい利用ができる公園整備を進めていくためには、自然環境との調和に配慮しながら、水とのふれあいなど河川の魅力を発揮し、淀川ならではの特性を活かした親水・親緑空間を確保していくことが求められます。



## (2) みどりの拠点

### 1) 公園

#### ①開設済みの公園

##### 【現況】

- ・公園は、市民が身近に自然と親しみ、ふれあう場であり、市民アンケート調査結果では、約65%の方が枚方市で特に大事にすべきみどりは「公園・緑地のみどり」と感じています。
- ・市民のライフスタイルや公園の利用の仕方は、少子高齢化や人口減少に伴って変化しており、市民が公園に求める多様なニーズに十分対応できていない状況が生じています。
- ・市民アンケート調査結果では、約50%の方が「あまり利用されていない小規模公園は周辺住民に管理や使い方を任せてほしい」と考えており、地域ニーズに合わなくなった公園を自らの手で改善したいという意見もあります。
- ・都市公園の約60%は、開設後30年以上が経過しており、公園施設の老朽化が進み、維持管理・補修費が増加していくことが懸念されます。
- ・市民からは、公園の除草や樹木管理の不足や利用者のマナーに対する改善などの要望があります。特に、下枝や雑草が生い茂り見通しが悪くなると、防犯上良くない状況となります。
- ・公園は、災害時の広域的な避難場所や一時的な避難場所としての役割があります。防災公園の車塚公園には、耐震性貯水槽や非常用トイレなどの防災設備が設置されています。
- ・市民アンケート調査結果では、約35%の方が「防災機能を備えた公園」をつかってほしいと感じており、防災機能の充実が求められています。



公園での雑草の繁茂



小規模公園（ちびっ子広場）



公園利用の状況



公園利用の状況

## 【課題】

### 地域のニーズに合わせた公園の再生

- ・ 少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの変化に伴い、市民の公園の利用の仕方や公園に求めるものは変化していることから、地域の多様なニーズに対応するため、防災機能の強化や生物の生息・生育環境としての機能を充実させるなど、魅力的な公園への再生や利用状況に応じた小規模公園の統廃合が求められます。

### 市民の公園への関わりの強化

- ・ 地域ニーズに合った公園の再生や維持管理、使い方などの要望に十分応えていくためには、公園の再整備に関わる提案や維持管理の一部を地域住民に委ねるなど、市民の公園への関わりを強化する仕組みづくりが求められます。

### 公園施設の効率的な維持管理

- ・ 公園施設の老朽化は進みつつあり、維持管理・補修費の増加が予測されることから、施設の長寿命化を図り、維持管理を計画的、効率的に進めていく方策について検討が求められます。



公園の非常用貯水槽



公園の備蓄倉庫



花と緑のまちづくり事業による  
公園再生

## ②未開設の公園

### 【現況】

- ・平成 26 年度末現在、都市計画公園・緑地の 103 箇所（面積 408.39ha）のうち、整備に未着手なものは 14 箇所（面積 42.32ha）となっています。
- ・未着手・未完成の都市計画公園・緑地は、都市計画決定されてから 30 年以上経過しているものが多く、その間に少子高齢化や人口減少、土地利用などの周辺の状況が決定当初から大きく変化しています。
- ・既存の公園施設の維持管理費の増大も懸念され、また財源も限られる中で、未着手・未完成の都市計画公園・緑地の全てを整備していくことは難しくなっています。

### 【課題】

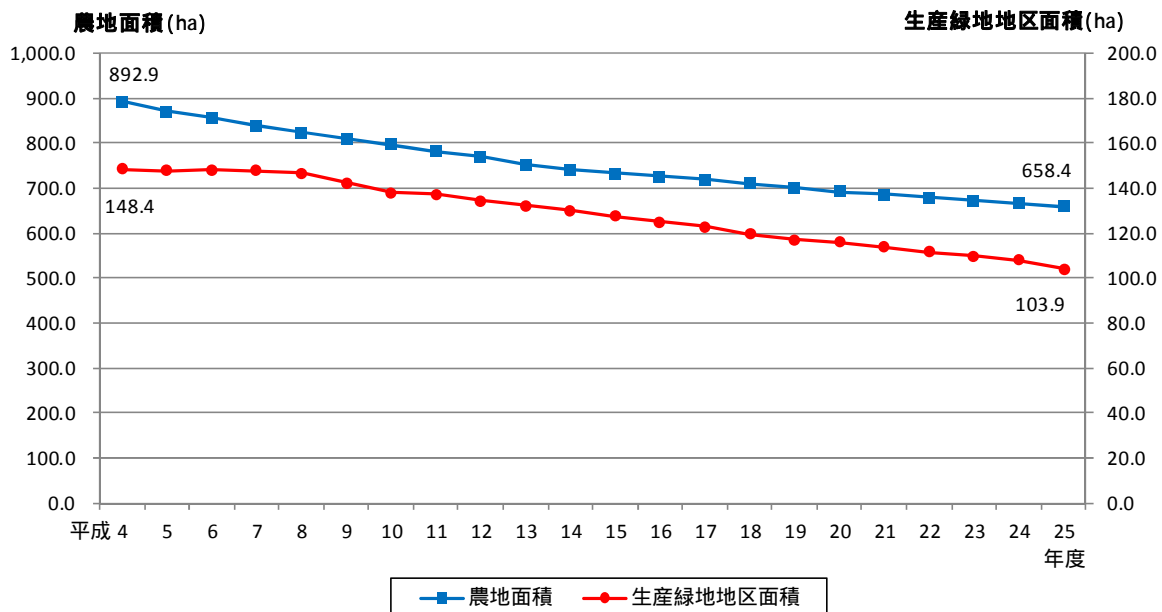
#### 未着手・未完成の都市計画公園・緑地の必要性の検討

- ・社会状況が変化する中、みどりの不足する地域については、公園に限らず実質的なみどりを確保する必要があるため、今後のまちづくりのあり方をふまえつつ、地域のニーズ、既存のみどりの現状と機能、整備の実現性を勘案し、整備の方向性を再検討することが求められます。

## 2) 農地

### 【現況】

- ・市内の農地には、ミズワラビやアゼナ、トノサマガエルなどの動植物が見られ、農地・ため池・用水路などが一体となった生物の生息・生育環境が維持されており、市民からは、身近に自然とふれあえる場として評価されています。
- ・農地には、雨水を一時的に貯留し、洪水や内水氾濫を抑える働きがありますが、面積の減少により、農地が果たす防災面での機能の低下が懸念されます。
- ・市街化区域の農地は、規模が小さいものの農産物の供給に加え、潤いのある景観や雨水の貯留など、貴重なみどりとしての役割を果たしています。
- ・市街化調整区域の農地は、ため池や水路と一体となった水環境や生物多様性の保全、美しい田園景観の提供、雨水の貯留など、多面的なみどりとしての役割を果たしています。
- ・農地全体の面積は、高齢化による担い手不足や住宅地開発により、平成4年の892.9haから平成25年の658.4haへと、21年間で約25%減少しています。生産緑地の面積も平成4年の148.4haから平成25年の103.9haへと、21年間で約30%減少しています。
- ・耕作放棄地の面積は、少子高齢化や人口減少、担い手不足などの影響によって、増加しており、平成12年の16haから平成22年の33haへと約2倍に増えています。
- ・市民ワークショップなどでは、高齢化により農業後継者がいないという意見がありました。



※資料 農地面積：各年度1月1日現在

平成4～18年度：自治大阪（（財）大阪府市町村振興協会）、

平成19～25年度：土地に関する概要調査報告書

生産緑地地区面積：各年度11～12月現在

※農地とは、一般農地、介在農地、市街化区域農地の合計であり、生産緑地地区を含む

### 農地面積及び生産緑地地区面積の推移

## 【課題】

### 農地の保全・活用

- ・農地は、生物の生息・生育環境の維持や美しい景観の形成、雨水貯留など多面的な役割を果たしているものの、担い手不足や住宅地開発などにより農地面積が減少していることから、農地の減少を抑制し、保全・活用していくことが求められます。

### 耕作放棄地への対応

- ・農地の減少や耕作放棄地の増加は、生態環境や景観などの質の低下を招くことが懸念されることから、農地を継続的に管理していく取り組みが求められます。



市街化区域内の農地



市街化調整区域内の農地

### 3) ため池

#### 【現況】

- ・本市には、市の中部から東部にかけて多数のため池が分布しています。
- ・ため池は、農業用水としてだけでなく、トンボ、カエル、カメ、鳥類などの生物の生息・生育の場所となっています。また、みどりの土手が田園景観の一部をなすなど、多面的な役割を果たしています。
- ・津田の地蔵池では、地域住民と行政により遊歩道や東屋など、ため池を活用するための整備が行われています。

#### 【課題】

##### ため池の保全

- ・ため池は、農業用水の確保、生物の生息環境、美しい田園景観として、多面的な役割を果たしていることから、保全していくことが求められます。



地蔵池

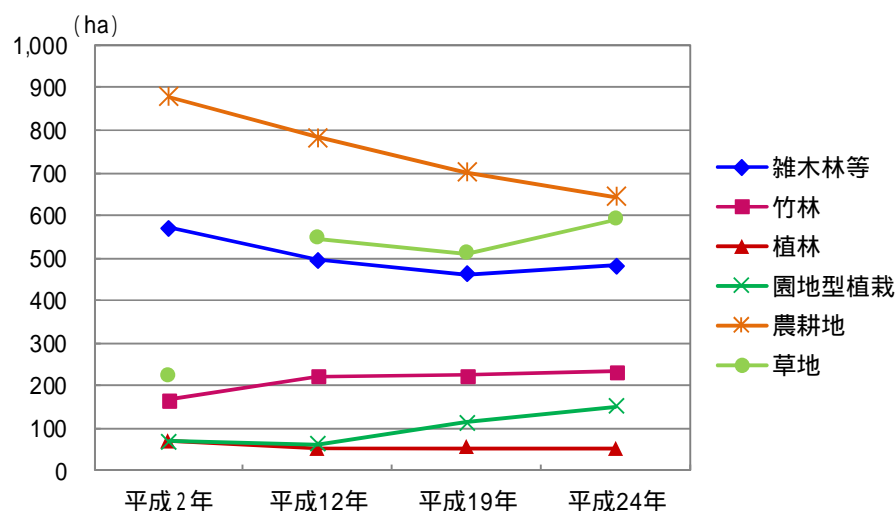


地蔵池の遊歩道

#### 4) 社寺林・孤立林等

##### 【現況】

- ・社寺林・孤立林等は、市民が身近に自然とふれあえる場となっており、市域の河岸段丘や斜面地に残るみどりは、淀川と東部の里山をつなぐ重要な存在となっています。
- ・段丘崖などの斜面緑地は、地域に特色のある美しい景観を創り出しており、都市計画マスタープランでは、市街地の保全すべき貴重なみどりとして位置付けられています。
- ・雑木林等の面積は、平成2年の約571haから平成24年の約481haへと22年間で約20%減少しています。
- ・市民ワークショップなどでは、開発などで雑木林をなくさないでほしいといった意見や、管理が十分にされていれば子どもの遊び場として活用できるといった意見がありました。



植生面積の経年変化

資料：枚方ふるさといきもの調査 報告書（平成25年3月）



万年寺山の樹林

##### 【課題】

##### 社寺林・孤立林等の保全・活用

- ・市街地の社寺林・孤立林等は、開発などにより一度失われると復元できないことから、保全していくことが重要となるため、地域の愛着の持てる貴重なみどりとして継続的に管理し、活用していくことが求められます。

### (3) みどりの軸

#### 1) 船橋川・穂谷川・天野川

##### 【現況】

- ・船橋川・穂谷川・天野川は、市域を東西に流れる主な河川として市民に親しまれており、川沿いの遊歩道や桜並木、一部整備された自然巡回路など季節を感じながら利用できる場所となっています。
- ・川沿いには、農地や樹林地が広がる箇所が見られ、河川と一体となったみどりの軸が形成されている一方、農地や樹林地の減少に伴い景観や自然環境の機能が低下してきています。
- ・治水上必要なコンクリートブロック積護岸の区間は人工的な景観となっており、河川敷や水辺空間を楽しめる場所が限られています。
- ・河川の水質は、下水道の普及などにより年々改善し、近年では環境指標であるBODの環境基準値をほぼ達成しています。
- ・3河川の河川整備計画では、多自然川づくりによる生物の生息・生育環境の保全・再生、川と人との豊かなふれあいの場の維持・形成、地域住民が愛着を持てる空間づくり、水質の更なる改善などが位置付けられています。



穂谷川



穂谷川沿いの水田

##### 【課題】

###### 河川と周辺のみどりの保全

- ・船橋川・穂谷川・天野川の3河川は、東部の里山と淀川を結ぶみどりの軸を形成していることから、生物が連続して生息・生育する空間として、農地や樹林地を河川と一体的に保全することが求められます。

###### 河川環境の改善

- ・コンクリートブロック積護岸の区間は、人工的な景観となり水辺空間に親しめる場所が少なくなっていることから、川と人とのふれあい、活動できる場や愛着を持てる水辺空間の創出、水質のさらなる改善など、市民に親しまれる川づくりが求められます。



## 2) 道路

### ①整備済の道路

#### 【現況】

- ・サクラやハナミズキ、ケヤキなどの街路樹は、地域の魅力的な沿道景観を形成し、市民に親しまれています。
- ・市民アンケート調査結果では、約40%の方が枚方市で特に大事にすべきみどりは「道路の緑（街路樹、植樹帯など）」であると感じています。
- ・道路のみどりのネットワークは、地域に潤いを与え、生物の生息・生育空間を保全する効果がありますが、街路樹が不連続な区間が多く、みどりのネットワークが分断されています。
- ・市民からは、街路樹の強剪定や歩道の根上がりなど、維持管理について不満の声があります。
- ・船橋川・穂谷川・天野川沿いや国見山には、自然巡回路など歩行者に配慮した遊歩道が整備され、里山や川の自然を楽しむ散策路として、市民に親しまれています。
- ・市内には、京街道と東高野街道という2本の旧街道が通っています。沿道やその周辺には町家や社寺などが点在し、庭木や社寺林などと一体となった歴史的なみどりの景観を形成しています。



香里団地のケヤキ



街路樹の根上り



穂谷川の自然巡回路



京街道沿いの庭木

## 【課題】

### 沿道の緑化

- ・沿道のみどりは、東西をつなぐ3河川のみどりのネットワークを補完し、潤いのある環境を創出します。そのため、街路樹や沿道地域のみどりを保全し、多様な手法により連続性のある沿道緑化を進めていくことが求められます。
- ・里山や河川沿いの自然遊歩道や歴史資源と調和した旧街道においては、地域の魅力の向上につながるよう、みどりの保全や創出を進めていくことが求められます。

### 街路樹・植栽の維持管理

- ・街路樹の強剪定や歩道の根上がりなどの問題については、沿道住民の理解を得ながら、地域のニーズにあった手法で、維持管理を進めていく必要があります。

## ②未整備の道路

### 【現況】

- ・市内の都市計画道路の整備率は、61.8%（平成27年3月末時点）であり、新設の道路整備や道路改良工事の進捗に合わせて沿道の緑化を進めている状況です。
- ・全ての幹線道路に街路樹を植栽することは、限りある事業費や道路構造上の事由により難しい状況です。
- ・街路樹は、東西方向に比べて南北方向の幹線道路に少なく、みどりのネットワークとしては不十分な状況となっています。

### 【課題】

### 道路整備・改良に合わせたみどりの創出

- ・道路の整備・改良に合わせた沿道緑化は、積極的に進める必要があることから、道路の条件や事業費の軽減に配慮しながら街路樹の植栽や沿道地域の緑化など多様な手法により、効果的な緑化の整備・誘導を進めていくことが求められます。

## (4) みどりの土地利用

### 1) 住宅地

#### ① 計画的な住宅団地

##### 【現況】

- ・くずはローズタウンなどの計画的に整備された住宅団地（ニュータウン）においては、広幅員の道路や歩道の街路樹、住宅の敷地内の樹木が、長い年月をかけて豊かに成長し、みどりに包まれた良好な住環境となっています。

##### 【課題】

##### 住宅地のみどりの継承

- ・計画的な住宅団地などにおいては、長い年月をかけて成長した街路樹や敷地内の樹木が、みどり豊かなまち並みを形成していることから、良好な住環境を保全し、次世代に継承していくことが求められます。

#### ② 歴史的な家並みが残された集落

##### 【現況】

- ・市内には、京街道や東高野街道などの旧街道が通っており、枚方宿地区や出屋敷といった古い集落や農村集落などには、社寺や宿場、屋敷などにふさわしい樹木や生垣などの歴史を感じさせるみどりが点在しています。
- ・京街道の枚方宿地区では、宿場や舟運の賑わいを想起させる街路整備が行われ、沿道では緑化に関するイベントなどの取り組みが行われています。
- ・歴史的な家並みが残された集落は、道路が狭くオープンスペースが少ない地区があり、防災面での問題があります。



枚方宿地区の家並み



農村集落

##### 【課題】

##### 歴史資源と調和したみどりの保全・創出

- ・歴史的な家並みが残された集落では、歴史資源と調和した社寺林や屋敷林などが残され、地域の特徴あるみどりとして市民に親しまれていることから、これらの貴重なみどりを保全していくことが求められます。また、オープンスペースなど地域の防災力を高めるみどりの創出が求められます。

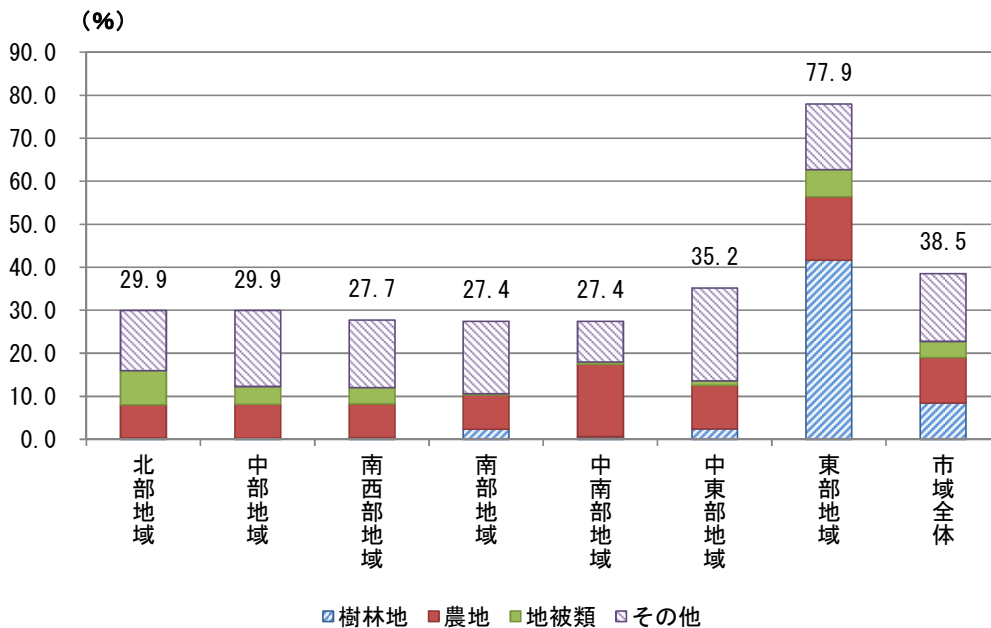
### ③一般住宅地

#### 【現況】

- ・一般住宅地では、比較的小規模な住宅やアスファルト舗装の屋外駐車場が点在するなど、みどりの量が全体として少ない傾向があります。
- ・市民アンケート調査結果では、住まい周辺のみどりの量が「減った」あるいは「やや減った」と感じる人の割合が多くなっています。
- ・地区計画などによって開発された住宅地では、塀の設置制限や緑化基準を設けることにより、敷地のスペースを有効活用して緑化が行われています。
- ・住宅が密集する地区では、敷地内の空間やオープンスペースが限られるため、緑化できる場所が少なくなっています。
- ・地域別の緑被率は、里山のある東部地域で77.9%と高く、その他の地域では概ね30%前後ですが、南西部地域、南部地域、中南部地域では27~28%とやや低くなっています。



地域区分



※平成 25 年・26 年の衛星写真から図上計測

地域別の緑被率

#### 【課題】

##### 住宅地の特性に応じたみどりの創出

- ・一般住宅地は、市街地の大半を占めており、みどりの創出が緑被率の向上に寄与する割合が大きいことから、地域の特性を踏まえ、敷地やオープンスペースを活用した緑化が求められます。

## 2) 商業地

### ①鉄道駅周辺

#### 【現況】

- ・鉄道駅周辺は、商業施設が集積し、多くの市民が集まる拠点となっており、景観形成の方向性として「枚方市都市景観基本計画」では、「地域の核となる魅力にあふれにぎわいに満ちた場づくりの推進」が位置付けられています。
- ・市民アンケート調査結果では、市民の約30%が枚方市で特に大事にすべきみどりは「駅周辺などの商業地で目にうるおいを与えるみどり」と感じています。
- ・駅周辺の商業地は、樹木を植えられるスペースが少ないことから、緑被率は他の地域よりも小さく、みどりが不足している状況です。
- ・「第2次枚方市環境基本計画」では、都市部の気温が郊外に比べて島状に高くなるヒートアイランド現象への取り組みが位置付けられています。枚方市駅や樟葉駅、牧野駅周辺では、建物やアスファルトにより地表面が覆われる割合が高く、他の地域と比べて地表面温度が高くなり、気温が上昇しやすい状況となっています。



枚方市駅周辺



樟葉駅周辺



光善寺駅周辺

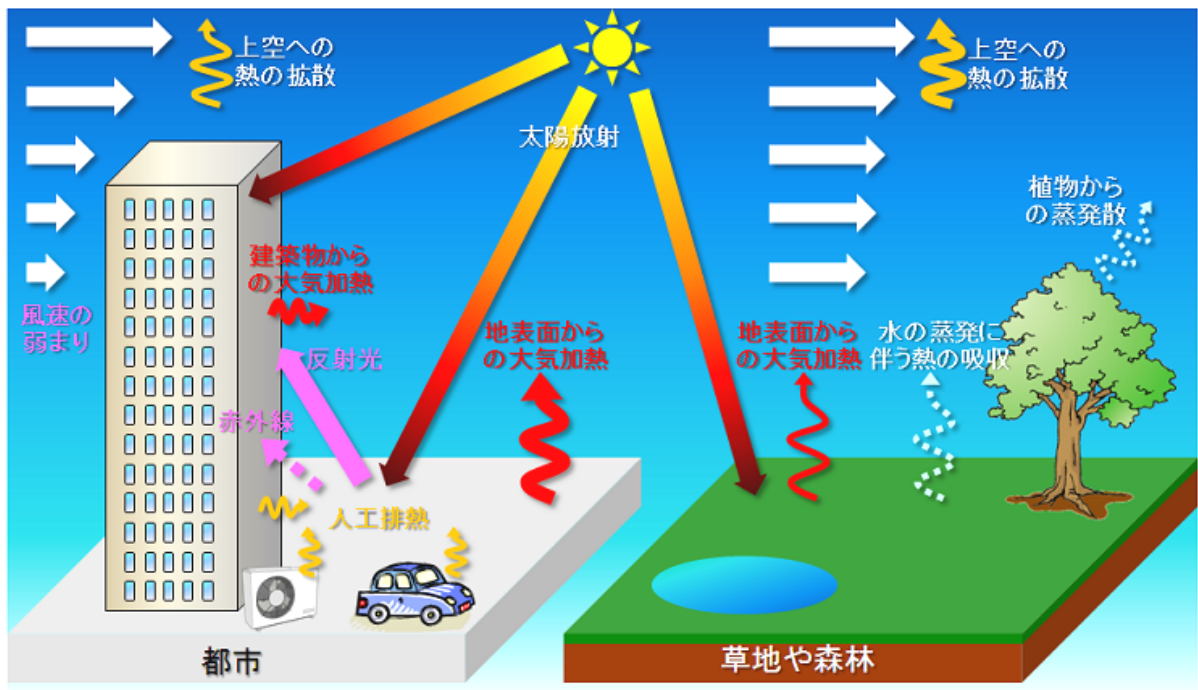
#### 【課題】

##### みどりを楽しむシンボリックな緑化空間の創出

- ・建築物が密集した鉄道駅周辺はみどりを増やすことが難しいことから、目に見えるみどりの量や植栽樹種に配慮したみどりを楽しむ空間や、まちのシンボルとなる緑化空間の創出が求められます。

##### ヒートアイランド現象への配慮

- ・商業地は、建物やアスファルトにより覆われた部分が多く、地表面温度の高温化は気温を上昇しやすくする一因となっていることから、商業地内に緑化空間を増やすことや駐車場を芝生化するなど、ヒートアイランド現象への配慮が求められます。



資料：気象庁

ヒートアイランド現象の概念図

## ②沿道商業地

### 【現況】

- ・沿道商業地は、敷地に余裕がないことなどからみどりが少なく、潤いのない雑然とした景観となっている区間が多く見られます。
- ・「枚方市都市景観基本計画」では、景観形成の方向性として「郊外型商業施設における敷地内の緑化の推進」が位置付けられています。
- ・国道1号、国道170号の沿道商業地では、他の地域に比べて緑被率が低く、みどりが不足している状況です。



国道1号沿道の商業地

### 【課題】

#### 沿道の緑化

- ・沿道商業地は、緑化スペースの確保が難しく、みどりが少ない状況となっていることから、沿道の緑化手法について検討が求められます。

### 3) 工業地

#### ①大規模工場地

##### 【現況】

- ・大規模工場地では、工場立地法に基づき敷地面積に対して一定割合の緑地が確保されており、敷地内や駐車場、建物の屋上などを積極的に緑化している例が見られます。
- ・計画的に整備された工業団地では、斜面地の緑化や生垣の設置、緩衝緑地を設けるなど、みどりや景観への配慮が見られます。
- ・大規模工場地の敷地には、まとまった緑地があるものの、外周部の植栽が少なく周辺のみどりと連続していない状況や、地域住民が工場内の緑地にふれる機会が少ない状況が見られます。
- ・工業地は、建物やアスファルトに覆われる面積が広いことなどから、他の地域と比べて地表面温度が高くなっています。「第2次枚方市環境基本計画」では、ヒートアイランド現象への取り組みが位置付けられています。



コマツ大阪工場



津田サイエンスヒルズ



枚方企業団地

##### 【課題】

###### みどりの保全と地域への貢献

- ・大規模工場地のまとまりのあるみどりは、地域における貴重な資源として保全し、地域に親しまれるみどりとして活用していくことが求められます。

###### ヒートアイランド現象への配慮

- ・工場内の広大な敷地は、建物やアスファルトに覆われており、地表面温度の高温化は気温を上昇しやすくする一因となっていることから、工業団地内や敷地内に緑化空間を増やすことや駐車場を芝生化するなど、ヒートアイランド現象への配慮が求められます。

## ②中小工場地

### 【現況】

- ・中小規模の工場地は、敷地面積が狭く、緑化できる場所が少ないことなどから、みどりが少ない状況となっています。



中小工場地

### 【課題】

#### 敷地内のみどりの創出

- ・中小工場地には、住宅地や商業施設が近接している場所もあることから、周辺の景観や環境に配慮した緑化の誘導が求められます。



#### 4) 公共公益施設等

##### 【現況】

- ・小中学校や高等学校などの公共公益施設のみどりは、多くの人の目にふれることから、地域緑化のモデルとなります。
- ・小中学校では、中高木の植樹や学校環境整備 PFI 事業、校庭の芝生化、ビオトープ池の整備などの緑化を進めてきましたが、樹木の剪定や落ち葉の処理など、緑化後の維持管理体制が整っていないなどの問題が生じています。
- ・小中学校の校庭の全面芝生化やビオトープ池の設置の実績は少なく、小中学校以外の公共公益施設の緑化もあまり進んでいない状況です。
- ・市内には、大阪工業大学、大阪国際大学、大阪歯科大学、関西医科大学、関西外国語大学、摂南大学の6大学があり、広いキャンパスには樹木や芝生地、花壇など豊かなみどりが育まれています。



校庭の芝生化

##### 【課題】

###### 先導的な緑化推進

- ・公共公益施設等は、多くの市民が訪れる地域の中心であることから、郷土樹種や周辺地域のみどりとの連続性に配慮し、地域の特色となる先導的な緑化の推進が求められます。

###### 公共公益施設等のみどりの保全・創出

- ・小中学校や高等学校などは、緑化を行った後のみどりの維持管理体制が整っていないなどの問題があることから、有効な管理手法の検討が求められます。
- ・大学キャンパスの豊かなみどりは、地域のシンボルとなることから、大学と連携しながら、良質なみどりを保全・創出していくことが求められます。

## 2 - 3 . みどりづくりの仕組みからみた課題

### (1) 多様な主体の連携

#### 【現況】

- ・本市では、環境美化の取り組みとして「アダプトプログラム」を実施しており、公園や道路、駅周辺などにおいて、多くのボランティア団体が、みどりの量や質を向上させるための市民による活発な活動を行っています。
- ・東部の里山においては、複数の里山保全活動団体が里山の美しい景観や豊かな自然環境を守る取り組みを行っています。
- ・市民ワークショップでは、メンバーの固定化や高齢化により、活動の継続や発展が難しいという意見がありました。
- ・緑地保全・緑化推進活動においては、環境問題への意識の高まりとともに、事業者の社会・環境貢献活動（CSR 活動）が注目されているものの、事業者・大学が地域と連携して取り組む仕組みがなく、実績も少ない状況となっています。
- ・市民ワークショップなどでは、みどりに関わる地権者や市民、市民団体、事業者・大学などを仲介し、コーディネートする仕組みがなく、市民相互の情報交換の場など、多様な主体が連携する仕組みが不足しているという意見がありました。

#### 【課題】

##### 市民、市民団体、事業者・大学の連携と活動継続の支援

- ・市民や市民団体によるみどりの活動を活性化し、次世代へと継続していくためには、魅力的な活動の機会を提供し、多様な主体の参加を促進することが求められます。
- ・みどりの活動への参加の促進にあたっては、事業者・大学などが企画や組織力、知識、技術を活かし、地域の一員としてみどりの活動に取り組み、互いに連携できる仕組みづくりが求められます。

##### 多様な主体の連携への支援・強化

- ・みどりに関わる多様な主体が連携し、活動を拡充・展開していくためには、異なる主体間をコーディネートし、連携がスムーズに図られるよう、積極的な支援が求められます。



枚方市公園、緑地等のアダプトプログラムの活動状況

## (2) 情報発信・意識啓発

### 【現況】

- ・市民ワークショップなどでは、みどりづくりの楽しさやみどりの魅力などの市民への情報発信が不十分であるため、活動への参加につながらないとの意見がありました。
- ・市の緑化イベントや緑化支援事業については、ホームページや市広報などで周知しても、知らない市民が多く、緑化に関する情報発信が不十分な状況となっています。
- ・市民や事業者の緑化意識の啓発にあたっては、花いっぱい運動や苗木・種子の配布など、花とみどりにふれあい、育てる機会を増やすことに取り組んでいます。

### 【課題】

#### 情報発信の強化

- ・市民、市民団体、事業者・大学に対し、みどりの魅力やみどりづくりについて理解を深めてもらうためには、情報の内容の充実や多分野・多方面へ情報提供を行うなど、情報発信の強化が求められます。

#### みどりとのふれあいによる意識啓発

- ・市民、市民団体、事業者・大学の緑化意識を高めるためには、みどりとふれあい育てる機会を創出し、意識啓発を行うことが求められます。

## (3) 財源確保

### 【現況】

- ・みどりの活動を継続的に行うためには、これまで取り組みが遅れていたみどりづくりに多様な主体が参加できる仕組みづくりや、多様な主体の活動を相互に連携させ支援する必要があり、そのための新たな費用がかかります。
- ・未着手の都市計画公園・緑地は、市内に14箇所（面積42.32ha）あります。
- ・小規模公園には、整備後の状況変化により、あまり利用されていないものが見られます。
- ・市民アンケート調査結果では、約90%の方が緑地の保全や創出などを目的とした寄附について賛成しています。

### 【課題】

#### 効率的な事業展開や財源確保の仕組みづくり

- ・公園の整備や維持補修、みどりに関わる多様な主体の連携への継続的な支援などについては、地域ニーズの経年変化に配慮しつつ、新たな財源確保の仕組みづくりが求められます。
- ・未着手・未完成の都市計画公園・緑地の計画の見直しにおいては、地域ニーズを踏まえた小規模公園の統廃合など、効率的な事業展開が求められます。

## 3. 計画の基本方針

### 3-1. 基本理念

#### (1) 基本理念

## 里山と淀川、それらを東西に結ぶ3河川 恵まれた良質なみどりを活かし、つなぎ、育む、 人もみどりも元気でやさしい枚方へ

本市は、生駒丘陵に連なる東部の里山や河川敷が広がる淀川の豊かなみどり、まちなかの公園や農地、社寺林などの身近なみどり、これらをつなぐ船橋川、穂谷川、天野川や街路樹のみどり、住宅地や商業地などに点在するみどりなど、良質なみどりに恵まれた都市です。

これらのみどりは、京街道や淀川の水運など大阪と京都を結ぶ中継地点として発展するなど、豊かな歴史の中で生まれたものです。今では本市の自然環境をかたちづくり、市民生活にうるおいとやすらぎ、安心感をもたらし、市民の地域への愛着を育み、市民が共有する貴重な地域資源となっています。

しかしながら、都市化の進展によりみどりの量は減少し、少子高齢化の進行や産業構造の変化に伴う担い手不足により継続的な管理が困難になり、一部のみどりの質が低下するなど、さまざまな課題を有しています。

一方、日本の諸都市と同様に、地球温暖化対策や生物多様性の確保などの環境問題、安全・安心のまちづくりなどを背景として、市民の環境や防災に関する意識が高まり、みどりに関わる取り組みや市民のライフスタイルの変化に応じたみどりのあり方に対する期待が高まっています。

そのため、いまこそ市民や市民団体、事業者・大学といった多様な主体が連携しながら、恵まれた良質なみどりを活かし守り、次の世代につなげていきます。また、みどりの質を向上させ、新たなみどりを育むことに積極的に取り組んでいきます。

本計画では、市民の生活空間のみどりを増やし、まちの景観や風格を向上させ、生物多様性の保全や暑熱環境の改善に配慮することにより、みどりの量を確保するとともに、地域特性に応じたみどりの質を維持・向上させることを目指します。また、市民がみどりとふれあうことにより健やかに暮らし、みどりを介して地域コミュニティが持続的に活性化するまち・枚方を目指していきます。

## (2) みどりづくりで目指すまち

基本理念に基づき、市民、市民団体、事業者・大学、行政といった多様な主体が連携して、みどりづくりに取り組むにあたり、常に意識して大切にしていきたいまちの姿を「みどりづくりで目指すまち」として、以下のとおり整理します。

### 1) 自然愛・郷土愛の醸成

東部の里山と淀川、これを結ぶ3河川と周辺に広がる農地や斜面林のみどりは地域の風土や季節に応じて表情を変え、魅力ある地域景観を形づくる一要素となっています。子ども達が自然に親しむことを通じて、自然の不思議さや大切さを知ることにより、ふるさとに対する意識が芽生え、自然愛や郷土愛を育むまちを目指します。

### 2) まちの風格の向上

香里団地のケヤキ通りや京街道沿いに見られる街路樹や生垣など生活空間のみどりをまもり育て、美しい景観を形成することにより生活環境の質を高め、風格の漂うまちを目指します。

### 3) 憩いや健康を育む空間の創出

枚方のまちなかにみどりを増やし、誰もが憩える快適な空間をつくることにより、人が集い、みどりを介したコミュニケーションや活力が生まれるまち、みどりとのふれあいを通じて心身の健康を保ち、豊かな感受性を育むまちを目指します。

### 4) 安全・安心な生活の確保

山田池公園や車塚公園などの公園は、災害発生時の広域避難場所や避難地、避難路、延焼遮断帯として役立ち、田畑は雨水を貯留する機能を持っています。また、適切に管理された樹林は、土砂流出防止や洪水調整などの災害防止機能を有しています。

これらの機能を維持・向上させつつ、みどりを介した地域交流により市民、市民団体、事業者・大学、行政が互いに連携し地域の防災力を高めるまちを目指します。

### 5) 生物多様性の保全

東部の里山や水辺地、王仁公園や市民の森などの公園、社寺林・孤立林等のまとまったみどりを保全・再生し、公共施設や住宅地などの緑化を推進することにより、多様な生物の生息・生育環境をつなぐみどりのネットワークの形成に寄与するまちを目指します。

### 6) 暑熱環境への配慮

樹木による日射の遮断効果や蒸発散作用により気温の上昇を抑えることで、ヒートアイランド現象を緩和し、緑地や緑化のみどりが市街地の暑熱環境の改善に寄与するまちを目指します。

### (3) みどりづくりへの取り組み姿勢

基本理念に基づき、市民、市民団体、事業者・大学、行政といった多様な主体が連携してみどりづくりに取り組む際に、共有していきたい心構えを「みどりづくりへの取り組み姿勢」として、以下の4点に整理します。

#### 1) みどりとふれあう機会を増やしましょう

みどりが増えたと実感できるみどりづくりを重視し、単なる量的なみどりの増加でなく、生活空間の中で目や手にふれることのできる身近なみどりを増やしましょう。

#### 2) 多様な主体・世代が連携し、楽しみながら取り組みましょう

里山や田畑の管理の担い手が不足する一方で、市民のみどりづくりへの参加の要望がある現状を受け、多様な主体や子どもからお年寄りまで幅広い年代が連携して楽しくみどりづくりに参加し、相互理解を進められるよう取り組みましょう。

#### 3) みどりの使い方や管理運営に取り組みましょう

みどりの利用を活性化させるため、少子高齢化や人口減少の進展、ライフスタイルの多様化といった社会情勢の変化に対応し、公園のリニューアルや周辺住民との協働による公園の活用など、みどりの使い方や管理運営に多様な主体が参加して取り組みましょう。

#### 4) 多様な機能を持った良質なみどりを次世代につなぎましょう

生態系への配慮が不十分なみどりが存在していることから、レクリエーション機能だけでなく、生態系の保全や防災、環境負荷の軽減、景観の向上など、多様なみどりの機能を保全・回復することで、地域特性に応じた良質なみどりを次世代につなぎましょう。

## 3 - 2 . みどりの将来像

みどりの将来像は、将来におけるみどりのまちづくりの具体像として、おおむね 20 年後の本市の姿を表すものです。

### (1) 基本的方向

本市の東端には、生駒山系に連なる東部の里山、西端には滋賀・京都・大阪を流れる淀川という 2 つの「みどりの骨格」が存在し、生態系やレクリエーションなどの重要な基盤となっています。しかし、「みどりの骨格」が単独でもたらす効果には限界があり、またその効果を市街地へと広げていく必要もあります。

そのため、これらの「みどりの骨格」と合わせて、公園や農地などのより身近な「みどりの拠点」を街路樹や河川などの連続性のある「みどりの軸」でつなぐことで、みどりのネットワークを形成していきます。

また、まとまったみどりの少ない市街地についても、地域特性の異なる「ゾーン」に応じた緑化を推進し、市全体としてみどりの機能の底上げを図ります。

### (2) これからのみどりのあり方

本市のみどりづくりは、これまで公園などの施設緑地の整備を重視してきましたが、少子高齢化や人口減少が進展する中、より効果的・効率的な公園の整備や既存ストックの有効活用が必要です。

また、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全には、施設緑地だけでなく、一定規模の河川や街路樹、樹林地のみどりが大きな効果を持つことがわかっています。

そのため、施設緑地の整備を重視してきたみどりのあり方を見直し、農地や社寺林・孤立林等の保全、住宅地や商・工業地の緑化など、多様なみどりづくりを総合的に進めます。

みどりのもつ効果の例

分類	効果の知見	
ヒートアイランド現象の緩和等、都市の熱環境改善の効果	河川を含む幅員 100m 程度の緑地や、幅員 200m 程度の樹林	平均表面温度が周辺市街地に比べ 5～7℃低い。
	1ha 程度の緑地	周辺市街地に比べ気温が 0.2℃程度低く、低温域は 40mにおよぶ。
	街路樹	緑陰の内外では 0.5～1.5℃の気温差がある。
生物多様性確保の効果	幅員 20mの樹林帯	鳥類の移動路として出現種数が増加する。
	面積 1ha の緑地	シジュウカラの 1 つがいが生息できる。

資料：環境の世紀における公園緑地の取り組み（国土交通省）

### (3) みどりの将来像の構成要素の方向性と位置付け

みどりの将来像は、「みどりの骨格」、「みどりの拠点」、「みどりの軸」、「みどりの土地利用」の4つの要素から構成します。各構成要素の目指すべき方向性と位置付けを以下のとおり整理します。

#### 1) みどりの骨格

「みどりの骨格」とは、持続可能な生態系の維持・回復や人と自然とのふれあいの場の提供、地域の原風景やヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善に資する広域的な観点からみたみどりの重要な基盤となるものです。

本市では、東部の里山と淀川を位置づけます。

「みどりの骨格」は本市のみどりの根幹として、多様な機能の保全や回復を図ります。

#### 2) みどりの拠点

「みどりの拠点」とは、市民が憩い、身近なみどりや水とふれあい、交流するなど地域の拠点となる場であり、また市街地に点在する自然環境や生態系の拠点ともなる場です。

本市では、地区公園以上の都市計画公園、鏡伝池緑地、野外活動センター、主なため池などの「公園・ため池等」、まとまった「農地」、「主な社寺林・孤立林等」を位置づけます。

すでに存在する「みどりの拠点」は質の向上と保全・活用を図り、「みどりの拠点」が不足する地域では創出を図ります。

#### 3) みどりの軸

「みどりの軸」とは、人々や動物がみどりを感じながら安全・安心、快適に移動することができ、市内に一体的なみどりのつながりを生み出す、「みどりの骨格」や「みどりの拠点」をつなぐネットワークです。

本市では、主要な幹線道路や災害時の救急・避難ルートである「主要道路軸」（国道1号・第二京阪道路、みどりの風促進区域の指定路線、広域緊急交通路・避難路）、自然巡回路や緑道などの歩行者系道路である「レクリエーション軸」、歴史的な連続性を持った京街道、東高野街道である「歴史軸（旧街道）」、市内を東西に横切る船橋川・穂谷川・天野川である「河川軸」を位置づけます。

「みどりの軸」は道路や川に沿った連続性のあるみどりの創出を図ります。

#### 4) みどりの土地利用

「みどりの土地利用」とは、「みどりの骨格」、「みどりの拠点」、「みどりの軸」以外の市街地の特性に応じてみどりを創出する場です。

本市では、枚方市駅周辺の商業地を「中心市街地ゾーン」に、それ以外の市街地は土地利用に応じて、「住宅地ゾーン」、「商業地ゾーン」、「工業地ゾーン」を位置づけます。

「みどりの土地利用」は比較的規模の小さなみどりが大部分ですが、市域のみどりに占める面積の割合が高く、地域特性を生み出すみどりとして大きく貢献することから、身近な公園や学校、住宅地などで積極的な緑化を図ります。





※みどりの土地利用については、身近な公園、学校や住宅地の庭木など、きめ細やかな緑化を推進することを緑色のドットで示しています

みどりの将来像

### 3 - 3 . 基本方針

本計画の基本理念に基づき、みどりの将来像を実現するためには、多くの人が関わり、大切なみどりを守り、創り、育み、次世代につなげていくことが求められます。

本市の取り組みの基本方針を以下のとおり設定します。

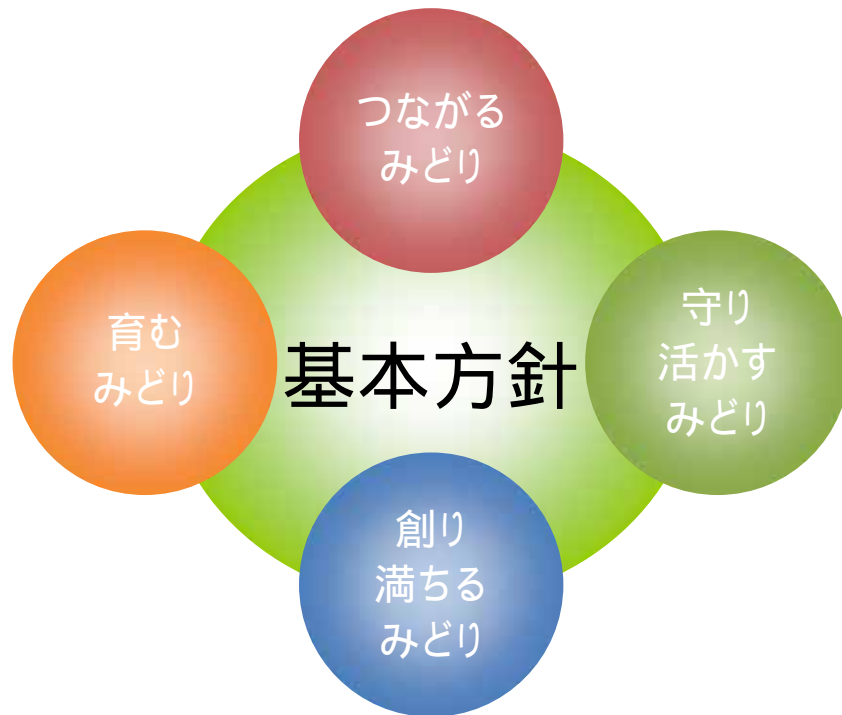
#### 4つの基本方針

次世代につながるみんなのみどりづくりを支援する〈つながるみどり〉

枚方の優れたみどりを守り活かしていく〈守り、活かすみどり〉

身近なみどりの機能を向上させる〈創り、満ちるみどり〉

花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する〈育むみどり〉



4つの基本方針

### （１）次世代につながるみんなのみどりづくりを支援する〈つながるみどり〉

今後のみどりづくりを効果的に進めるためには、行政だけでなく、市民、市民団体、事業者・大学といった多様な主体が連携していくことが必要です。

市民からは、みどりと関わりたいという要望がある一方、市民団体の活動メンバーの固定化や高齢化などによるみどりづくりの担い手不足、みどりの魅力や市民活動などの情報発信や、活動を支える財源が不十分という現状があります。

そのため、市民、市民団体、事業者・大学、行政といった多様な主体のみどりづくりへの参加や、異なる主体間の連携促進、また活動を継続的に次世代につなげていくための仕組みづくりを進めるなど、みどりづくりに関わっていくための第一歩を踏み出しやすくします。

### （２）枚方の優れたみどりを守り活かしていく〈守り、活かすみどり〉

東部の里山や淀川、田畑、社寺林・孤立林等の優れたみどりは、長い時間をかけて、人と自然との関わり合いの中で形成されてきたもので、生態系の維持やレクリエーション、景観といった面で重要な機能を持っています。しかし、維持管理の担い手不足などにより、みどりの質の劣化や量の減少が進んでいます。

そのため、豊かな自然環境を維持し、郷土の美しい景観を形成する優れたみどりについて、積極的な保全を図るとともに、市民に身近なみどりとして活用します。

### （３）身近なみどりの機能を向上させる〈創り、満ちるみどり〉

公園や道路などの都市インフラのみどりは、市民が身近に自然とふれあうことのできる場であり、市民も大切にしたいと思っているみどりです。一方で、施設の老朽化や維持管理上の問題、利用者のマナー不足のほか、防災機能や生態系に関する機能が不十分という現状があります。

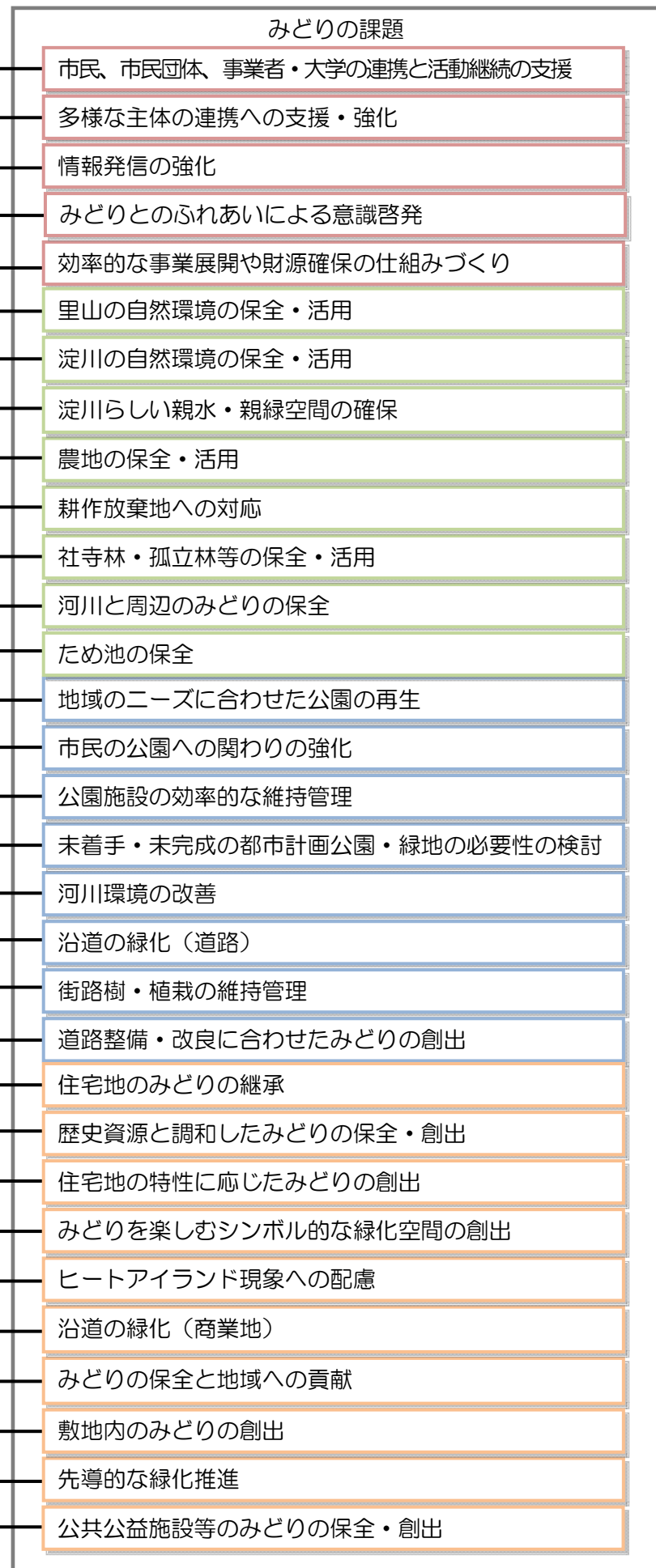
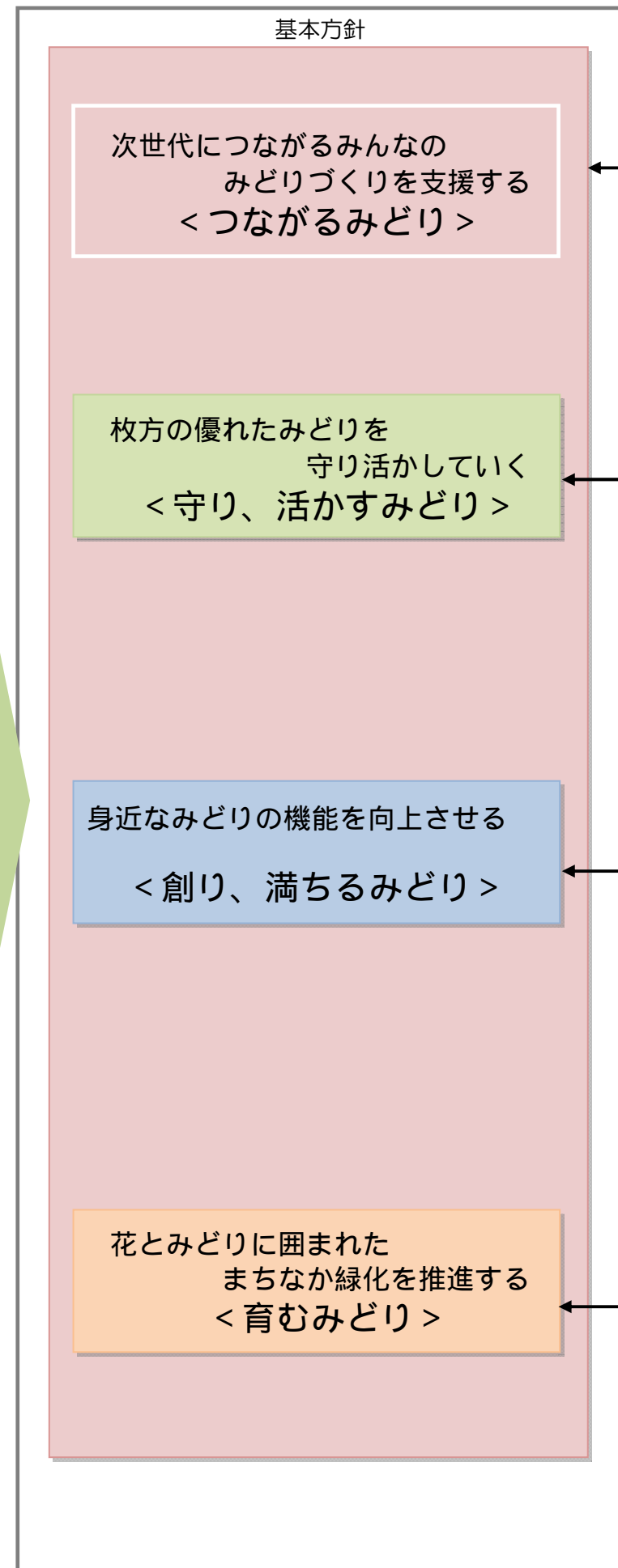
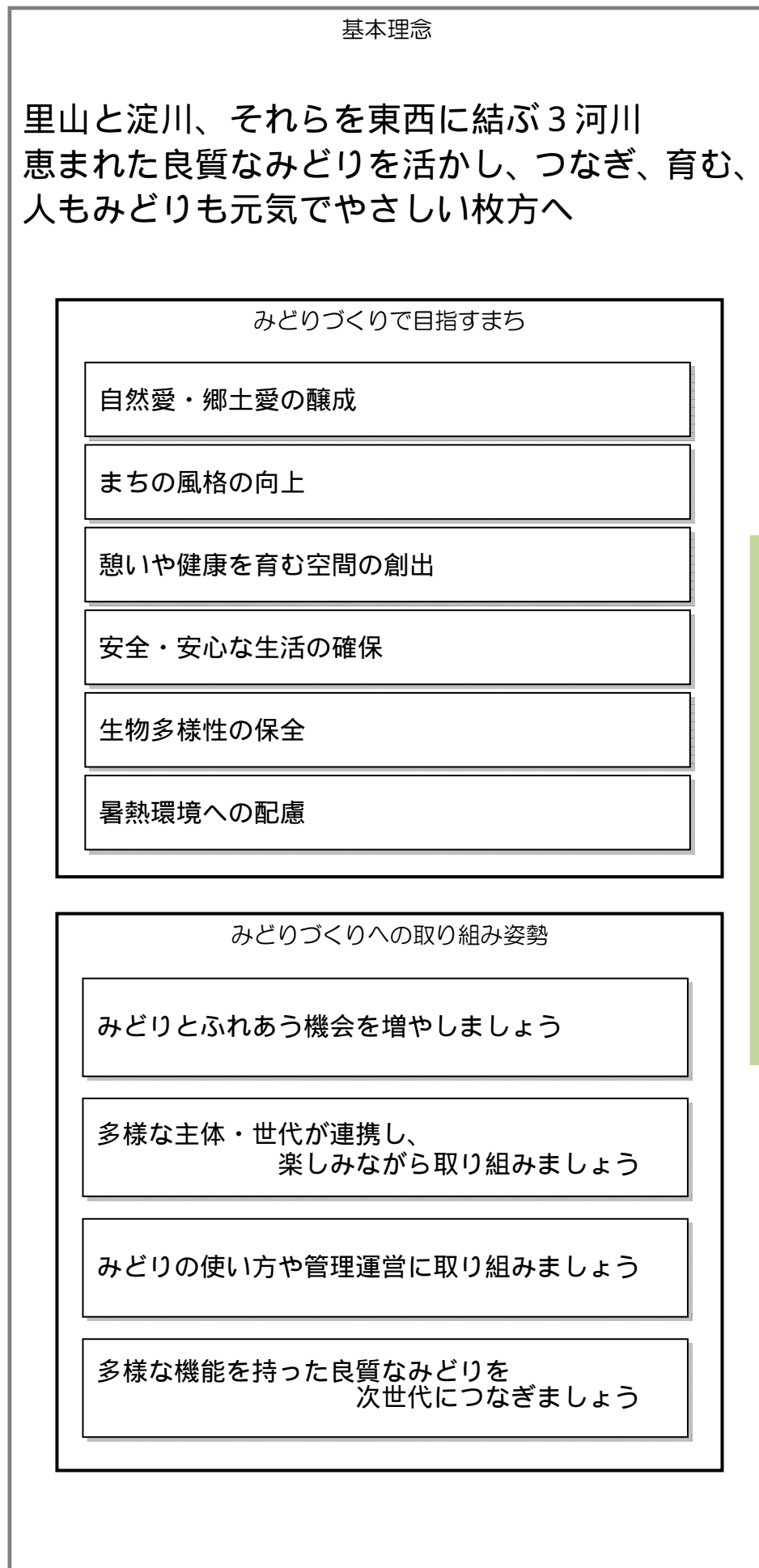
そのため、身近な都市インフラのみどりについて、維持管理の課題や多様な地域ニーズに対応するとともに、みどりのネットワークを形成することで、生物多様性の保全や防災、レクリエーションなどの機能を向上させます。

### （４）花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する〈育むみどり〉

本市には、住宅団地の成熟したみどり、旧街道や集落に残る歴史あるみどり、枚方市駅や樟葉駅前などの商業地のみどり、工業団地内のまとまったみどりなど、地域特性や土地利用にふさわしいさまざまなみどりが形成されています。

そのため、市民がみどりとふれあう機会を増やし、地域特性に応じた建築物や敷地内のみどりづくりを促進することにより、まちなかの魅力のさらなる向上を図ります。

これらの4つの基本方針と前章で抽出したみどりの課題との関係を、次ページに示します。



みどりの課題と基本方針の対応

### 3 - 4 . 計画フレームの設定

#### (1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域（枚方市全域 6,512ha）とします。

計画対象区域	
計画対象区域	枚方市全域 6,512ha

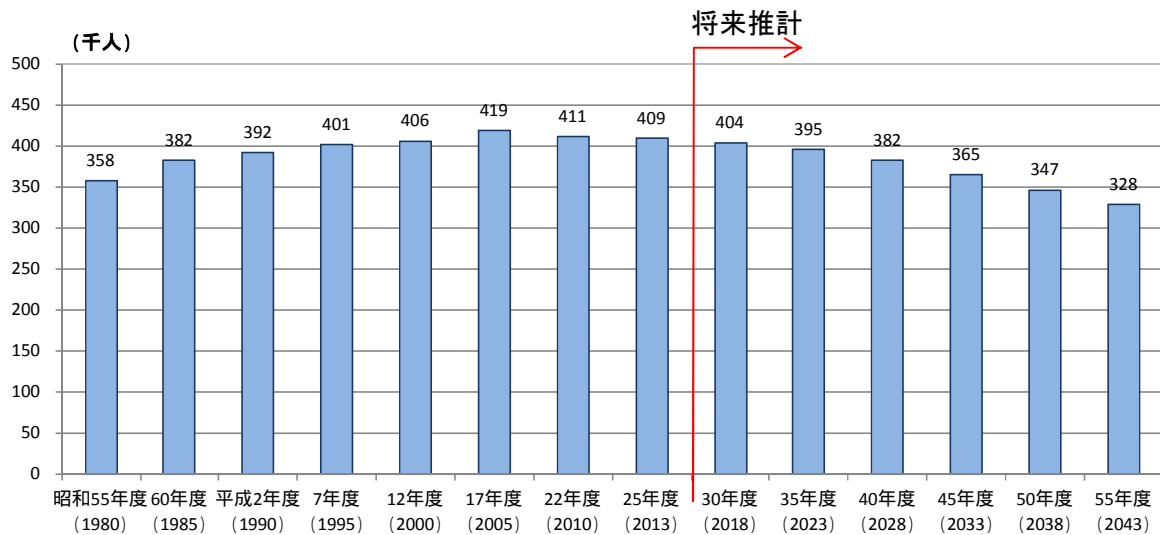
#### (2) 人口の見通し

目標年次における人口の見通しは、357,700 人とします。

目標年次		
年次	現況 平成 27 年度 (2015)	目標年次 平成 47 年度 (2035)
人口	406,281 人	357,700 人

※現況の人口は、平成 27 年 4 月 1 日現在（住民基本台帳）

※目標年次の人口は、枚方市人口推計調査報告書の平成 45 年と 50 年の推計値から直線補間して算出



※各年度 12 月末現在

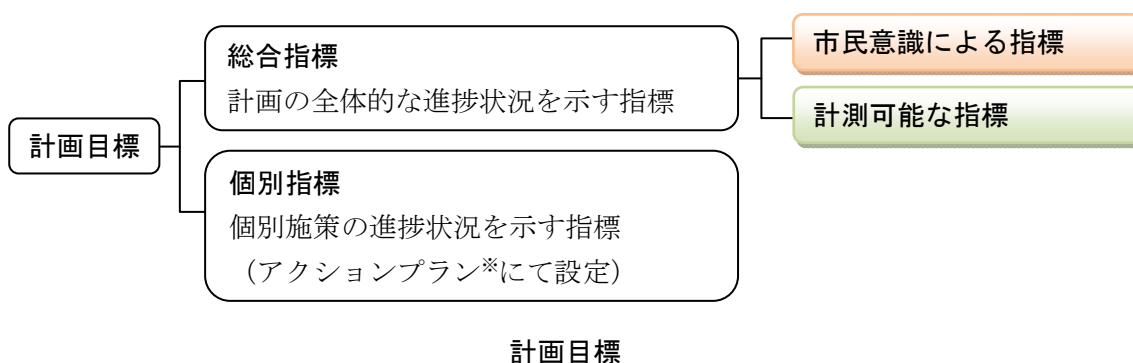
資料 平成 25 年度以前：住民基本台帳と外国人登録人口の合計値  
平成 30 年度以降：枚方市人口推計調査報告書（平成 26 年 1 月）  
**人口の推移**

### 3 - 5 . 計画目標の設定

本計画の推進に際しては、市民、市民団体、事業者・大学、行政が目標像を共有するため、目標年次における計画目標を設定します。

計画目標は、本計画の全体的な進捗状況を示す総合指標と個別の取り組みの進捗状況を示す個別指標を設定します。本節では、総合指標について、効果を表す指標として「市民意識による指標」、結果を表す指標として面積や延長などの「計測可能な指標」の2つの指標を設定します。

なお、個別指標については、別途アクションプラン※を作成して設定します。



※アクションプラン：重点テーマとして抽出した取り組みの具体的な実施項目やスケジュールを明らかにしたもの

#### (1) 総合指標

##### 1) 市民意識による指標

市民のみどりへの意識に関する指標としては、定期的を実施する市民意識アンケート調査から、普段の生活のなかでのみどりとのふれあいと、豊かな自然環境の保全に関する市民意識の割合を設定します。

それぞれの指標について、増加を目指します。

市民意識による指標	現況 平成 27 年度 (2015)	目標年次 平成 47 年度 (2035)
普段の生活のなかでみどりとふれあえと感じている市民の割合	48.4%	(増加)
里山や農地などの豊かな自然環境が保全されていると感じている市民の割合	40.3%	(増加)

## 2) 計測可能な指標

市全体のみどりの量に関する計測可能な指標としては、法律や条例で担保された緑地（地域制緑地）の面積、市全域における緑被面積の割合、施設緑地の面積、街路樹の整備延長を設定します。

市全域における緑被面積の割合については、今後想定される農地面積の減少を抑制し、減少分をまちなかにおけるみどりにより補うという考え方から、現状維持を目指します。

その他の指標については、現状からの増加を目指します。

計測可能な指標	現況 平成 27 年度 (2015)	目標年次 平成 47 年度 (2035)
法律や条例で担保された緑地（地域制緑地）の面積	1,195.7ha	1,204.7ha
市全域における緑被面積の割合	38.5%	38.5%
施設緑地の面積	405.6ha	426.6ha
街路樹の整備延長	34.3km	40.5km

## 4. みどりの将来像実現に向けた取り組みの方針

### 4-1. 取り組みの体系

本章の全体的な流れは、次ページのとおりです。

2章で整理した課題、3章で設定した基本理念・みどりの将来像・基本方針に基づき、4-2では、今後の取り組みを位置づけます。また、4-3では、重点テーマに沿った重要性の高い取り組みをパッケージとして位置づけます。



**基本理念**

里山と淀川、それらを東西に結ぶ3河川  
恵まれた良質なみどりを活かし、つなぎ、育む、  
人もみどりも元気でやさしい枚方へ

**みどりづくりで目指すまち**

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 自然愛・郷土愛の醸成    | 安全・安心な生活の確保 |
| まちの風格の向上      | 生物多様性の保全    |
| 憩いや健康を育む空間の創出 | 暑熱環境への配慮    |

**みどりづくりへの取り組み姿勢**

- |                                 |                                 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| みどりとふれあう機会を増やしましょう              | みどりの使い方や管理運営に取り組みましょう           |
| 多様な主体・世代が連携し、<br>楽しみながら取り組みましょう | 多様な機能を持った良質なみどりを<br>次世代につなぎましょう |

**みどりの将来像**

**みどりの課題**

- ・市民、市民団体、事業者・大学の連携と活動継続の支援
- ・多様な主体の連携への支援・強化
- ・情報発信の強化
- ・みどりとふれあいによる意識啓発
- ・効率的な事業展開や財源確保の仕組みづくり

- ・里山の自然環境の保全・活用
- ・淀川の自然環境の保全・活用
- ・淀川らしい親水・親緑空間の確保
- ・農地の保全・活用
- ・耕作放棄地への対応
- ・社寺林・孤立林等の保全・活用
- ・河川と周辺のみどりの保全
- ・ため池の保全

- ・地域のニーズに合わせた公園の再生
- ・市民の公園への関わりの強化
- ・公園施設の効率的な維持管理
- ・未着手・未完成の都市計画公園・緑地の必要性の検討
- ・河川環境の改善
- ・沿道の緑化（道路）
- ・街路樹・植栽の維持管理
- ・道路整備・改良に合わせたみどりの創出

- ・住宅地のみどりの継承
- ・歴史資源と調和したみどりの保全・創出
- ・住宅地の特性に応じたみどりの創出
- ・みどりを楽しむシンボリックな緑化空間の創出
- ・ヒートアイランド現象への配慮
- ・沿道の緑化（商業地）
- ・みどりの保全と地域への貢献
- ・敷地内のみどりの創出
- ・先導的な緑化推進
- ・公共公益施設等のみどりの保全・創出

**基本方針**

次世代につながるみんなの  
みどりづくりを支援する  
**<つながるみどり>**

枚方の優れたみどりを  
守り活かしていく  
**<守り、活かすみどり>**

身近なみどりの機能を  
向上させる  
**<創り、満ちるみどり>**

花とみどりに囲まれた  
まちなか緑化を推進する  
**<育むみどり>**

**取り組みの基本方向とグループ**

- 1) 市民、市民団体、事業者・大学の参加促進と行政を含めた連携の仕組みづくり  
みどりづくりへの参加促進 (P46)  
みどりづくりの活動を促進するための支援 (P47)
  - 2) みどりの普及啓発とふれあう機会の充実  
新たな周知方法や浸透を深める手法の検討 (P48)  
みどりとふれあう機会の充実 (P49)
  - 3) 新たな財源の確保と効率的な事業展開  
財源確保の仕組みづくり (P50)  
効率的な事業展開 (P51)
- 1) 里山の保全・活用  
里山の自然環境の保全、維持・回復 (P54)  
里山の活用の促進 (P56)  
維持管理の強化 (P57)
  - 2) 水辺地の保全・活用  
淀川の自然環境の保全・活用 (P58)  
船橋川・穂谷川・天野川の水辺地の保全・活用 (P59)  
ため池の保全 (P59)
  - 3) 農地の保全・活用  
農地の保全 (P60)  
農地の活用 (P61)
  - 4) 社寺林・孤立林等の保全・活用  
社寺林・孤立林等の保全 (P62)  
社寺林・孤立林等の活用 (P62)
- 1) 公園の充実  
公園の再生・再編・整備 (P64)  
適切な維持管理 (P66)
  - 2) 道路・河川のネットワークの充実  
道路沿道のみどりの充実 (P67)  
適切な維持管理 (P67)  
河川沿いの自然巡回路の整備・充実 (P68)  
歴史資源に調和したみどりの保全 (P68)
- 1) 住宅地の緑化  
住宅地のみどりの創出 (P70)  
住宅地のみどりの保全 (P70)
  - 2) 商業地・工業地の緑化  
商業地の緑化 (P71)  
工業地の緑化 (P72)
  - 3) 公共公益施設の緑化  
公共公益施設のみどりの創出 (P73)  
公共公益施設のみどりの保全 (P74)

( )内は取り組みの記載ページを表しています

**重点テーマによる取り組みのパッケージ**

- 持続的なみどりづくりに向けた仕組みづくり**
- ・市民がみどりに親しめるイベントの開催や表彰制度の創設検討
  - ・市民団体との協働によるみどりづくりのリーダー等の育成
  - ・協働によるみどりづくりのルール作成と普及・啓発
  - ・多様な主体のプラットフォームづくり
  - ・みどりに関する学校教育の充実
  - ・みどりづくりの財源の拡充検討など

- 緑化重点地区**
- ・市民や事業者との協働による公園等の維持管理の促進
  - ・ゆとりを感じる緑化空間の形成促進
  - ・周辺地域に配慮したみどりの創出に向けた誘導策の導入検討など

- みどりの土地利用に応じたきめ細やかな緑化推進**
- ・開発時の緑地確保策の拡充検討
  - ・防災協力農地制度の検討
  - ・都市公園の整備・リニューアルの推進
  - ・未着手・未完成の都市計画公園・緑地の見直しと整備の方向性の再検討
  - ・地域交流の場となる拠点づくりへの支援
  - ・みどりのスポンサー制度の導入検討
  - ・学校のみどりの維持管理の質の向上など

- 保全配慮地区**
- ・多様な主体と連携した里山の保全・活用のモデル地区の導入検討
  - ・地元と連携した里山の周知・PR
  - ・自然観察や森林療法、健康増進等の場としての里山の活用
  - ・事業者の社会・環境貢献活動の場としての里山の活用
  - ・市民団体との協働による誰もが里山の魅力を体験できる場所づくりなど

重点テーマ

取り組みの体系



## 4 - 2 . 取り組みの内容

本市のみどりの将来像を実現するための4つの基本方針に基づき、今後進めていく具体的な取り組みについて示します。

取り組みの具体化にあたっては、今後の社会経済情勢の変化や本市の財政状況等を踏まえ、柔軟に対応していきます。

### 基本方針

「次世代につながるみんなのみどりづくりを支援する〈つながるみどり〉」

「枚方の優れたみどりを守り活かしていく〈守り、活かすみどり〉」

「身近なみどりの機能を向上させる〈創り、満ちるみどり〉」

「花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する〈育むみどり〉」

各取り組みには、関連する情報として、以下の内容を示しています。

- ・ **【新規】**：今後新たに着手する取り組み
- ・ **【継続】**：現在進行中の取り組みを継続する場合
- ・ **【拡充】**：現在進行中の取り組み内容を拡充する場合
- ・ **【重点】**：次節の「4 - 3 . 重点テーマ」で位置づけのある取り組み
- ・ **(再掲)**：前に同じ取り組みが記載されている場合

(1) 次世代につながるみんなのみどりづくりを支援する〈つながるみどり〉

「次世代につながるみんなのみどりづくりを支援する〈つながるみどり〉」の基本方針に基づく取り組みの方向としては、1) 市民、市民団体、事業者・大学の参加促進と行政を含めた連携の仕組みづくり、2) みどりの普及啓発とふれあう機会の充実、3) 新たな財源の確保と効率的な事業展開とし、みどりづくりに関わっていくための第一歩となる取り組みを展開します。

次世代につながるみんなのみどりづくりを支援する〈つながるみどり〉の取り組み一覧

基本方針	基本方向	取り組み			実施主体 2)					取り組み種別	新たな取り組みの開始時期 3)	
		グループ	No 1)	名称	市民	市民団体	事業者	大学	行政		1期	2期
(1) 次世代につながるみんなのみどりづくりを支援する〈つながるみどり〉	1) 市民、市民団体、事業者・大学の参加促進と行政を含めた連携の仕組みづくり	みどりづくりへの参加促進	1-1 (2-13)	市民活動の誘発と支援						拡充		
			1-2	市民がみどりに親しめるイベントの開催や表彰制度の創設検討						拡充		
			1-3	広域的なみどりの保全や活動への参加促進						継続		
		みどりづくりの活動を促進するための支援	1-4	市民団体との協働によるみどりづくりのリーダー等の育成						新規		
			1-5	市民活動への支援内容の充実・強化						拡充		
			1-6	協働によるみどりづくりのルールの作成と普及・啓発						新規		
			1-7 (2-12)	多様な主体のプラットフォームづくり						拡充		
			1-8	近隣市との連携体制の強化						新規		
			1-9	関係各課を横断した庁内連携組織の継続的な開催						継続		
	2) みどりの普及啓発とふれあう機会の充実	新たな周知方法や浸透を深める手法の検討	1-10	みどりに関する情報提供と情報共有の強化・充実						拡充		
			1-11	みどりについて学び理解を深める機会の充実						拡充		
			1-12	みどりに関する学校教育の充実						新規		
		みどりとふれあう機会の充実	1-13	花や苗木などの提供推進						拡充		
			1-14	市民等による優れたみどりの発掘やふれあう機会の創出						新規		
	3) 新たな財源の確保と効率的な事業展開	財源確保の仕組みづくり	1-15	みどりづくりの財源の拡充検討						新規		
			1-16 (4-5)	みどりのスポンサー制度の導入検討						新規		
		効率的な事業展開	1-17 (3-13)	計画的な公園施設の修繕・更新・改築						継続		
			1-18 (3-2)	小規模公園の統廃合の検討						新規		
			1-19 (3-4)	地域ニーズに合わせた施設整備の推進						継続		
			1-20 (3-7)	未着手・未完成の都市計画公園・緑地の見直しと整備の方向性の再検討						新規		

1) 次節の「4-3. 重点テーマ」で位置づけのある取り組み (P75 参照)

2) 実施、支援・参加

3) 実施 (開始時期を記載) 1期:平成 28~31 年度、2期:平成 32~39 年度

## 1) 市民、市民団体、事業者・大学の参加促進と行政を含めた連携の仕組みづくり

市民、市民団体、事業者・大学の参加促進と行政を含めた連携の仕組みづくりを進めるにあたっては、以下の取り組みを進めます。

- ①みどりづくりへの参加促進
- ②みどりづくりの活動を促進するための支援

### ①みどりづくりへの参加促進

豊かなみどりづくりの担い手として、市民、市民団体、事業者・大学といった多様な主体がみどりの活動に参加するきっかけをつくります。

#### 取り組み 1-1 市民活動の誘発と支援【拡充】

**重点**

市民がみどりに関する活動に参加するきっかけにつながり、みどりへの関心が高まるよう、市民団体との協働によるボランティア講座の開催やボランティア体験制度の導入など、市民団体の創設支援や育成を進めます。



ボランティア講座

#### 取り組み 1-2 市民がみどりに親しめるイベントの開催や表彰制度の創設検討【拡充】

**重点**

市民がみどりづくりに取り組む動機付けとなり、市街地における緑化やみどりの保全活動がより一層促進されるよう、みどりのシンポジウムや講演会、コンテスト、緑花市場、菊花展といったみどりに関するイベントなどを定期的で開催します。また、アダプトプログラムや里山保全ボランティアなどのみどりに関わる取り組みや優れた緑化事例に対する表彰制度の創設を検討します。



花壇コンテスト  
(緑化フェスティバル)



菊花展

### 取り組み 1-3 広域的なみどりの保全や活動への参加促進【継続】

市域を超えた広域的なみどりの保全や連携により、みどりの活動の輪を広げていく観点から、生駒山系森づくりサポート協議会での生駒花屏風活動支援事業など、府が取り組んでいるみどりの保全や活動への参加を促進します。

## ②みどりづくりの活動を促進するための支援

多様な主体によるみどりづくりを効果的、継続的に進めるために必要な支援を進めます。

### 取り組み 1-4 市民団体との協働によるみどりづくりのリーダー等の育成【新規】**重点**

市民がみどりづくりに気軽に楽しく取り組むことができるよう、みどりづくりのリーダーや専門家、アドバイザーの育成を進めます。

### 取り組み 1-5 市民活動への支援内容の充実・強化【拡充】

市民によるみどりづくりが一層進むよう、必要な資機材の貸出、専門家・アドバイザーの派遣制度など、みどりづくりを支援するためのメニューの充実・強化を進めます。

### 取り組み 1-6 協働によるみどりづくりのルール作成と普及・啓発【新規】**重点**

市民が自ら、みどりづくりを進めるときに活用できる、基本的な姿勢や共通のルールを示した「枚方みどりの心得」を市民、市民団体、大学とともに作成し、普及・啓発を進めます。

### 取り組み 1-7 多様な主体のプラットフォームづくり【拡充】**重点**

市民、市民団体、事業者・大学、行政といった多様な主体が情報を共有し、連携しながらみどりづくりの活動が進められるよう、各団体が集まって活動できる場の提供や市民団体と地権者の調整会議を開催するなど、多様な主体が連携できる場としてプラットフォームづくりを進めます。

特に東部の里山では、津田地区森づくり推進委員会や穂谷森づくり委員会の継続開催、里山保全活動団体との意見交換会の開催など、行政のコーディネートによる市民団体と地権者間のプラットフォームづくりを進めます。

### 取り組み 1-8 近隣市との連携体制の強化【新規】**重点**

近隣市と連携してみどりの保全や緑化推進に取り組むことができるよう、連携の仕組みづくりや情報交換など、近隣市との連携体制の強化を進めます。

### 取り組み 1-9 関係各課を横断した庁内連携組織の継続的な開催【継続】

「枚方市みどりの基本計画」の取り組みを積極的に推進していくため、関係各課を横断した庁内連携組織である「枚方市緑の推進委員会」を継続的に開催していきます。

## 2) みどりの普及啓発とふれあう機会の充実

みどりの普及啓発とふれあう機会の充実を進めるにあたっては、以下の取り組みを進めます。

- ①新たな周知方法や浸透を深める手法の検討
- ②みどりとふれあう機会の充実

### ①新たな周知方法や浸透を深める手法の検討

みどりに関する意識やみどりづくりへの参加意識の向上のため、みどりに関する情報提供を強化します。

#### 取り組み 1-10 みどりに関する情報提供と情報共有の強化・充実【拡充】

**重点**

みどりの普及啓発をより一層進めるため、ホームページの充実や市広報・フリーペーパーへの掲載、アダプトプログラムや緑化支援制度のPRなど、みどりに関する情報や提供手段の強化・充実を図るとともに、市民がお互いに花づくりなどの情報交換ができる仕組みづくりを進めます。

また、市民意識調査や緑地・緑被率調査、枚方ふるさといきもの調査など、市民団体などの協働によるみどりの実態調査を定期的実施し、情報の充実や共有を進めます。



市民との協働による生物実態調査

#### 取り組み 1-11 みどりについて学び理解を深める機会の充実【拡充】

**重点**

市民などがみどりについて学び理解を深められるよう、みどりに関する講習会の開催やみどりの相談窓口の充実、市職員による出前講座のメニュー充実に取り組み、本市のみどりやみどり全般について学べる場づくりの検討を進めます。



みどりの講習会

#### 取り組み 1-12 みどりに関する学校教育の充実【新規】

**重点**

環境学習や歴史学習などの学校教育の場においてみどりが積極的に活用されるよう、本市のみどりの特徴やみどりの効果などを追加した環境副読本の拡充検討や、大学でのみどりに関する公開講座などを行い、みどりに関する学校教育を充実させます。

## ②みどりとふれあう機会の充実

家庭や身近な場所で花や樹木を育てる機会、ふれあう機会を充実させます。

### 取り組み 1-13 花や苗木などの提供推進【拡充】

重点

多くの人が花やみどりとふれあう機会が増えるよう、緑化イベントの実施時やアダプトプログラム参加時などに、市民や市民団体への花の種・苗・苗木の配布を継続的に実施します。また、市民や市民団体による花苗育成事業の導入を検討します。

新生児誕生記念苗木は、配付する樹種の充実を図り、また花苗や花種の提供機会の増加について検討します。



花苗の配布イベント  
(緑化フェスティバル)

### 取り組み 1-14 市民等による優れたみどりの発掘やふれあう機会の創出【新規】

重点

優れたみどりや地域の隠れた資源を発掘し、新たなみどりの魅力を発見・創出するため、市民や市民団体との協働による優れたみどりの調査や見学・体験ツアーの開催、見学・体験ルートマップやみどりの楽しみ方のマニュアルの作成などを行います。



### 3) 新たな財源の確保と効率的な事業展開

新たな財源の確保と効率的な事業展開にあたっては、以下の取り組みを進めます。

- ①財源確保の仕組みづくり
- ②効率的な事業展開

#### ①財源確保の仕組みづくり

持続的なみどりの保全や緑化支援のため、以下のような財源の確保の仕組みづくりを検討します。

##### 取り組み 1-15 みどりづくりの財源の拡充検討【新規】

**重点**

みどりの保全や創出、育成に関わる活動に対する支援や取り組みを継続的に実施していくため、花と緑のまちづくり基金やふるさと寄附金などの拡充、公園に設置する自動販売機や冊子販売などの市の販売物の一定割合を緑化推進や緑地保全に使用する制度の導入を検討します。

##### 取り組み 1-16 みどりのスポンサー制度の導入検討【新規】

**重点**

緑化推進に民間力を活用していく観点から、ネーミングライツの販売や広告・社名入りの街路樹・花壇設置など、事業者などと連携したみどりのスポンサー制度の導入を検討します。

## ②効率的な事業展開

既存の公園や整備計画について、計画的な施設の更新や統廃合を含めた見直しを行い、効率的な事業展開を図ります。

### 取り組み 1-17 計画的な公園施設の修繕・更新・改築【継続】

公園の維持管理を計画的かつ効率的に実施していくため、公園施設長寿命化計画に基づいた計画的な公園施設の修繕・更新・改築を進めます。

### 取り組み 1-18 小規模公園の統廃合の検討【新規】

地域ニーズに応じた機能を最大限に発揮し、市民が利用しやすい公園にするため、小規模公園の統廃合を検討します。

### 取り組み 1-19 地域ニーズに合わせた施設整備の推進【継続】

魅力的な公園を提供していくため、公園のリニューアルや新設時の計画段階における市民参画の仕組みづくりの導入やバリアフリー化の推進、健康遊具の設置など地域のニーズに合わせた整備を進めます。

### 取り組み 1-20 未着手・未完成の都市計画公園・緑地の見直しと整備の方向性の再検討【新規】

**重点**

未着手・未完成の都市計画公園・緑地については、地域の実情や特性を勘案しながら必要性や代替性、実現性の観点から見直しを行い、整備の方向性を再検討します。

(2) 枚方の優れたみどりを守り活かしていく<守り、活かすみどり>

「枚方の優れたみどりを守り活かしていく<守り、活かすみどり>」の基本方針に基づく取り組みの方向としては、1) 里山の保全・活用、2) 水辺地の保全・活用、3) 農地の保全・活用、4) 社寺林・孤立林等の保全・活用とし、豊かな自然環境を維持し、郷土の美しい景観を形成する優れたみどりについて、積極的な保全を図るとともに、市民に身近なみどりとして活用していく取り組みを展開します。

枚方の優れたみどりを守り活かしていく<守り、活かすみどり>の取り組み一覧

基本方針	基本方向	グループ	取り組み		実施主体 2)					取り組み種別	新たな取り組みの開始時期 3)	
			No 1)	名称	市民	市民団体	事業者	大学	行政		1期	2期
(2) 枚方の優れたみどりを守り活かしていく<守り、活かすみどり>	1) 里山の保全・活用	里山の自然環境の保全、維持・回復	2-1	市民参画による枚方市里山保全基本計画の改定						新規		
			2-2	多様な主体と連携した里山の保全・活用のモデル地区の導入検討						新規		
			2-3	地域制緑地の指定継続や拡大検討						拡充		
			2-4	市民や市民団体との協働による生態系や里山景観に配慮した自然環境の形成						継続		
			2-5	市民や市民団体との協働による防災機能の高い森林づくり						拡充		
		里山の活用の促進	2-6	地元と連携した里山の周知・PR						新規		
			2-7	里山でとれる資源による地産地消の促進						拡充		
			2-8	自然観察や森林療法、健康増進等の場としての里山の活用						拡充		
			2-9	事業者の社会・環境貢献活動の場としての里山の活用						拡充		
			2-10	市民団体との協働による誰もが里山の魅力を体験できる場所づくり						新規		
		維持管理の強化	2-11	市民団体との協働による里山での活動を支えるインフラ整備						継続		
			2-12 (1-7)	多様な主体のプラットフォームづくり						拡充		
			2-13 (1-1)	市民活動の誘発と支援						拡充		
			2-14	里山保全活動への支援						継続		
			2-15	里山での営農支援制度の導入検討						新規		

- 1) 次節の「4-3. 重点テーマ」で位置づけのある取り組み (P75 参照)  
 2) 実施、支援・参加  
 3) 実施(開始時期を記載) 1期:平成 28~31 年度、2期:平成 32~39 年度

# 4章

みどりの将来像実現に向けた取り組みの方針

基本方針	基本方向	取り組み			実施主体 2)					新たな取り組みの開始時期 3)		
		グループ	No 1)	名称	市民	市民団体	事業者	大学	行政	取り組み種別	1期	2期
(2) 枚方の優れたみどりを守り活かしていく^守り、活かすみどりv	2) 水辺地の保全・活用	淀川の自然環境の保全・活用	2-16	市民との協働による淀川の河川環境の維持管理の促進						継続		
			2-17	淀川らしい親水・親緑空間の整備の促進						継続		
			2-18	自然環境や淀川特有の生態系、水辺景観の保全・再生促進						継続		
		船橋川・穂谷川・天野川の水辺地の保全・活用	2-19	川と人との豊かなふれあい活動の場の維持・形成の促進						継続		
			2-20	生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生促進						継続		
			2-21	周辺環境と調和した河川景観の形成						継続		
			2-22	河川と一体となった農地や河畔林の保全策の検討						新規		
		2-23	良好な水質の保全						継続			
	ため池の保全	2-24	ため池の保全策の検討						拡充			
	3) 農地の保全・活用	農地の保全	2-25	地域制緑地の指定継続						継続		
			2-26 (2-33)	開発時の緑地確保策の拡充検討						拡充		
			2-27	景観形成作物への補助						継続		
			2-28	防災協力農地制度の検討						新規		
		農地の活用	2-29	農業の担い手の確保						継続		
			2-30	環境教育・健康増進の場としての農地の活用促進						継続		
	2-31	市民や事業者との協働による地元農産物の活用促進						継続				
4) 社寺林・孤立林等の保全・活用	社寺林・孤立林等の保全	2-32	地域制緑地の指定継続や拡大検討						拡充			
		2-33 (2-26)	開発時の緑地確保策の拡充検討						拡充			
	社寺林・孤立林等の活用	2-34	市民団体との協働によるまちなかの貴重なみどりの周知・PR						新規			

- 1) 次節の「4-3. 重点テーマ」で位置づけのある取り組み (P75 参照)
- 2) 実施、支援・参加
- 3) 実施 (開始時期を記載) 1期:平成 28~31 年度、2期:平成 32~39 年度

## 1) 里山の保全・活用

里山の保全・活用にあたっては、以下の取り組みを進めます。

- ①里山の自然環境の保全、維持・回復
- ②里山の活用の促進
- ③維持管理の強化

### ①里山の自然環境の保全、維持・回復

本市のみどりの骨格として、貴重な自然環境の保全、生態系の維持・回復を図ります。

#### 取り組み 2-1 市民参画による枚方市里山保全基本計画の改定【新規】

**重点**

本計画を踏まえ、里山を市民全体の貴重な地域資源として保全継承していくための具体策を示した枚方市里山保全基本計画の改定を市民参画により進めます。

#### 取り組み 2-2 多様な主体と連携した里山の保全・活用のモデル地区の導入検討【新規】

**重点**

里山の保全・活用における優れた取り組みが、東部の里山全体に波及して広がるよう、多様な主体とともに先導的に取り組みを進めるモデル地区の導入を検討します。

#### 取り組み 2-3 地域制緑地の指定継続や拡大検討【拡充】

里山や農地などの貴重なみどりは、法などを適用することにより保全を図る観点から、地域森林計画対象民有林、農業振興地域(農用地区域)などの既存の地域制緑地について、指定を継続します。

また、保全配慮地区を新たに指定するとともに、市民緑地制度や緑地保全地域、特別緑地保全地区や風致地区など新たな法規制によるみどりの保全策の導入を検討します。

加えて、里山が将来にわたって適切に管理され、市民が誇れる美しい財産となるよう、市民、市民団体、事業者・大学、行政といった異なる主体間の連携による維持管理の仕組みづくりを進め、管理協定制度の導入を検討します。

#### 新たに指定を検討する制度例

制度名	概要
保全配慮地区	風致景観の保全の観点、生態系の保全の観点および市民の自然とのふれあいの場の提供の観点等の都市における緑地の状況等を勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区
市民緑地制度	市や市民団体が地権者と市民緑地契約を締結し、緑地を一般開放する制度
緑地保全地域	都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地域
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区
風致地区	都市の風致を維持するため、都市計画法によって定められる地区で、建築などについて許可が必要となる地区
管理協定制度	地権者と市や市民団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度

#### 取り組み 2-4 市民や市民団体との協働による生態系や里山景観に配慮した自然環境の形成【継続】

生態系や里山景観に配慮した自然環境の形成を図るため、市民団体などとの協働により、放置竹林の拡大防止や、ナラ枯れやメリケンソウの対策などを進めます。

また、既存の動植物への影響を最小限に抑え、里山の生態系を保全するため、特定外来種の駆除・捕獲により被害の防止を進めます。

#### 取り組み 2-5 市民や市民団体との協働による防災機能の高い森林づくり【拡充】 **重点**

里山のみどりを保全することにより、雨水を貯留し土砂や倒木の流出を防ぐ観点から、保安林の指定継続や拡大を検討します。また、治山事業や流木対策を促進し、地権者や市民団体などとの協働により公益的機能の高い森林づくりを進めます。



大雨による倒木

## ②里山の活用の促進

里山の魅力をより多くの人により深く知ってもらい、里山を訪れてもらうため、里山に関する情報提供の強化、里山を使いやすくするための仕組みづくり、里山の資源の活用強化を促進します。

### 取り組み 2-6 地元と連携した里山の周知・PR【新規】

**重点**

里山の地権者に対して、里山保全への協力要請を行うとともに、保全や維持管理の重要性についての意識啓発を進めます。

また、里山の魅力や保全活動について多くの市民に知ってもらえるよう、地域住民や市民団体と連携し、里山のニックネームやキャッチフレーズの作成を検討します。また、ホームページの充実を図り、市広報やフリーペーパーへの掲載、電車やバスへの広告掲示など、地元と連携した里山をPRする広報手段の強化を進めます。

### 取り組み 2-7 里山でとれる資源による地産地消の促進【拡充】

農産物や木材、竹など里山でとれた資源を多くの人に知ってもらえるよう、産地直売所の拡大や資源を利活用する方策を検討し、スーパーやレストランなどの事業者と連携して、地産地消を進めます。

### 取り組み 2-8 自然観察や森林療法、健康増進等の場としての里山の活用【拡充】

**重点**

里山を自然観察や森林療法、健康増進の場、あるいは学校の環境学習や生涯学習の場などさまざまな場面で活用していくことができるよう、環境出前授業などの実施と合わせて、市民団体との協働により里山や野外活動センターの積極的な活用を進めます。



国見山でのウォーキングイベント

### 取り組み 2-9 事業者の社会・環境貢献活動の場としての里山の活用【拡充】

**重点**

環境への意識の高まりとともに注目される事業者の社会・環境貢献活動（CSR活動）や社員教育の場として、里山の活用を促進します。

### 取り組み 2-10 市民団体との協働による誰もが里山の魅力を体験できる場所づくり【新規】

**重点**

子どもから高齢者まで誰もが里山の魅力を体験できるよう、公共未利用地などを活用したプレーパークの整備検討やインストラクターの養成、体験イベントの開催などを市民団体との協働により進めます。

### ③維持管理の強化

里山の維持管理の不足やそれに伴う自然環境の劣化を抑制するため、里山での活動を支える仕組みづくりにより担い手を確保し、里山の維持管理を強化します。

#### 取り組み 2-11 市民団体との協働による里山の活動を支えるインフラ整備【継続】 **重点**

市民や市民団体などの里山での活動が行いやすくなるよう、市民団体との協働により資材倉庫やトイレ、ベンチや作業道、活動拠点の整備などインフラ整備を進めます。



里山での作業道の整備

#### 取り組み 2-12 (再掲) 多様な主体のプラットフォームづくり【拡充】 **重点**

市民、市民団体、事業者・大学、行政といった多様な主体が情報を共有し、連携しながらみどりづくりの活動が進められるよう、各団体が集まって活動できる場の提供や市民団体と地権者の調整会議を開催するなど、多様な主体が連携できる場としてプラットフォームづくりを進めます。

特に東部の里山では、津田地区森づくり推進委員会、穂谷森づくり委員会の継続開催、里山保全活動団体との意見交換会の開催など、行政のコーディネートによる市民団体と地権者間のプラットフォームづくりを進めます

#### 取り組み 2-13 (再掲) 市民活動の誘発と支援【拡充】 **重点**

市民がみどりに関する活動に参加するきっかけにつながり、みどりへの関心が高まるよう、市民団体との協働によるボランティア講座の開催やボランティア体験制度の導入など、市民団体の創設支援や育成を進めます。

#### 取り組み 2-14 里山保全活動への支援【継続】

枚方市里山保全基本計画に基づき、貴重な里山を守る活動を安定的かつ継続的に進めるため、里山保全活動団体を支援し、里山保全活動補助金の交付を継続します。



竹の伐採による里山保全活動

#### 取り組み 2-15 里山での営農支援制度の導入検討【新規】

農地を利用したい市民や市民団体と農地を所有する地権者の間をつなげる制度として、里山・棚田オーナー制度などの導入を検討します。



## 2) 水辺地の保全・活用

水辺地の保全・活用にあたっては、以下の取り組みを進めます。

- ①淀川の自然環境の保全・活用
- ②船橋川・穂谷川・天野川の水辺地の保全・活用
- ③ため池の保全

### ①淀川の自然環境の保全・活用

「淀川河川公園基本計画（国土交通省）」や「淀川河川整備計画（国土交通省）」に基づき、自然環境や生態系、水辺景観の保全・再生や水に親しみ憩う場の確保を促進します。

#### 取り組み 2-16 市民との協働による淀川の河川環境の維持管理の促進【継続】

多くの人の協力のもとで美しい淀川が維持されるよう、「河川レンジャー制度」や「河川協力団体制度」の活用を促進するなど、地域住民の参加によって河川管理を推進し、市民との協働による河川環境の維持管理を促進します。

#### 取り組み 2-17 淀川らしい親水・親緑空間の整備の促進【継続】

市民が愛着を持てる淀川らしい親水・親緑空間が形成されるよう、淀川河川公園で自然観察が行える環境整備や水辺に近づける小径（散策路）の整備、ベンチ・木陰・スロープ・水洗トイレの整備などを促進します。

#### 取り組み 2-18 自然環境や淀川特有の生態系、水辺景観の保全・再生促進【継続】

淀川の豊かな自然環境を保全し、さらなる環境の改善を図っていくため、ワンドやヨシ原、河畔林などの淀川特有の生態系、水辺景観の保全・再生を促進します。

## ②船橋川・穂谷川・天野川の水辺地の保全・活用

「淀川水系淀川左岸ブロック河川整備計画（大阪府）」に基づき、船橋川・穂谷川・天野川とその周辺のみどりを保全し、環境教育や親水性のレクリエーションの場となる人と水とのふれあいの場の創出を進めます。

### 取り組み 2-19 川と人との豊かなふれあい活動の場の維持・形成の促進【継続】

川と人とのふれあい、活動できる場が増えるよう、山田池公園と一体となった穂谷川の河川整備を促進します。また、川沿いを散策できる自然巡回路や川に近づくための階段整備などを促進します。

加えて、愛着の持てる河川となるよう、大阪府の「アドプト・リバー・プログラム」の周知・PRを行い、地域住民や事業者との協働による河川の維持管理を促進します。

### 取り組み 2-20 生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生促進【継続】

河川環境を保全し、水辺の生物にふさわしい環境へと改善するため、多自然川づくりの考え方にに基づき、魚類の移動の連続性が確保され、植生が回復するよう、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を促進します。

### 取り組み 2-21 周辺環境と調和した河川景観の形成【継続】

河川整備を進める際、周辺環境と調和した河川景観が形成されるよう、景観に配慮した材料による護岸整備などを進めます。

### 取り組み 2-22 河川と一体となった農地や河畔林の保全策の検討【新規】

河川やその周辺の農地などが一体的に保全され、生物の生息や住環境にとってふさわしいみどりが形成されるよう、緑地保全地域や保存樹木・樹林の指定検討など、河川と一体となった農地や河畔林の保全策を検討します。

### 取り組み 2-23 良好な水質の保全【継続】

改善が見られる河川の水質を今後も保全していくため、下水道の普及推進、生活排水適正処理の推進、水環境についての啓発、環境教育などの取り組みに努めます。

## ③ため池の保全

市民の身近な水辺や生態系の拠点として、ため池の保全を図ります。

### 取り組み 2-24 ため池の保全策の検討【拡充】

風致地区への指定や地域住民との連携による維持管理策の検討など、ため池の保全策について検討します。

### 3) 農地の保全・活用

農地の保全・活用にあたっては、以下の取り組みを進めます。

- ①農地の保全
- ②農地の活用

#### ①農地の保全

みどりの拠点として、生態系の維持や田園景観の形成、洪水・内水氾濫の抑制など多様な機能を持っている農地の保全を図ります。

#### 取り組み 2-25 地域制緑地の指定継続【継続】

市街地に残された貴重な農地を保全するため、生産緑地地区、農業振興地域など、地域制緑地の指定を継続します。

加えて、今後、生産緑地地区としての指定継続が困難になる農地について、地権者からの要請に応じて、庁内各課への買い取り希望の照会や斡旋の依頼を行うなど、公共的な活用に向けた働きかけを進めます。

#### 取り組み 2-26 開発時の緑地確保策の拡充検討【拡充】

**重点**

農地や社寺林・孤立林等での宅地開発については、開発時の現状のみどりへの配慮、緑化地域の指定・緑地協定の締結を促進していきます。

また、消失・減少するみどりを補うため、大阪府自然環境保全条例による緑化指導を進めるとともに、新たな緑化基準の導入や緑化条例の制定について検討します。

加えて、敷地内で不足する緑地を敷地外で確保する仕組みの導入について検討します。

#### 取り組み 2-27 景観形成作物への補助【継続】

市民に潤いと安らぎを与える良好な景観を促進し、環境にやさしいレンゲ栽培米を促進するため、コスモス・ヒマワリの作付けやレンゲ種子購入に対する助成による景観形成を進めます。



休耕田でのコスモス栽培

#### 取り組み 2-28 防災協力農地制度の検討【新規】

**重点**

災害時において、農地を地域の避難場所、資材置場、仮設住宅建設用地等として活用できるようにするため、防災協力農地制度を検討します。

## ②農地の活用

農地を継続的に維持していけるよう、農地の担い手の確保や農産物の販売先の確保など、農地の活用を図ります。

### 取り組み 2-29 農業の担い手の確保【継続】

農業の担い手を確保し、農地を継続的に維持管理、保全していくため、後継者育成支援や収穫体験農園としての活用、援農ボランティア制度の活用などを進めます。

### 取り組み 2-30 環境教育・健康増進の場としての農地の活用促進【継続】

環境教育や健康増進の場として農地を活用していくため、学校と連携して学生の農業体験や給食への農産物の提供などを進めます。

### 取り組み 2-31 市民や事業者との協働による地元農産物の活用促進【継続】

地元農産物の消費を拡大し、農地を保全・活用していくため、大阪エコ農産物の推奨、直売所の支援、ふれあい朝市やマルシェ・ひらかたの開催・PRなどを進めます。

#### 4) 社寺林・孤立林等の保全・活用

社寺林・孤立林等の保全・活用にあたっては、以下の取り組みを進めます。

- ①社寺林・孤立林等の保全
- ②社寺林・孤立林等の活用

##### ①社寺林・孤立林等の保全

淀川と東部の里山をつなぐ重要なみどりとして、社寺林・孤立林等の保全を図ります。

##### 取り組み 2-32 地域制緑地の指定継続や拡大検討【拡充】

市街地やその周辺部における社寺林・孤立林等は、貴重なみどりとして保全していく観点から、地域森林計画対象民有林の指定を継続し、保存樹木・樹林の指定範囲の拡大を検討します。

また、市民緑地制度や緑地保全地域制度、管理協定制制度や景観重要樹木の指定など、法規制による新たなみどりの保全策の導入を検討します。

##### 新たに指定を検討する制度例

制度名	概要
市民緑地制度	市や市民団体が地権者と市民緑地契約を締結し、緑地を一般開放する制度
緑地保全地域	都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地域
管理協定制制度	地権者と市や市民団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度
景観重要樹木	良好な景観を形成している樹木として指定する制度

##### 取り組み 2-33 (再掲) 開発時の緑地確保策の拡充検討【拡充】

**重点**

農地や社寺林・孤立林等での宅地開発については、開発時の現状のみどりへの配慮、緑化地域の指定・緑地協定の締結を促進していきます。

また、消失・減少するみどりを補うため、大阪府自然環境保全条例による緑化指導を進めるとともに、新たな緑化基準の導入や緑化条例の制定について検討します。

加えて、敷地内で不足する緑地を敷地外で確保する仕組みの導入について検討します。

##### ②社寺林・孤立林等の活用

市民が身近に自然にふれあう場として、社寺林・孤立林等の活用を図ります。

##### 取り組み 2-34 市民団体との協働によるまちなかの貴重なみどりの周知・PR【新規】

まちなかの貴重なみどりを多くの市民に周知・PR するため、市民団体とともに社寺林の歴史や由来を調査し、紹介看板の設置などを進めます。

(3) 身近なみどりの機能を向上させる<創り、満ちるみどり>

「身近なみどりの機能を向上させる<創り、満ちるみどり>」の基本方針に基づく取り組みの方向としては、1) 公園の充実、2) 道路・河川のネットワークの充実とし、公園や道路などの身近なみどりについて、維持管理や多様な地域ニーズに対応し、機能の向上を図ります。加えて、みどりのネットワークを形成することで、生態系の維持や憩い、防災などのみどりの機能を向上させます。

身近なみどりの機能を向上させる<創り、満ちるみどり>の取り組み一覧

基本方針	基本方向	取り組み			実施主体 2)					新たな取り組みの開始時期 3)		
		グループ	No 1)	名称	市民	市民団体	事業者	大学	行政	取り組み種別	1期	2期
(3) 身近なみどりの機能を向上させる<創り、満ちるみどり>	1) 公園の充実	公園の再生・再編・整備	3-1	地域の創意工夫による公園や空地の整備支援						継続		
			3-2 (1-18)	小規模公園の統廃合の検討						新規		
			3-3	都市公園の整備・リニューアルの推進						継続		
			3-4 (1-19)	地域ニーズに合わせた施設整備の推進						継続		
			3-5	公園への地域のシンボルとなる花や樹木の積極的な導入						継続		
			3-6	生態系に配慮した植栽や空間の整備の検討						継続		
			3-7 (1-20)	未着手・未完成の都市計画公園・緑地の見直しと整備の方向性の再検討						新規		
			3-8	遊びやレクリエーションを通じて自然を学ぶ場所の創出						拡充		
			3-9	一時的な避難場所や広域避難場所の充実						拡充		
			3-10	ポケットパークの整備						新規		
	適切な維持管理	3-11	公園利用者のマナー向上への支援						新規			
		3-12	市民や事業者との協働による公園等の維持管理の促進						拡充			
		3-13 (1-17)	計画的な公園施設の修繕・更新・改築						継続			
		3-14	植栽の定期的な点検や適切な養生・更新、剪定枝や落ち葉のリサイクルの継続						継続			
		3-15	多様な主体との連携による生態系に配慮した維持管理施策の検討						新規			
	2) 道路・河川のネットワークの充実	道路沿道のみどりの充実	3-16	道路整備時の緑化推進						継続		
			3-17	沿道敷地の緑化誘導						拡充		
		適切な維持管理	3-18	沿道住民との協働による街路樹の維持管理の推進						拡充		
			3-19	市民や事業者との協働による道路や河川の維持管理の促進						拡充		
		河川沿いの自然巡回路の整備・充実	3-20	周辺環境に配慮した自然巡回路、緑道の充実						継続		
		歴史資源に調和したみどりの保全	3-21	歴史資源と調和したみどりの保全						新規		

1) 次節の「4-3. 重点テーマ」で位置づけのある取り組み (P75 参照)

2) 実施、支援・参加

3) 実施(開始時期を記載) 1期:平成 28~31 年度、2期:平成 32~39 年度

## 1) 公園の充実

公園の充実にあたっては、以下の取り組みを進めます。

- ①公園の再生・再編・整備
- ②適切な維持管理

### ①公園の再生・再編・整備

市民の身近なみどりとして、地域ニーズの変化に応じて公園を充実させるため、公園の再生・再編・整備を図ります。

#### 取り組み 3-1 地域の創意工夫による公園や空地の整備支援【継続】

地域の創意工夫によって、地域のニーズに合った公園や空地が整備されるよう、花と緑のまちづくり基金による花壇の設置など、公園や空地の整備支援を進めます。

#### 取り組み 3-2 (再掲) 小規模公園の統廃合の検討【新規】

地域ニーズに応じた機能を最大限に発揮し、市民が利用しやすい公園にするため、小規模公園の統廃合を検討します。

#### 取り組み 3-3 都市公園の整備・リニューアルの推進【継続】

**重点**

未完成の公園や公園施設の老朽化、地域のニーズやライフスタイルの変化などに対応するため、東部公園、星ヶ丘公園、中振中央公園、楠葉台場跡公園の整備、百済寺跡公園のリニューアルなどを進めます。

また、身近に美しい花やみどりとふれあうことができるよう、公園や河川沿いなどにおける特色のある花木の名所づくりを進めます。

#### 取り組み 3-4 (再掲) 地域ニーズに合わせた施設整備の推進【継続】

魅力的な公園を提供していくため、公園のリニューアルや新設時の計画段階における市民参画の仕組みづくりの導入、バリアフリー化の推進や健康遊具の設置など地域のニーズに合わせた整備を進めます。

#### 取り組み 3-5 公園への地域のシンボルとなる花や樹木の積極的な導入【継続】

市民が愛着を持てる公園となるよう、地域のシンボルとなる花や樹木の積極的な導入を進めます。



以楽公園の桜

### 取り組み 3-6 生態系に配慮した植栽や空間の整備の検討【継続】

自然観察や自然とのふれあいの場として、動植物の生息・生育に配慮した公園となるよう、地域固有の樹種や野鳥の休息地となる果樹などの植栽、空間の整備を検討します。



王仁公園のビオトープ

### 取り組み 3-7 (再掲) 未着手・未完成の都市計画公園・緑地の見直しと整備の方向性の再検討【新規】 重点

未着手・未完成の都市計画公園・緑地については、地域の実情や特性を勘案しながら必要性や代替性、実現性の観点から見直しを行い、整備の方向性を再検討します。

### 取り組み 3-8 遊びやレクリエーションを通じて自然を学ぶ場所の創出【拡充】

親水性を兼ね備えた多自然環境を形成し、子ども達が遊びを通じて自然を学ぶ場所を創出するため、山田池公園と穂谷川の一体となった整備を促進します。また、既存の公園や公共未利用地などを活用したプレーパークの設置検討などを進めます。

### 取り組み 3-9 一時的な避難場所や広域避難場所の充実【拡充】

公園の防災機能を向上させ、地域の防災力を高めるため、備蓄倉庫など防災設備の設置、延焼遮断帯となる緑化推進など、身近な公園について一時的な避難場所としての機能の充実強化を進めます。

また、災害時における広域避難場所や災害救助活動の拠点として、淀川河川公園や山田池公園の整備を促進します。

### 取り組み 3-10 ポケットパークの整備【新規】

地域住民の交流の場や疲れたときにちょっと休憩できる場所として、公共施設と接する部分や交差点部などへ、ベンチ・四阿・シンボルツリーなどを備えたポケットパークの整備を進めます。



## ②適切な維持管理

市民が安全、快適に公園や緑地を使用できるように、適切な維持管理を図ります。

### 取り組み 3-11 公園利用者のマナー向上への支援【新規】

公園利用者のマナー向上に向けて、地域住民や市民団体などによるわかりやすいデザインの注意看板や子どもによる手づくり看板の作成・設置、マナーブックの作成・配布などの支援を進めます。

### 取り組み 3-12 市民や事業者との協働による公園等の維持管理の促進【拡充】

**重点**

愛着の持てる公園や緑地となるよう、アダプトプログラムについて支援メニューの充実や活動内容・参加方法の周知・PRを進め、地域住民や事業者による公園等の維持管理を促進します。



アダプトプログラムによる公園の花づくり

### 取り組み 3-13 (再掲) 計画的な公園施設の修繕・更新・改築【継続】

公園の維持管理を計画的かつ効率的に実施していくため、公園施設長寿命化計画に基づいた計画的な公園施設の修繕・更新・改築を進めます。

### 取り組み 3-14 植栽の定期的な点検や適切な養生・更新、剪定枝や落ち葉のリサイクルの継続【継続】

公園のみどりがいつまでも美しく保たれるよう、植栽の定期的な点検や適切な養生・更新を進めます。

また、街路樹の剪定枝や落ち葉は、剪定や落ち葉処理に関連する事業者とともに、チップ材や堆肥などへのリサイクルを継続して行っていきます。

### 取り組み 3-15 多様な主体との連携による生態系に配慮した維持管理施策の検討【新規】

公園の適切な維持管理により、生態系に配慮したみどりが確保されるよう、貴重な野草の刈り取り防止、鳥や昆虫の越冬に配慮した下草の刈り残し、照度確保に配慮した枝打ちや間伐など、市民や市民団体などと連携して取り組める仕組みについて検討します。

## 2) 道路・河川のネットワークの充実

道路・河川ネットワークの充実にあたっては、以下の取り組みを進めます。

- ①道路沿道のみどりの充実
- ②適切な維持管理
- ③河川沿いの自然巡回路の整備・充実
- ④歴史資源に調和したみどりの保全

### ①道路沿道のみどりの充実

市内各地を結ぶみどりの軸として、道路沿道のみどりを充実させます。

#### 取り組み 3-16 道路整備時の緑化推進【継続】

**重点**

新規道路整備や道路改良時には、快適な歩行空間や災害時の延焼防止、安全な避難経路が形成されるよう、地域住民の意向を把握するとともに、道路構造や沿道状況、管理コストを勘案した街路樹や植樹帯などの緑化を推進します。

#### 取り組み 3-17 沿道敷地の緑化誘導【拡充】

街路樹等と合わせて沿道敷地を緑化し、連続性のある美しいみどりの空間を形成するため、緑地協定の締結や地区計画の策定の検討、みどりの風促進区域における民有地の緑化推進、花と緑のまちづくり事業や緑化樹木配付事業の推進などにより市民や事業者による沿道敷地の緑化誘導を進めます。

### ②適切な維持管理

道路景観や緑陰など快適な道路環境を保つため、道路植栽の適切な維持管理を進めます。

#### 取り組み 3-18 沿道住民との協働による街路樹の維持管理の推進【拡充】

街路樹の電線との交錯や歩道の根上りなどを改善するため、街路樹の定期的な点検と適切な養生・更新を進めます。また、シンボルとなる道路での2段階剪定の導入検討、低木・地被類による植栽整備や落ち葉の少ない樹種の選定など、沿道状況に配慮した剪定・整枝や緑化に取り組みます。

合わせて、街路樹の落ち葉や害虫の発生などについて沿道住民や事業者の理解が深まるよう、紅葉の魅力のPRや地域での落ち葉清掃イベントの実施などを促進します。

#### 取り組み 3-19 市民や事業者との協働による道路や河川の維持管理の促進【拡充】

**重点**

愛着の持てる道路や河川となるよう、アダプトプログラムについて支援メニューの充実や活動内容・参加方法の周知・PRを進め、地域住民や事業者による道路や河川の維持管理を促進します。



アダプトプログラムによる道路清掃

### ③河川沿いの自然巡回路の整備・充実

周辺環境に配慮しながら、船橋川・穂谷川・天野川に沿った自然巡回路の整備を進めます。

#### 取り組み 3-20 周辺環境に配慮した自然巡回路、緑道の充実【継続】

山や川など周辺環境に配慮した自然豊かな歩行空間を形成するため、桜並木のような緑陰の整備や自然巡回路の充実を進めます。また、自然巡回路の未整備区間の整備を促進します。

合わせて、自然巡回路と主要な公園や公共施設、市街地を有機的につなぎ、みどり豊かな歩行空間が形成されるよう、緑道の整備を進めます。

### ④歴史資源に調和したみどりの保全

歴史資源に配慮しながら、旧街道沿いのみどりの保全や創出を進めます。

#### 取り組み 3-21 歴史資源と調和したみどりの保全【新規】

旧街道沿いに残る歴史資源と市街地のみどりの調和を保全していくため、市民の協力を得つつ、社寺林やお屋敷の庭木などの保存樹木・樹林への指定検討を進めます。

(4) 花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する〈育むみどり〉

「花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する〈育むみどり〉」の基本方針に基づく取り組みの方向としては、1) 住宅地の緑化、2) 商業地・工業地の緑化、3) 公共公益施設の緑化とし、市街地の魅力を向上させるため、地域特性に応じてまちなかの緑化を促進し、市民がみどりとふれあう機会を増やします。

花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する〈育むみどり〉の取り組み一覧

基本方針	基本方向	グループ	No 1)	名称	実施主体 2)					取り組み種別	新たな取り組みの開始時期 3)	
					市民	市民団体	事業者	大学	行政		1期	2期
(4) 花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する〈育むみどり〉	1) 住宅地の緑化	住宅地のみどりの創出	4-1	庭の花壇や生け垣の増加、壁面緑化の促進						拡充		
			4-2	地域交流の場となる拠点づくりへの支援						拡充		
			4-3	地域制緑地によるまちなかのみどりづくりの推進						新規		
		住宅地のみどりの保全	4-4	良質のみどりの保全策の導入検討						拡充		
	2) 商業地・工業地の緑化	商業地の緑化	4-5 (1-16)	みどりのスポンサー制度の導入検討						新規		
			4-6	ゆとりを感じる緑化空間の形成促進						新規		
			4-7 (4-17)	周辺地域に配慮したみどりの創出に向けた誘導策の導入検討						拡充		
			4-8 (4-11)	敷地内の多様なみどりの創出						継続		
		工業地の緑化	4-9	敷地内の優れたみどりの一般公開の検討						新規		
			4-10	周辺地域に配慮したみどりの創出に向けた誘導策の導入検討						拡充		
			4-11 (4-8)	敷地内の多様なみどりの創出						継続		
	3) 公共公益施設の緑化	公共公益施設のみどりの創出	4-12	学校環境整備 PFI 事業や種花事業等の推進						拡充		
			4-13	市民が応用できる緑化方法の紹介やモデルとなる緑化の推進						新規		
			4-14	公共公益施設内の緑化目標の引き上げ検討						新規		
		公共公益施設のみどりの保全	4-15	学校のみどりの維持管理の質の向上						新規		
			4-16	大学のみどりの保全の仕組みづくり						新規		
			4-17 (4-7)	周辺地域に配慮したみどりの創出に向けた誘導策の導入検討						拡充		

1) 次節の「4-3. 重点テーマ」で位置づけのある取り組み (P75 参照)

2) 実施、支援・参加

3) 実施(開始時期を記載) 1期:平成 28~31 年度、2期:平成 32~39 年度

## 1) 住宅地の緑化

住宅地の緑化にあたっては、以下の取り組みを進めます。

- ①住宅地のみどりの創出
- ②住宅地のみどりの保全

### ①住宅地のみどりの創出

大規模なみどりの確保が難しい市街地におけるみどりの創出のため、個々の敷地内の緑化を進めます。

#### 取り組み 4-1 庭の花壇や生け垣の増加、壁面緑化の促進【拡充】 重点

市街地の緑化を促進し、みどりを感じられる歩行空間が形成されるよう、庭における花壇づくりや植樹、壁面緑化、老朽化したブロック塀の生け垣への変更を促進するとともに、生け垣の魅力やメリットの周知、花と緑のまちづくり基金の施設緑化事業による支援などを進めます。



花と緑のまちづくり基金の拠点づくり事業による花壇整備

#### 取り組み 4-2 地域交流の場となる拠点づくりへの支援【拡充】 重点

地域住民が憩い交流できる場として、小規模公園や民有地、公共未利用地などを活かした地域交流の場づくりを、花と緑のまちづくり事業を活用して支援します。

また、行政が仲介して未利用地を無償で借り上げ、そのスペースを地域住民や市民団体が主体的に緑化し、管理が行える仕組みづくりを検討します。



花と緑のまちづくり事業による地域交流の場の整備

#### 取り組み 4-3 地域制緑地によるまちなかのみどりづくりの推進【新規】 重点

地域コミュニティなどを単位とした緑化推進をより高めていくため、市民や事業者などによる緑化地域の指定や緑地協定の締結など、地域制緑地を活用したまちなかのみどりづくりを進めます。

### ②住宅地のみどりの保全

計画的な市街地や街道沿いのお屋敷・社寺など、住宅地内に形成された良質なみどりを保全します。

#### 取り組み 4-4 良質なみどりの保全策の導入検討【拡充】 重点

まちなかの良質なみどりを保全していく方策として、緑地保全地域の指定、保存樹木・樹林の指定など、優れたみどりの保全策の導入を検討します。

## 2) 商業地・工業地の緑化

商業地・工業地の緑化にあたっては、以下の取り組みを進めます。

- ①商業地の緑化
- ②工業地の緑化

### ①商業地の緑化

敷地内と公共空間を組み合わせ、みどりを楽しめる空間、まちの顔となるシンボリックな緑化空間の創出を進めます。

#### 取り組み 4-5 (再掲) みどりのスポンサー制度の導入検討【新規】 重点

緑化推進に民間力を活用していく観点から、ネーミングライツの販売や広告・社名入りの街路樹・花壇設置など、事業者などと連携したみどりのスポンサー制度の導入を検討します。

#### 取り組み 4-6 ゆとりを感じる緑化空間の形成促進【新規】 重点

多くの人が集まる駅周辺の歩行空間を中心に、建物のセットバックやみどりの配置の工夫、演出などにより、目に見えるみどりを増やし、ゆとりを感じる緑化空間を形成するため、緑地協定の締結や地区計画の策定、駅前広場の植栽充実、駅構内の緑化などを促進します。

#### 取り組み 4-7 周辺地域に配慮したみどりの創出に向けた誘導策の導入検討【拡充】 重点

大阪府自然環境保全条例による緑化指導に加えて、敷地外周部への緑地帯や連続性のある植栽の配置、地域性に配慮した樹種を選択など、環境面から地域に貢献できるみどりの誘導策として新たな緑化条例の導入を検討します。

また、壁面緑化や屋上緑化、広場・水面の整備などの多様なみどりの確保を促進します。

#### 取り組み 4-8 敷地内の多様なみどりの創出【継続】 重点

限られたスペースの中での緑化を進めていく必要があることから、花と緑のまちづくり事業などを活用し、地域の事業者自らの手による壁面緑化や屋上緑化などの多様なみどりの創出を支援します。

## ②工業地の緑化

敷地内のみどりの配置や樹種の工夫などにより、周辺地域に貢献できるみどりの創出を進めます。

### 取り組み 4-9 敷地内の優れたみどりの一般公開の検討【新規】

市民が普段見ることができない敷地内の優れたみどりを楽しむことができるよう、事業者の協力を得つつ、開花時期にあわせた一般公開の協定締結、おおさか生物多様性パートナー協定締結など、敷地内の優れたみどりの一般公開の制度の導入について検討します。

### 取り組み 4-10 周辺地域に配慮したみどりの創出に向けた誘導策の導入検討【拡充】

**重点**

大阪府自然環境保全条例による緑化指導に加えて、敷地外周部への緑地帯や連続性のある植栽の配置、地域性に配慮した樹種を選択など、環境面から地域に貢献できるみどりの誘導策として、工場立地法との整合を図りながら、新たな緑化条例の導入を検討します。また、壁面緑化や屋上緑化、広場・水面の整備などの多様なみどりの確保を促進します。

### 取り組み 4-11（再掲） 敷地内の多様なみどりの創出【継続】

**重点**

限られたスペースの中での緑化を進めていく必要があることから、花と緑のまちづくり事業などを活用し、地域の事業者自らの手による壁面緑化や屋上緑化などの多様なみどりの創出を支援します。

### 3) 公共公益施設の緑化

公共公益施設の緑化にあたっては、以下の取り組みを進めます。

- ①公共公益施設のみどりの創出
- ②公共公益施設のみどりの保全

#### ①公共公益施設のみどりの創出

学校や生涯学習市民センターなどの地域の中心となる施設について、多くの人の目にふれることが期待できるため、地域の先導的な緑化を進めます。

#### 取り組み 4-12 学校環境整備 PFI 事業や種花事業等の推進【拡充】 重点

児童や地域住民がみどりにふれあう機会を増やすため、児童の教育環境を整えるための学校環境整備 PFI 事業（緑のじゅうたん・緑のカーテン・植樹等の校内緑化など）の推進や、市民が親しみを持てる緑化の推進施策（種花事業：校内における地域住民の緑化活動の場の提供など）の導入を検討します。



児童によるみどりの育成

#### 取り組み 4-13 市民が応用できる緑化方法の紹介やモデルとなる緑化の推進【新規】

市民が手軽に自ら緑化に取り組む事ができるよう、育てやすい樹種の選定や生育方法の紹介、樹名板の設置、公共公益施設で実践した緑化方法の紹介やモデルとなる緑化手法の普及啓発を進めます。

#### 取り組み 4-14 公共公益施設内の緑化目標の引き上げ検討【新規】 重点

公共公益施設内の緑化を積極的に推進するため、現状を勘案しつつ、新築時の緑化率目標を現行の 20%から 30%へ引き上げることを検討し、運用基準を作成します（改築・増築時は現行の 20%）。



## ②公共公益施設のみどりの保全

小中学校や高等学校、大学は地域のシンボルとなるまとまったみどりを有していることから、維持管理の質の向上やみどりの保全を進めます。

### 取り組み 4-15 学校のみどりの維持管理の質の向上【新規】

**重点**

小中学校や高等学校のみどりの維持管理を適切に行い、質の向上を図るため、景観・生態系に配慮した剪定方法や定期的な樹木点検の指導などを進めます。

### 取り組み 4-16 大学のみどりの保全の仕組みづくり【新規】

**重点**

地域のシンボルとして、大学と連携して、大学敷地内のまとまったみどりを保全していくため、緑地保全の覚書・協定締結、保存樹木・樹林の指定などを進めます。

### 取り組み 4-17 (再掲) 周辺地域に配慮したみどりの創出に向けた誘導策の導入検討【拡充】

**重点**

大阪府自然環境保全条例による緑化指導に加えて、敷地外周部への緑地帯や連続性のある植栽の配置、地域性に配慮した樹種を選択など、環境面から地域に貢献できるみどりの誘導策として新たな緑化条例の導入を検討します。

また、壁面緑化や屋上緑化、広場・水面の整備などの多様なみどりの確保を促進します。

## 4 - 3 . 重点テーマ

### (1) 重点テーマの考え方

1章の「改定のポイント」で示したメリハリのある取り組みを行うための3つの視点を考慮し、「仕組みづくり」、「まちなか緑化」、「里山の保全」に特に重点を置き、特定の地域を対象として「重点テーマ」を設定し進めていきます。

#### ■仕組みづくり

##### 重点テーマ 持続的なみどりづくりに向けた仕組みづくり

持続可能で効果的なみどりづくりを進めるためには、市民、市民団体、事業者・大学、行政といった多様な主体が連携できる体制づくりや、それを継続的に支援していく仕組みづくりが求められます。

市域全体を対象として、「持続的なみどりづくりに向けた仕組みづくり」を進めるため、重点テーマとして設定します。

仕組みづくりに向けて展開する取り組みについては、P77に示します。

#### ■まちなか緑化

##### 重点テーマ 緑化重点地区

「緑化重点地区」は、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区であり、本計画では枚方市駅周辺を指定します。

枚方市駅周辺は、バスターミナルや市役所をはじめとした公共公益施設、商業施設が集積し、数多くの市民が訪れることから、本市のシンボルと言える場所であり、実施した取り組みの他の地区への波及効果が最も期待できる場所です。また、「枚方市駅周辺再整備ビジョン」の具体化を図りその実現に向けた取り組みが進められており、再整備が見込まれる地区です。

本地区で展開する取り組みについては、P79に示します。

##### 重点テーマ みどりの土地利用に応じたきめ細やかな緑化推進

市域全体の市街地を対象として、「みどりの土地利用に応じたきめ細やかな緑化推進」を進めるため、重点テーマとして設定します。

みどりの土地利用に応じて展開する取り組みについては、P82に示します。

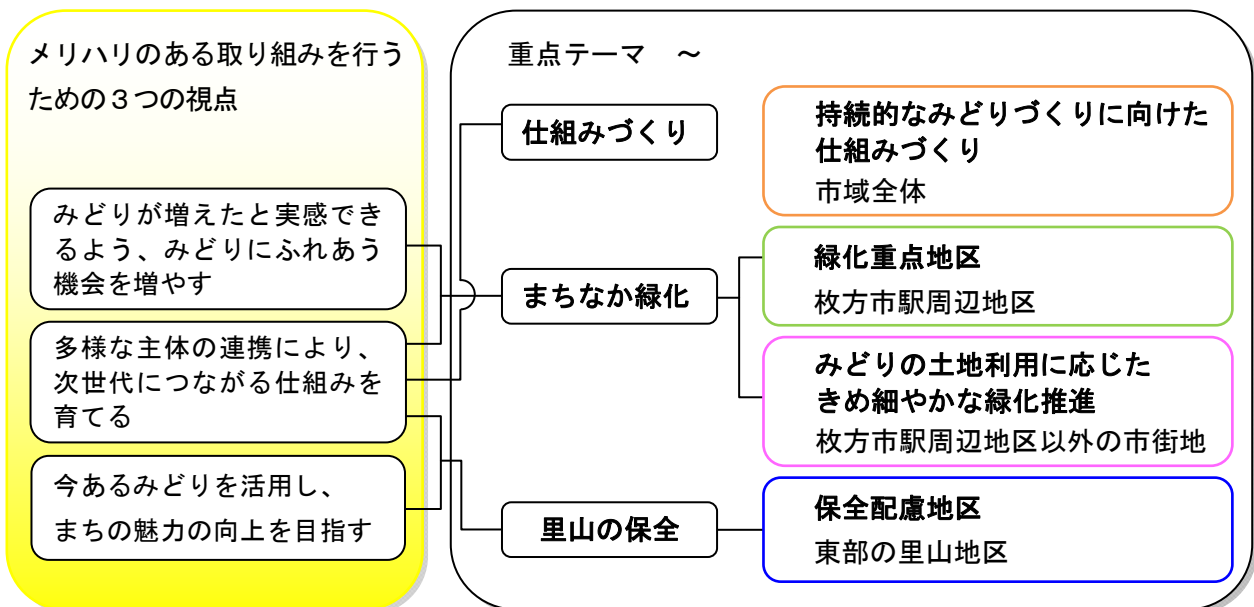
#### ■里山の保全

##### 重点テーマ 保全配慮地区

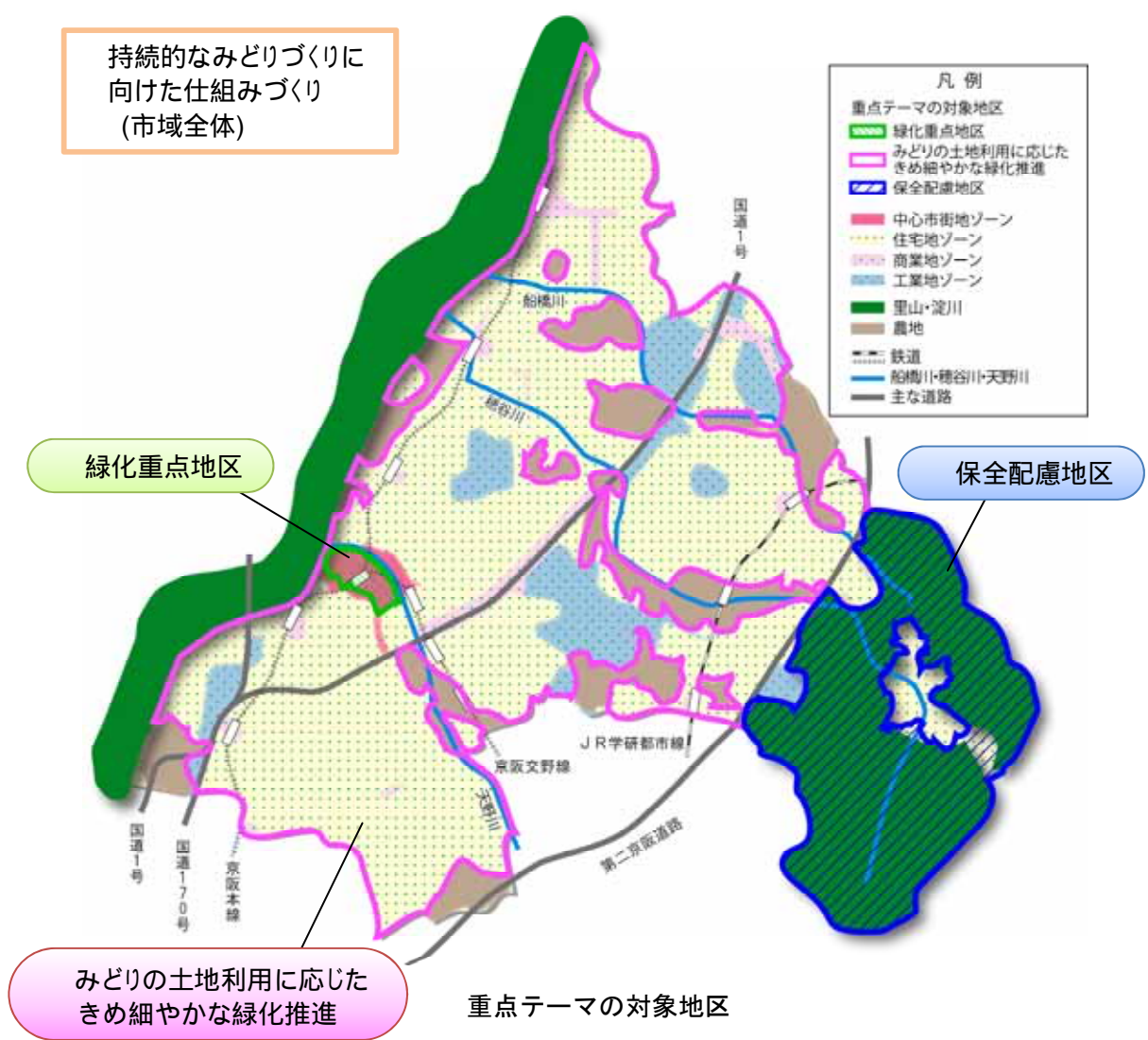
「保全配慮地区」は、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区であり、本計画では東部の里山を指定します。

東部の里山には、生駒山地や山麓の里山が広がり、樹林地や棚田、ため池などのみどりに貴重な動物や昆虫が生息し、人と自然の長い時間をかけた関わり合いの中で、豊かな自然環境や生態系が形成されています。また、市民が身近に豊かなみどりにふれることができる場所でもあります。一方では、少子高齢化や人口減少の進行、産業構造の変化などに伴いみどりの担い手が減少し、みどりの質の低下が懸念されている地区です。

本地区で展開する取り組みについては、P89に示します。



メリハリのある取り組みを行うための3つの視点と重点テーマの関係



## (2) 重点テーマごとの取り組み

重点テーマに具体的に組み込むため、新たに着手する取り組みや内容を拡充する取り組みの中で、早期に実施すべきものを抽出し、相乗効果が発揮できるよう一連の取り組みをパッケージとして展開していきます。

重点テーマとして抽出した取り組みの実効性を高めるため、具体的な実施項目やスケジュールについては、別途アクションプランを策定し、具体的に実行していきます。

### 1) 仕組みづくり：持続的なみどりづくりに向けた仕組みづくり（重点テーマ）

多様な主体が連携した仕組みづくりを進めるにあたっては、活動の第一歩を踏み出すきっかけとなる取り組みを行い、次に活動がしやすくなる前提条件を整え、さまざまな企画やPRを行い、活動するためのルールを作成・普及することにより、活動の輪を広げていきます。同時に、仕組みづくりを支える財源を確保し効果的・効率的に事業を展開していきます。

これらの取り組みを6つのパッケージとして推進していきます。

- ①活動の第一歩を踏み出す取り組み
- ②活動を促進するための前提条件を整える取り組み
- ③いろいろな楽しみを提供できる企画、活動の場をつくる取り組み
- ④情報提供とPRの取り組み
- ⑤一緒に活動するための標準的なルールを作成し普及する取り組み
- ⑥財源確保や効果的・効率的な事業展開のための取り組み

#### パッケージとして実施する取り組み

##### ①活動の第一歩を踏み出す取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
次世代につながる みんなのみどりづくり を支援する 〈つながるみどり〉	1-11	みどりについて学び理解を深める機会の充実
	1-14	市民等による優れたみどりの発掘やふれあう機会の創出

##### ②活動を促進するための前提条件を整える取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
次世代につながる みんなのみどりづくり を支援する 〈つながるみどり〉	1-1	市民活動の誘発と支援
	1-4	市民団体との協働によるみどりづくりのリーダー等の育成
	1-7	多様な主体のプラットフォームづくり
	1-8	近隣市との連携体制の強化
	1-13	花や苗木などの提供推進

## ③いろいろな楽しみを提供できる企画、活動の場をつくる取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
次世代につながる みんなのみどりづくり を支援する <つながるみどり>	1-2	市民がみどりに親しめるイベントの開催や表彰制度の創設検討

## ④情報提供とPRの取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
次世代につながる みんなのみどりづくり を支援する <つながるみどり>	1-10	みどりに関する情報提供と情報共有の強化・充実
	1-12	みどりに関する学校教育の充実

## ⑤一緒に活動するための標準的なルールを作成し普及する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
次世代につながる みんなのみどりづくり を支援する <つながるみどり>	1-6	協働によるみどりづくりのルールの作成と普及・啓発

## ⑥財源確保や効果的・効率的な事業展開のための取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
次世代につながる みんなのみどりづくり を支援する <つながるみどり>	1-15	みどりづくりの財源の拡充検討
	1-16	みどりのスポンサー制度の導入検討
	1-20	未着手・未完成の都市計画公園・緑地の見直しと整備の方向性の再検討

## 2) まちなか緑化：緑化重点地区（重点テーマ）

枚方市駅周辺の緑化重点地区においては、歩行者の目に触れるところに周辺地域に配慮したみどりを創出するための新たな仕組みや、公共公益施設の緑化目標の引き上げの検討などの仕組みづくりに取り組みます。合わせて、みどりの配置の工夫や壁面・屋上緑化などによる多様なみどりの創出に取り組みます。

また、創出したみどりや既存のみどりについて、アダプトプログラムを活用した市民や事業者による維持管理を促進し、みどりの質の向上に取り組みます。

これらの取り組みを3つのパッケージとして推進していきます。

- ①仕組みづくりに関する取り組み
- ②多様なみどりの創出に関する取り組み
- ③維持管理に関する取り組み

### パッケージとして実施する取り組み

#### ①仕組みづくりに関する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
花とみどりに囲まれた まちなか緑化を推進する <育むみどり>	4-7	周辺地域に配慮したみどりの創出に向けた誘導策の導入検討
	4-14	公共公益施設内の緑化目標の引き上げ検討

#### ②多様なみどりの創出に関する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
花とみどりに囲まれた まちなか緑化を推進する <育むみどり>	4-2	地域交流の場となる拠点づくりへの支援
	4-6	ゆとりを感じる緑化空間の形成促進
	4-8	敷地内の多様なみどりの創出

#### ③維持管理に関する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
身近なみどりの機能を 向上させる <創り、満ちるみどり>	3-12	市民や事業者との協働による公園等の維持管理の促進



イメージ図

1 改定にあたって

2 現況と課題

3 基本方針

つながるみどり

守り、活かすみどり

創り、満ちるみどり

育むみどり

重点テーマ

4 取り組みの方針

5 実現に向けて

参考資料



地区全体に関する取り組み

No. 3-12 市民や事業者との協働による公園等の維持管理の促進

No. 4-2 地域交流の場となる拠点づくりへの支援

No. 4-6 ゆとりを感じる緑化空間の形成促進

No. 4-7 周辺地域に配慮したみどりの創出に向けた誘導策の導入検討

No. 4-8 敷地内の多様なみどりの創出

No. 4-14 公共公益施設内の緑化目標の引き上げ検討

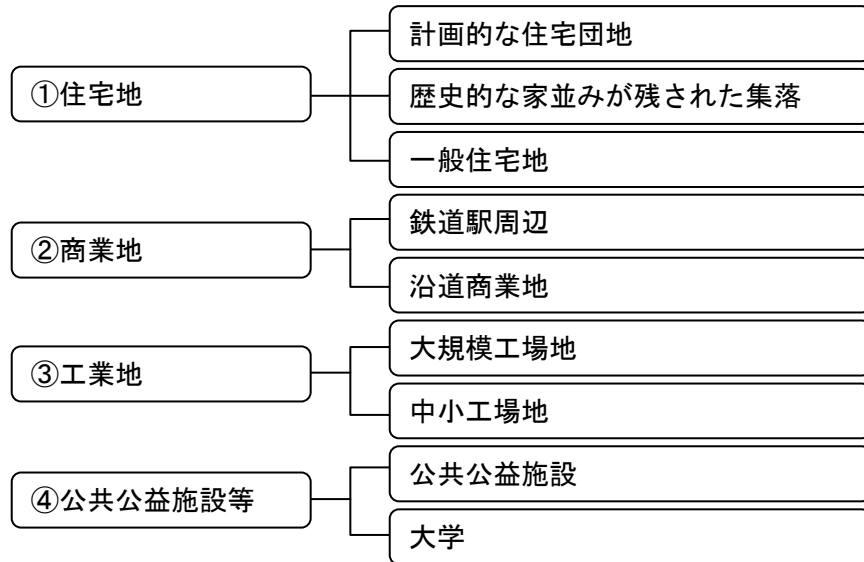
地区の取り組み



### 3) まちなか緑化：みどりの土地利用に応じたきめ細やかな緑化推進（重点テーマ）

市街地におけるきめ細やかな緑化推進を図るため、みどりの土地利用の特性に応じて取り組みを展開していく必要があります。

そのため、特性については、以下の①～④の4分類とし、さらに9つの区分に細分化した上で、みどりの土地利用ごとに取り組みのパッケージを設定します。



## ①住宅地

住宅地は、計画的な住宅団地、歴史的な家並みが残された集落、一般住宅地に分類し、取り組みのパッケージを設定します。

### ・計画的な住宅団地

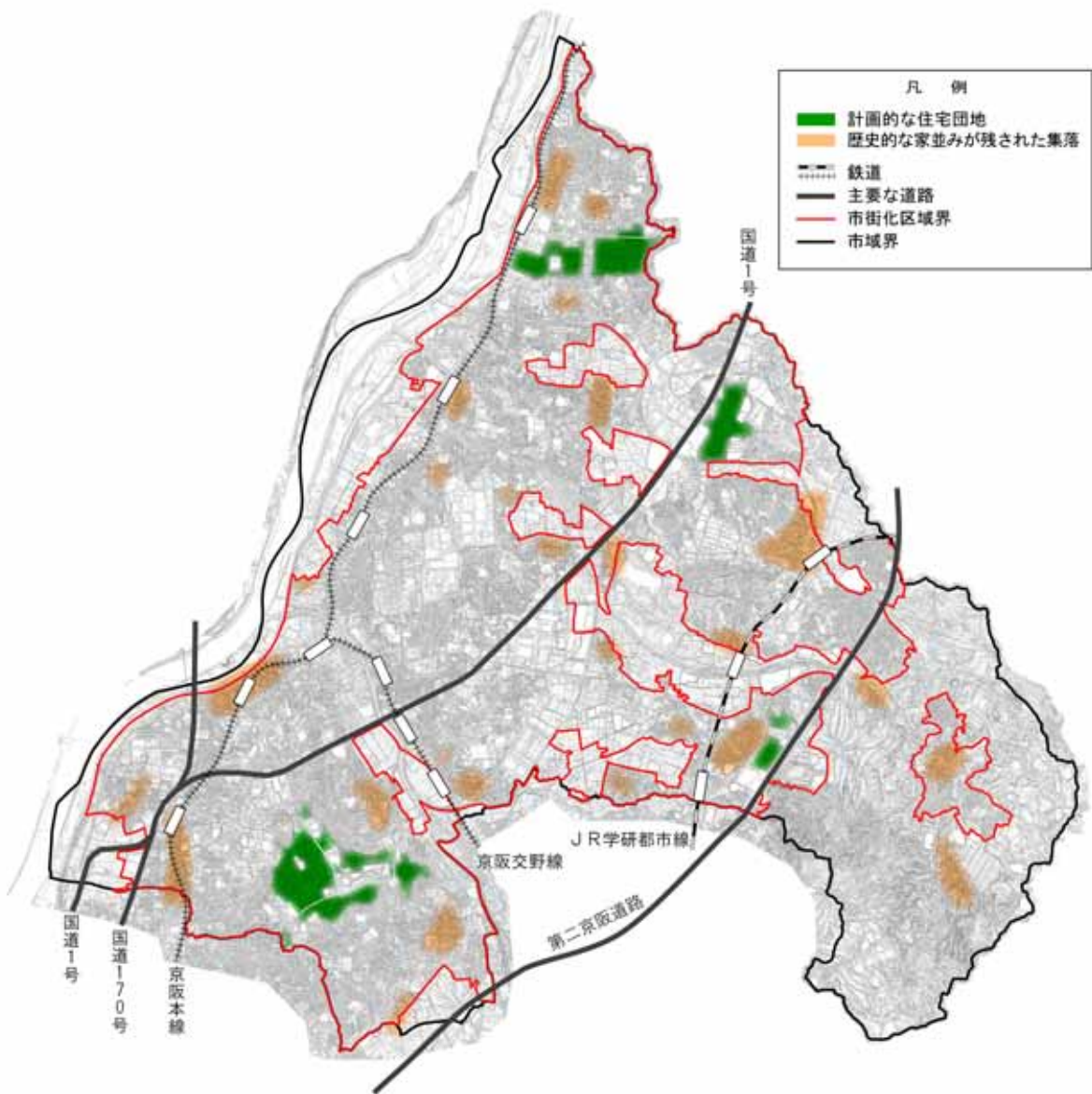
くずはローズタウンや香里団地などの計画的なニュータウンと地区計画などにより一定の緑化がなされた住宅地

### ・歴史的な家並みが残された集落

旧街道沿いの宿場町や農村集落

### ・一般住宅地

上記以外の住宅地



計画的な住宅団地と歴史的な家並みが残された集落

### 計画的な住宅団地

くずはローズタウンなどの計画的に整備された住宅団地（ニュータウン）は、宅地内の庭木、街路樹、公園内の樹木など、他地区に比べて豊かなみどりを保全し、次世代に継承していく必要があります。

そのため、豊かな街路樹などの良質なみどりを保全するとともに、多様な主体の連携による地域交流の場となる拠点づくりやみどりの維持管理を進めます。

#### パッケージとして実施する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
身近なみどりの機能を向上させる <創り、満ちるみどり>	3-3	都市公園の整備・リニューアルの推進
	3-12	市民や事業者との協働による公園等の維持管理の促進
花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する <育むみどり>	4-2	地域交流の場となる拠点づくりへの支援
	4-3	地域制緑地によるまちなかのみどりづくりの推進
	4-4	良質なみどりの保全策の導入検討

### 歴史的な家並みが残された集落

旧街道沿いの古い集落や市内に点在する農村集落では、社寺やお屋敷の庭木などの歴史を感じられるみどりを保全していく必要があります。一方で、道路は狭く、オープンスペースの少ない地区もあり、防災面での課題が見られます。

そのため、歴史資源がある場所では、社寺林などの周辺環境と調和した良質なみどりを保全するとともに、ブロック塀の生け垣への変更や地域交流の場となる拠点づくりなどにより、地域の防災性の向上を進めます。

#### パッケージとして実施する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
枚方の優れたみどりを守り活かしていく <守り、活かすみどり>	2-26	開発時の緑地確保策の拡充検討
	2-33	
	2-28	防災協力農地制度の検討
身近なみどりの機能を向上させる <創り、満ちるみどり>	3-12	市民や事業者との協働による公園等の維持管理の促進
花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する <育むみどり>	4-1	庭の花壇や生け垣の増加、壁面緑化の促進
	4-2	地域交流の場となる拠点づくりへの支援
	4-3	地域制緑地によるまちなかのみどりづくりの推進
	4-4	良質なみどりの保全策の導入検討

## 一般住宅地

住宅が密集する地区や敷地規模の比較的小さい住宅が集積する地区などでは、緑被率が低いことから、敷地内やオープンスペースを活用した緑化を進める必要があります。

そのため、花壇や生け垣などの敷地内の緑化、アダプトプログラムによる道路や公園などの緑化、未利用地などを利用した地域交流の場となる拠点づくりなどにより、地域内のみどりの増加を進めます。

### パッケージとして実施する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
枚方の優れたみどりを 守り活かしていく <守り、活かすみどり>	2-26	開発時の緑地確保策の拡充検討
	2-33	
	2-28	防災協力農地制度の検討
身近なみどりの機能を 向上させる <創り、満ちるみどり>	3-3	都市公園の整備・リニューアルの推進
	3-7	未着手・未完成の都市計画公園・緑地の見直しと整備の方向性の再検討
	3-12	市民や事業者との協働による公園等の維持管理の促進
花とみどりに囲まれた まちなか緑化を推進する <育むみどり>	4-1	庭の花壇や生け垣の増加、壁面緑化の促進
	4-2	地域交流の場となる拠点づくりへの支援
	4-3	地域制緑地によるまちなかのみどりづくりの推進

## ②商業地

商業地は、鉄道駅周辺と沿道商業地に分類し、取り組みのパッケージを設定します。

### ・鉄道駅周辺

京阪本線、京阪交野線、JR 学研都市線の駅周辺に連続して広がる商業施設

### ・沿道商業地

みどりの将来像に設定した主要道路軸の沿道の商業施設

### 鉄道駅周辺

鉄道駅周辺の商業地は、交通や買い物の拠点として、多くの市民が訪れる場所であることから、まちのシンボルとなる緑化空間の創出が必要です。また、他の地区と比べてみどりが少なく、気温が上昇しやすい傾向にあることから、緑化などのヒートアイランド現象への配慮が必要です。

そのため、事業者との連携により、周辺の土地利用や人通りなどの周辺地域の状況に配慮した緑化空間の形成や敷地内のみどりの増加を進めます。

#### パッケージとして実施する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
花とみどりに囲まれた まちなか緑化を推進する <育むみどり>	4-5	みどりのスポンサー制度の導入検討
	4-7	周辺地域に配慮したみどりの創出に向けた誘導策の導入検討
	4-8	敷地内の多様なみどりの創出

### 沿道商業地

国道1号などの幹線道路沿道の商業地は、敷地に余裕がないことにより、みどりが少ない状況となっていることから、沿道の緑化が必要です。

そのため、道路空間の緑化や、事業者との連携による沿道敷地の緑化を進めます。

#### パッケージとして実施する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
身近なみどりの機能を 向上させる <創り、満ちるみどり>	3-16	道路整備時の緑化推進
	3-19	市民や事業者との協働による道路や河川の維持管理の促進
花とみどりに囲まれた まちなか緑化を推進する <育むみどり>	4-5	みどりのスポンサー制度の導入検討
	4-8	敷地内の多様なみどりの創出

### ③工業地

工業地は、大規模工場地と中小工場地に分類し、取り組みのパッケージを設定します。

#### ・大規模工場地

工場立地法において緑化が義務付けられている特定工場（敷地面積が 9,000 m<sup>2</sup>以上、または建築物の水平投影面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の工場）

#### ・中小工場地

上記以外の工場

#### 大規模工場地

大規模工場地は、工場立地法に基づき敷地規模に応じた一定割合の緑地が確保され、まとまったみどりを有していますが、敷地内の植栽が道路沿いに設置されず、周辺の住民がみどりを十分に享受できていない場合があることから、地域に親しまれるみどりとして保全・活用することが必要です。また、他の地区と比べてみどりが少なく、気温が上昇しやすい傾向にあることから、緑化などのヒートアイランド現象への配慮が必要です。

そのため、道路沿いのみどりを増やすための道路の緑化、樹木の位置や樹種の工夫などの周辺地域への配慮、敷地内のみどりの増加を進めます。また、アダプトプログラムによる沿道のみどりの維持管理への事業者の参加を進めます。

#### パッケージとして実施する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
身近なみどりの機能を向上させる <創り、満ちるみどり>	3-16	道路整備時の緑化推進
	3-19	市民や事業者との協働による道路や河川の維持管理の促進
花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する <育むみどり>	4-10	周辺地域に配慮したみどりの創出に向けた誘導策の導入検討
	4-11	敷地内の多様なみどりの創出

#### 中小工場地

中小工場地は、住宅地や商業地に近接している場所もあり、周辺の景観や環境に配慮した緑化が必要です。

そのため、事業者との連携により、周辺地域に配慮した敷地内のみどりの創出や敷地内のみどりの増加を促進します。

#### パッケージとして実施する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する <育むみどり>	4-10	周辺地域に配慮したみどりの創出に向けた誘導策の導入検討
	4-11	敷地内の多様なみどりの創出

#### ④公共公益施設等

公共公益施設等は、公共公益施設と大学に分類し、取り組みのパッケージを設定します。

##### 公共公益施設

学校や生涯学習市民センターなどの公共公益施設は、地域の拠点となり、多くの住民が訪れる施設であることから、先導的な緑化の推進が必要です。また、施設内のみどりの維持管理に問題がある場合があり、有効な管理手法の検討が求められます。

そのため、公共公益施設内のより一層の緑化や景観・生態系に配慮した剪定など維持管理の質の向上を進めます。

##### パッケージとして実施する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
花とみどりに囲まれた まちなか緑化を推進する <育むみどり>	4-12	学校環境整備 PFI 事業や種花事業等の推進
	4-14	公共公益施設内の緑化目標の引き上げ検討
	4-15	学校のみどりの維持管理の質の向上

##### 大学

本市には、6つの大学があり、比較的規模の大きな敷地に豊かなみどりが育まれていることから、地域のシンボルとしての良質なみどりの保全・創出が必要です。

そのため、周辺地域とのみどりのつながりに配慮し、協定締結など大学敷地内の豊かなみどりの保全の仕組みづくりを進めます。

##### パッケージとして実施する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
花とみどりに囲まれた まちなか緑化を推進する <育むみどり>	4-16	大学のみどりの保全の仕組みづくり
	4-17	周辺地域に配慮したみどりの創出に向けた誘導策の導入検討

#### 4) 里山の保全：保全配慮地区（重点テーマ）

東部の里山の保全配慮地区においては、市民参画により地域の目標像を検討し、多様な主体が目標像を共有し連携してみどりづくりに取り組むためのプラットフォーム（連携の場）づくりを進めます。

また、里山全体に適用できる保全・活用方策を検討するため、里山の保全・活用のモデル地区の導入を検討します。さらに、学校の環境学習や生涯学習の場としての活用や治山事業・流木対策など、多様な主体と連携した里山の保全・活用に取り組めます。

これらの取り組みを4つのパッケージとして推進していきます。

- ①目標像の設定に関する取り組み
- ②目標像の共有や多様な主体の連携に関する取り組み
- ③市民活動の活性化に関するモデル的な取り組み
- ④里山の保全・活用に関する取り組み

#### パッケージとして実施する取り組み

##### ①目標像の設定

基本方針	取り組み No	取り組み名称
枚方の優れたみどりを 守り活かしていく <守り、活かすみどり>	2-1	市民参画による枚方市里山保全基本計画の改定

##### ②目標像の共有や多様な主体の連携に関する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
枚方の優れたみどりを 守り活かしていく <守り、活かすみどり>	2-6	地元と連携した里山の周知・PR
	2-12	多様な主体のプラットフォームづくり

##### ③市民活動の活性化に関するモデル的な取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
枚方の優れたみどりを 守り活かしていく <守り、活かすみどり>	2-2	多様な主体と連携した里山の保全・活用のモデル地区の導入検討

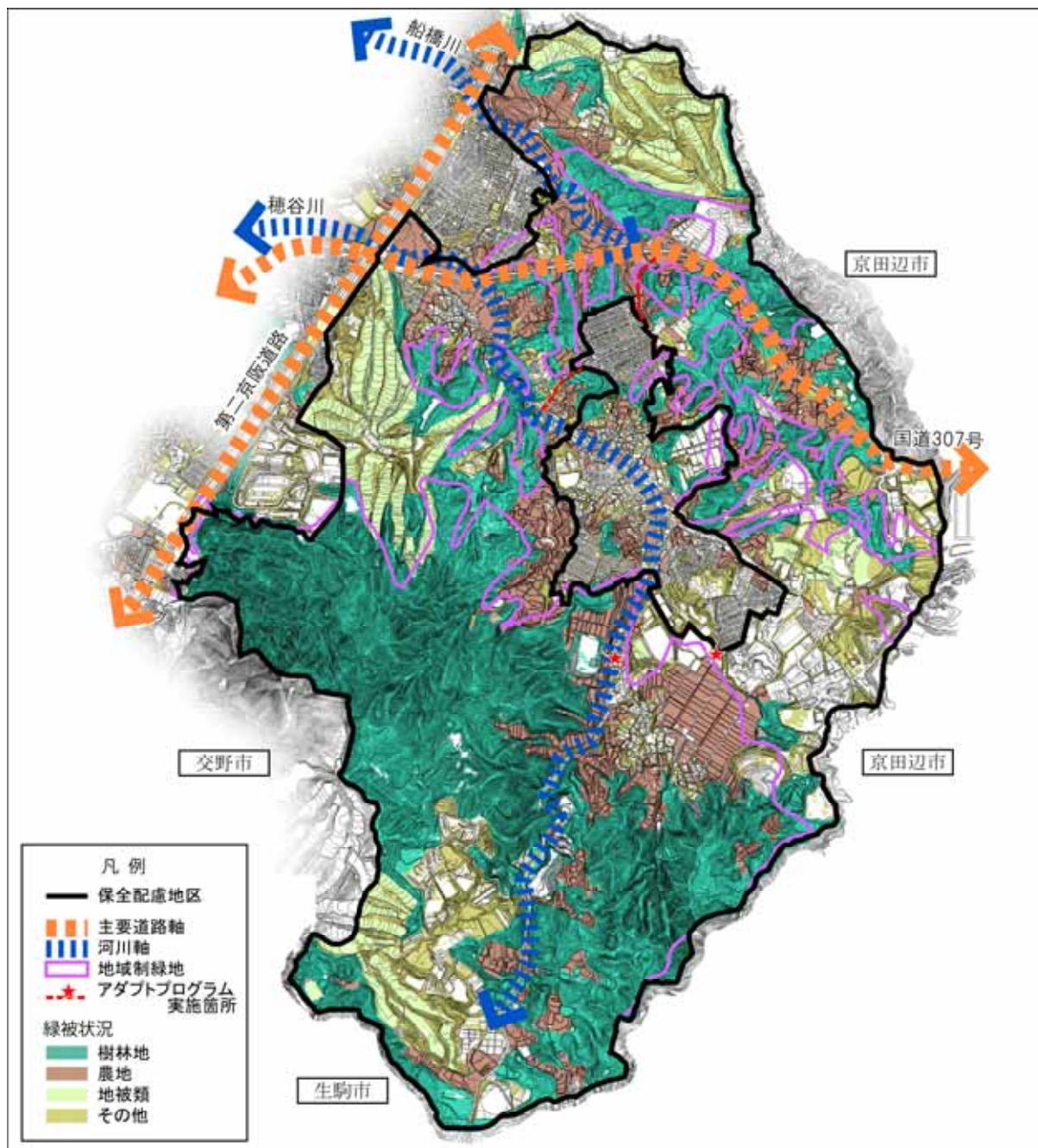


④里山の保全・活用に関する取り組み

基本方針	取り組み No	取り組み名称
枚方の優れたみどりを 守り活かしていく <守り、活かすみどり>	2-5	市民や市民団体との協働による防災機能の高い森林づくり
	2-8	自然観察や森林療法、健康増進等の場としての里山の活用
	2-9	事業者の社会・環境貢献活動の場としての里山の活用
	2-10	市民団体との協働による誰もが里山の魅力を体験できる場所づくり
	2-11	市民団体との協働による里山での活動を支えるインフラ整備
	2-13	市民活動の誘発と支援



イメージ図



地区全体に関する取り組み

No. 2-1 市民参画による枚方市里山保全基本計画の改定

No. 2-5 市民や市民団体との協働による防災機能の高い森林づくり

No. 2-9 事業者の社会・環境貢献活動の場としての里山の活用

No. 2-11 市民団体との協働による里山での活動を支えるインフラ整備

No. 2-2 多様な主体と連携した里山の保全・活用のモデル地区の導入検討

No. 2-6 地元と連携した里山の周知・PR

No. 2-10 市民団体との協働による誰もが里山の魅力を体験できる場所づくり

No. 2-12 多様な主体のプラットフォームづくり

No. 2-8 自然観察や森林療法、健康増進等の場としての里山の活用

No. 2-13 市民活動の誘発と支援

地区の取り組み

## 5. 計画の実現に向けて

### 5-1. 市民、市民団体、事業者・大学、行政の役割

計画の実効性を高めるためには、市民、市民団体、事業者・大学、行政が役割分担をしながら連携して、みどりづくりに取り組むことが重要です。

各主体の主な役割は以下のとおりです。

#### (1) 市民の役割

- ・みどりの持つ多様な機能やみどりの大切さを学び、次世代へと伝えること
- ・みどりづくりに関する市民活動やイベントに積極的に参加すること
- ・地域の一員として、個人の敷地内や地域のみどりづくりに取り組むこと
- ・個人の敷地内や地域のみどりを適正に維持・管理し、次世代に引き継ぐこと
- ・次世代のみどりづくりを担う子どもたちといっしょにみどりづくりに取り組むことなど

#### (2) 市民団体の役割

- ・みどりの大切さや自らの活動内容などの情報を積極的に発信すること
- ・「枚方みどりの心得」を活用し、多様な人々を受け入れて活動すること
- ・土地の所有者や行政など、関連する主体と連携してみどりづくりに取り組むこと
- ・みどりに関する専門的な知識や技術のみどりづくりに活用することなど

#### (3) 事業者・大学の役割

- ・法令を遵守するとともに、所有地内のより質の高いみどりづくりに取り組むこと
- ・地域の一員として、地域のみどりづくりに積極的に貢献すること
- ・所有地内のみどりを維持・管理し、次世代に引き継ぐこと
- ・社員や学生のみどりに関する意識を高め、みどりづくりに参加する機会をつくること
- ・みどりに関する専門的な知識や技術のみどりづくりに活用することなど

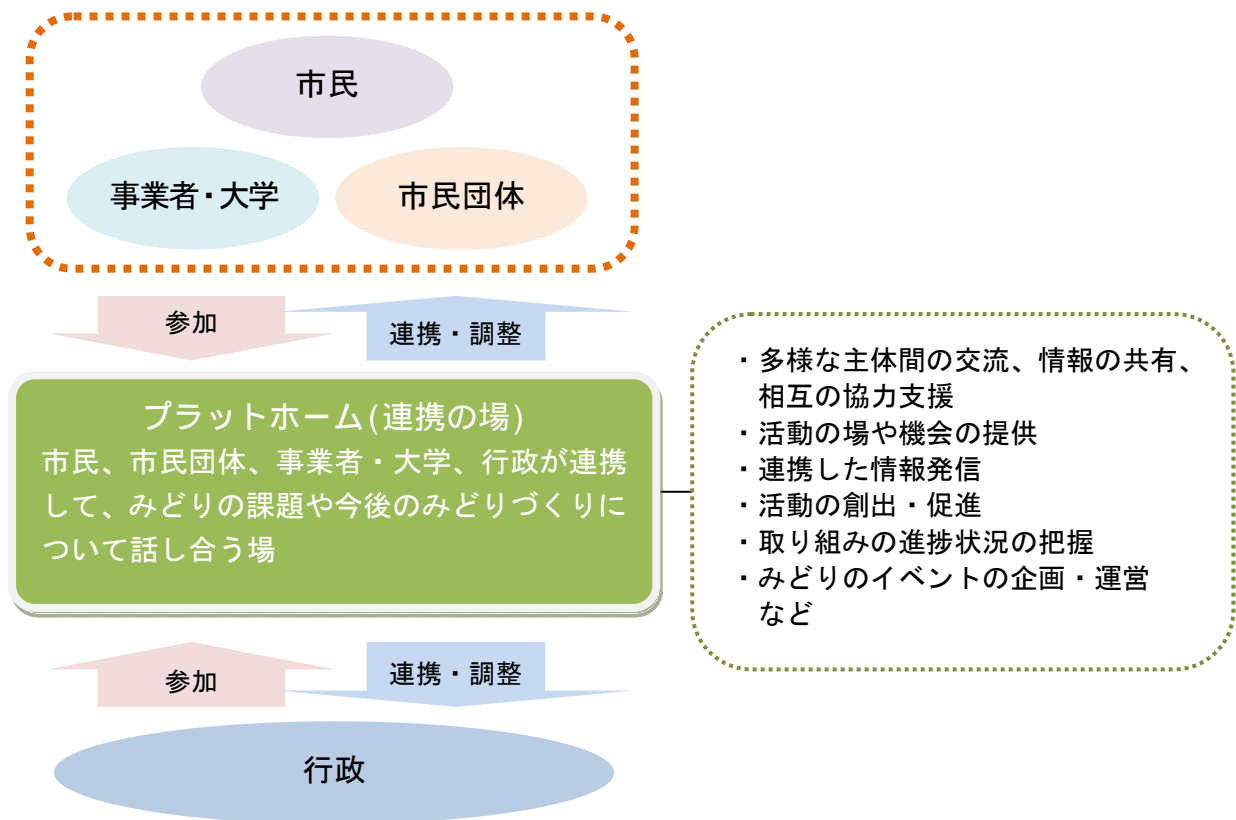
#### (4) 行政の役割

- ・みどりの基本計画を計画的に運用し、みどりに関する取り組みを推進すること
- ・みどりづくりの意識向上に向けて、関連する情報提供を積極的に行うこと
- ・多様な主体の連携について積極的に先導し、コーディネーターとしての役割を果たすこと
- ・公園や河川、道路など、公共空間のみどりづくりに取り組み、次世代に引き継ぐことなど

## 5 - 2 . 推進体制

本計画の基本理念に基づき、みどりの将来像を実現していくためには、市民、市民団体、事業者・大学、行政といった多様な主体が連携して、みどりの活動に取り組むことができる推進体制をつくる必要があります。

そのため、市民、市民団体、事業者・大学、行政が連携して、みどりの課題や今後のみどりづくりについて話し合う場となる「プラットフォーム（連携の場）」づくりを推進します。



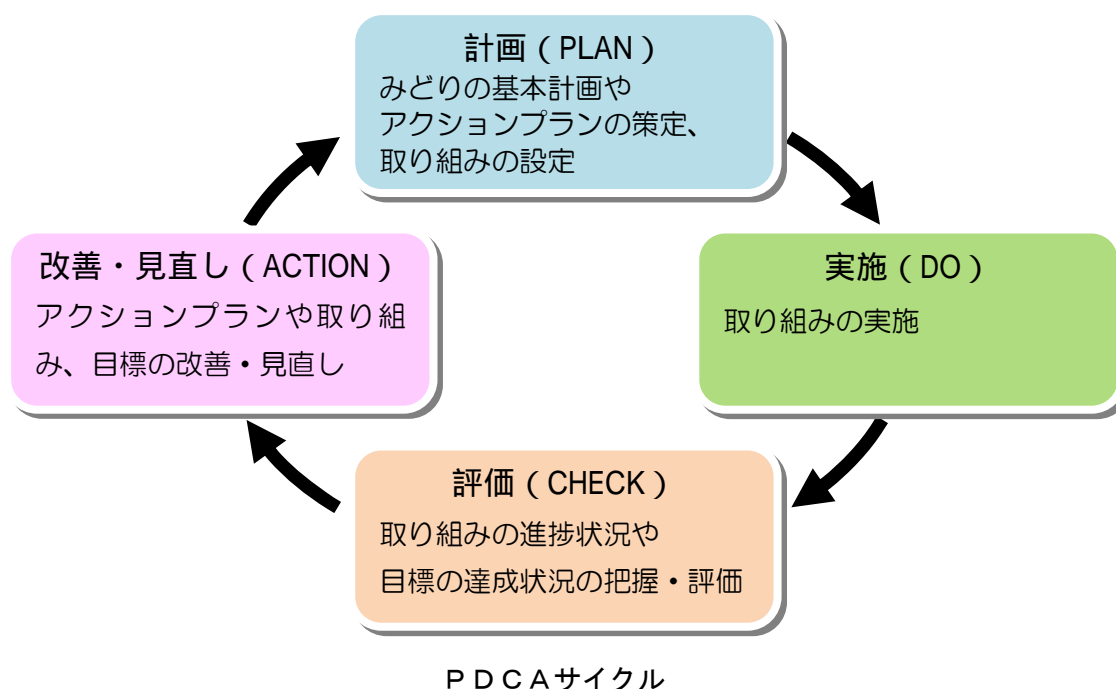
多様な主体の連携による計画の推進体制のイメージ

## 5 - 3 . 進行管理の仕組み

### (1) 進行管理の手法

本市の財政状況を踏まえ、本計画の取り組みを効果的・効率的に進めるためには、社会・経済状況や地域ニーズの変化、取り組みの進捗状況や目標達成状況に応じ、適切な計画の見直しが必要です。

このため、計画の推進にあたっては、PDCA サイクルによる進行管理を行い、計画の実効性を高めていきます。また、本計画に示した取り組み（PLAN）は、計画的に実施（DO）し、進捗状況や目標達成状況を把握・評価（CHECK）して、改善・見直し（ACTION）を行います。



### (2) 進行管理の体制

#### 1) 計画

みどりの基本計画やアクションプランの策定、取り組みの設定は、行政が行います。

#### 2) 実施

取り組みの実施は、「4-2. 取り組みの内容」(P44～)で定めた実施主体を基本として、市民、市民団体、事業者・大学、行政が連携しながら行います。

#### 3) 評価、改善・見直し

取り組みの進捗状況や計画目標である総合指標・個別指標の達成状況については、行政が把握し、市民、市民団体、事業者・大学、行政が参加する「プラットフォーム(連携の場)」に報告します。

そこでの意見を踏まえつつ、関係各課を横断した庁内連携組織である「枚方市緑の推進委員会」において、取り組みや目標の達成状況を評価し、アクションプランや取り組み、目標の改善・見直しを行います。

検討の経緯や結果については、ホームページなどで適宜情報を共有します。

### (3) 進行管理のスケジュール

#### 1) 進捗状況の把握と評価

進捗状況は、毎年把握し、評価した結果を次年度の実施内容や予算編成に反映させていきます。

#### 2) アクションプランの見直し

アクションプランの見直しは、取り組みの進捗状況や目標達成状況を踏まえ、4年ごとを目処に行います。具体的には、アクションプランに位置づけた取り組みや個別の取り組みの内容、実施スケジュールなどを見直します。

#### 3) 計画の見直し

12年後の平成39年度（2027年度）には、本計画の中間見直しを行います。具体的には取り組み（「4-2. 取り組みの内容」(P44～) 参照）の進捗状況の把握、評価を行い、社会情勢などを勘案して、目標設定や重点テーマ、取り組みの内容などを見直します。

	平成 27年度 (2015)	31年度 (2019)	35年度 (2023)	39年度 (2027)	43年度 (2031)	47年度 (2035)
計画 (PLAN)	● 本計画の策定 第1次アクションプラン策定	○ 第2次アクションプラン策定	○ 第3次アクションプラン策定	● 本計画の中間見直し 第4次アクションプラン策定	○ 第5次アクションプラン策定	● 計画の改定
実施 (DO)	→ 取り組みの実施 → 取り組みの実施 → 取り組みの実施 → 取り組みの実施 → 取り組みの実施 →					
評価 (CHECK)		●	●	●	●	●
改善・見直し (ACTION)		○ アクションプラン見直し	○ アクションプラン見直し	● 本計画の中間見直し アクションプラン見直し	○ アクションプラン見直し	● 本計画の見直し

進行管理のスケジュール

## 參考資料



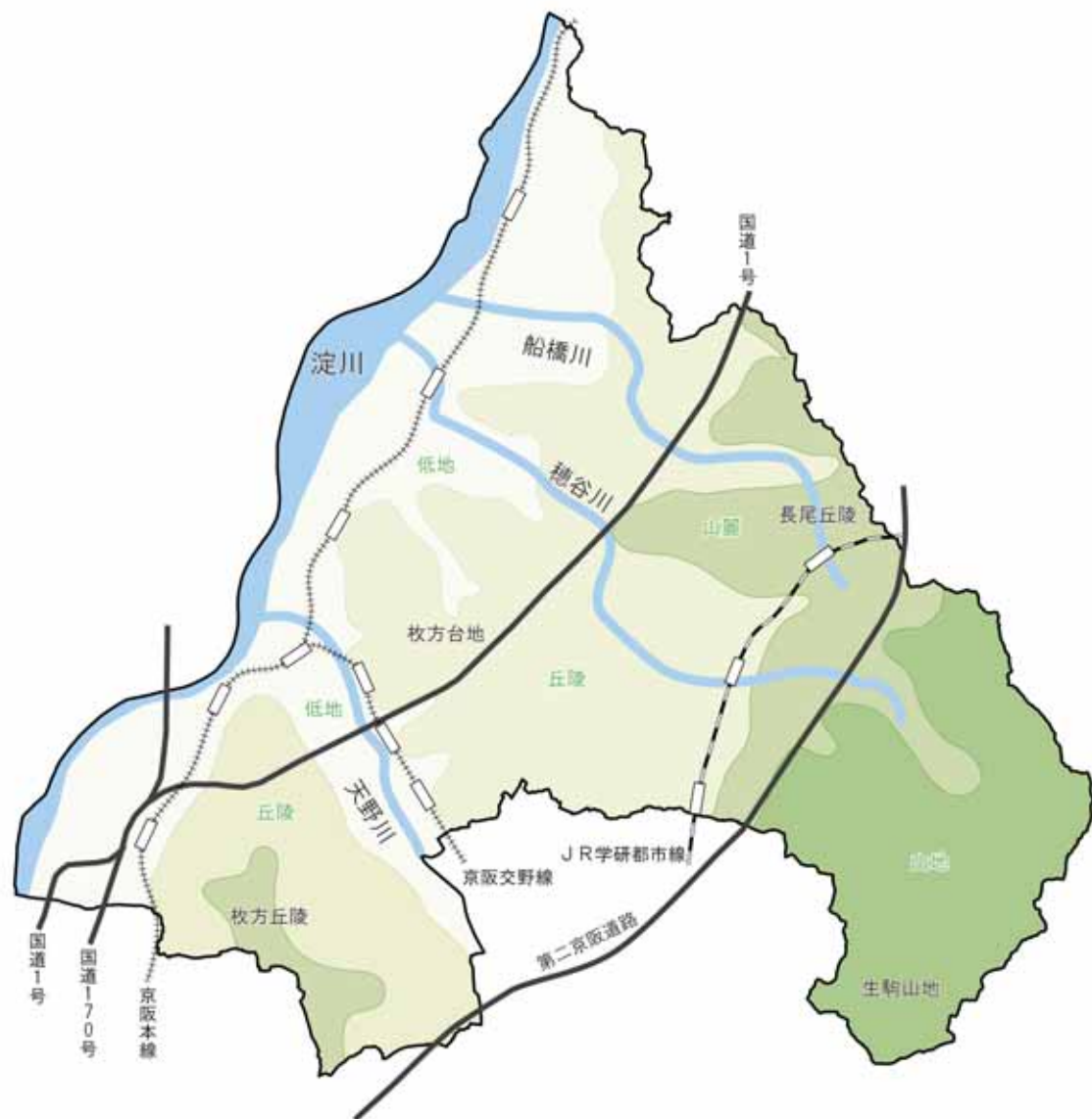


# 1. みどりの現況について

## 1-1. 地勢

本市は、京都府の生駒山地に源を發し、淀川に注ぐ3つの河川(船橋川、穂谷川、天野川)と、それらから形成される4つの地形(山地、山麓、丘陵、低地)によって構成されています。

東部の標高100m以上の生駒山地延長部、それに続く50~100mの山麓地帯、中央部の標高25~50mの丘陵、標高25m以下の淀川低地帯をなす平野の各地区に分けられ、主に東部の山地・山麓の地域に自然地在、丘陵・低地に市街地が分布しています。



資料：枚方市都市計画マスタープラン（平成23年）

地形・河川分布図

1 改定にあたって

2 現況と課題

3 基本方針

つなぐるみどり

守り、活かすみどり

創り、満ちるみどり

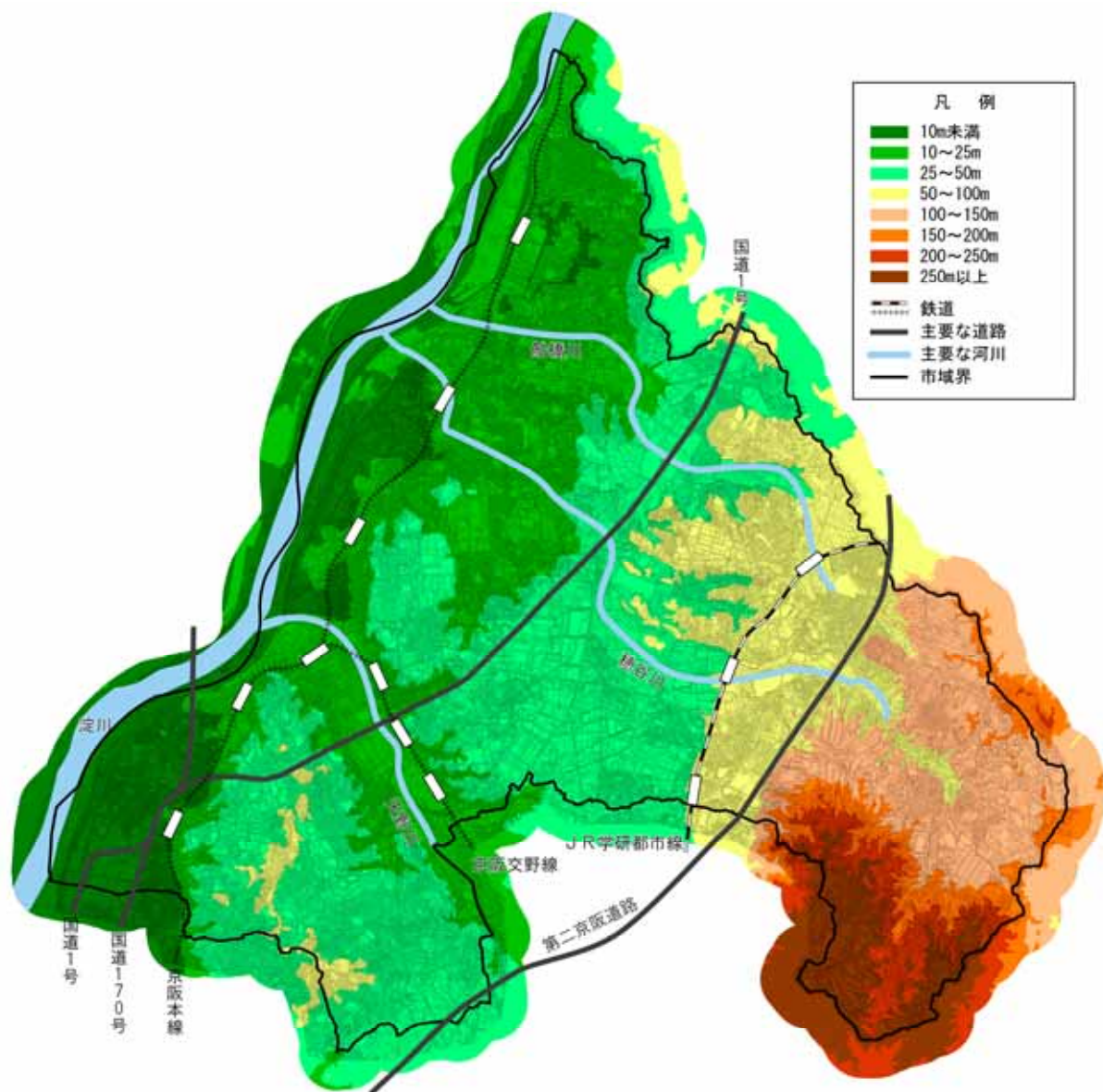
育むみどり

重点テーマ

5 実現に向けて

参考資料

第二京阪道路以西と市南部を除くと、大部分が標高 50m 未満で、淀川に向かって下る緩やかな斜面となっています。

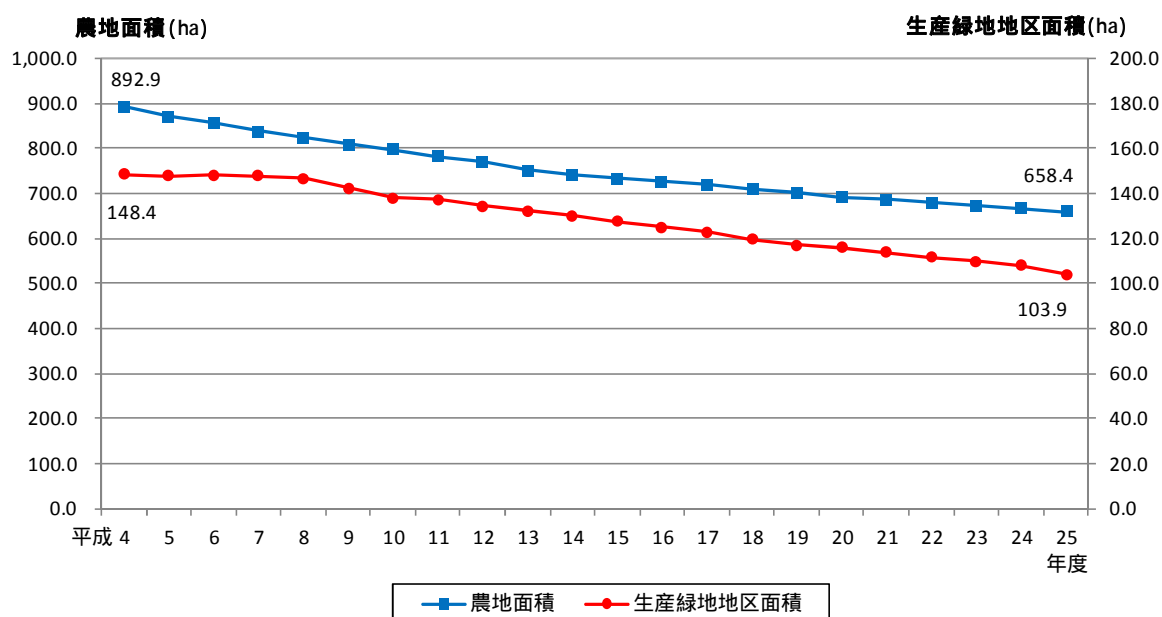


資料：基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュ (国土地理院)

標高分布図

## 1 - 2 . 生産緑地地区の指定状況

本市では、466 地区が生産緑地地区に指定され、面積の合計は 103.9ha となっています。生産緑地地区の面積は、平成 4 年度の 148.4ha をピークとして減少傾向にあり、平成 25 年には 103.9ha に減少しています。また、市内の農地面積も平成 4 年の 892.9ha から平成 25 年の 658.4ha へ一貫して減少を続けています。



資料 農地面積：各年度 1 月 1 日現在

平成 4～18 年度：自治大阪（（財）大阪府市町村振興協会）

平成 19～25 年度：土地に関する概要調書報告書

生産緑地地区面積：各年度 11～12 月現在

農地とは、一般農地、介在農地、市街化区域農地の合計であり、生産緑地地区を含む

### 農地面積及び生産緑地地区面積の推移

1 改定にあたって

2 現況と課題

3 基本方針

つなぐるみどり

守り、活かすみどり

創り、満ちるみどり

育むみどり

重点テーマ

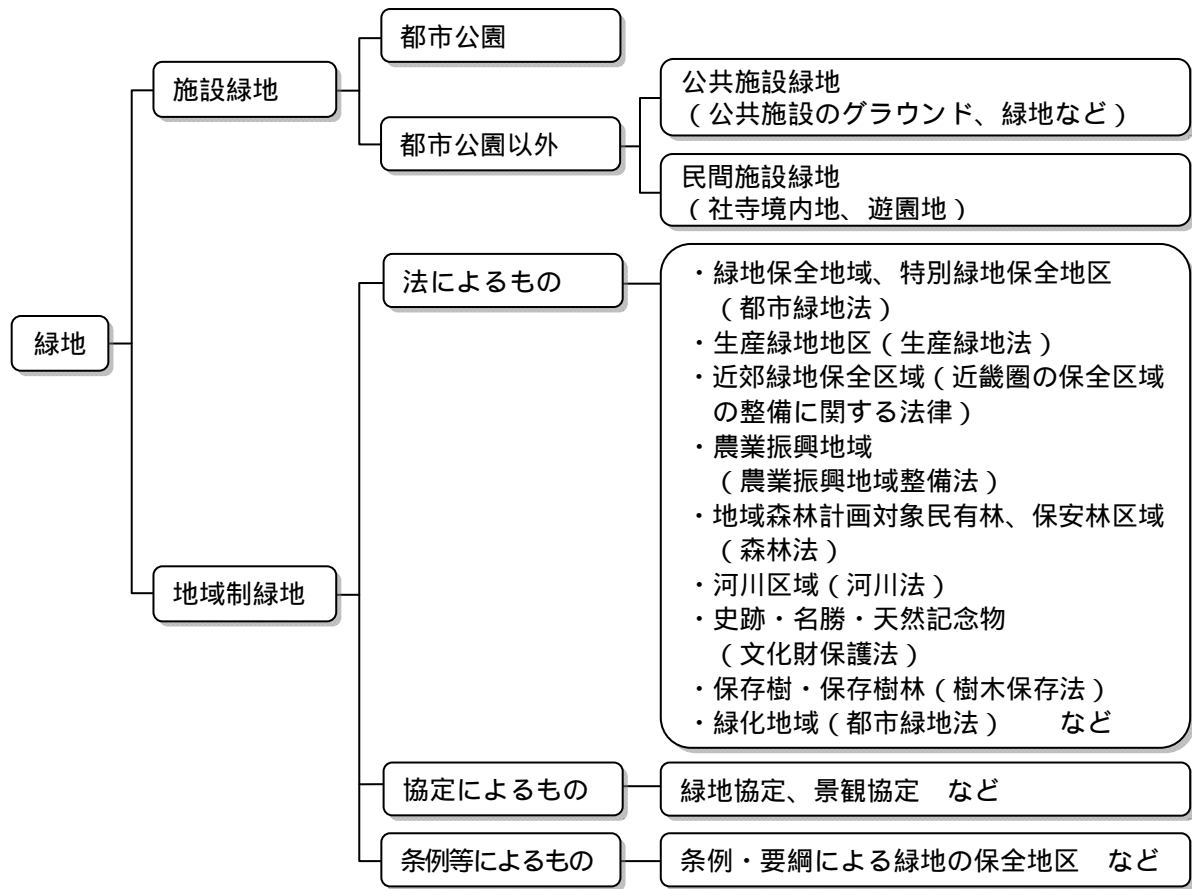
5 実現に向けて

参考資料

### 1 - 3 . 緑地現況

本計画では、都市公園や施設管理された「施設緑地」と土地利用規制や条例等により確保される「地域制緑地」に緑地を大別し、緑地の種類別に箇所数や面積を把握しました。緑地の面積は、都市公園など面積データが明らかになっているものについては、その数値を使用し、民間施設緑地など面積が不明なものについては、図面上で面積の計測を行いました。

#### ( 1 ) 緑地の分類

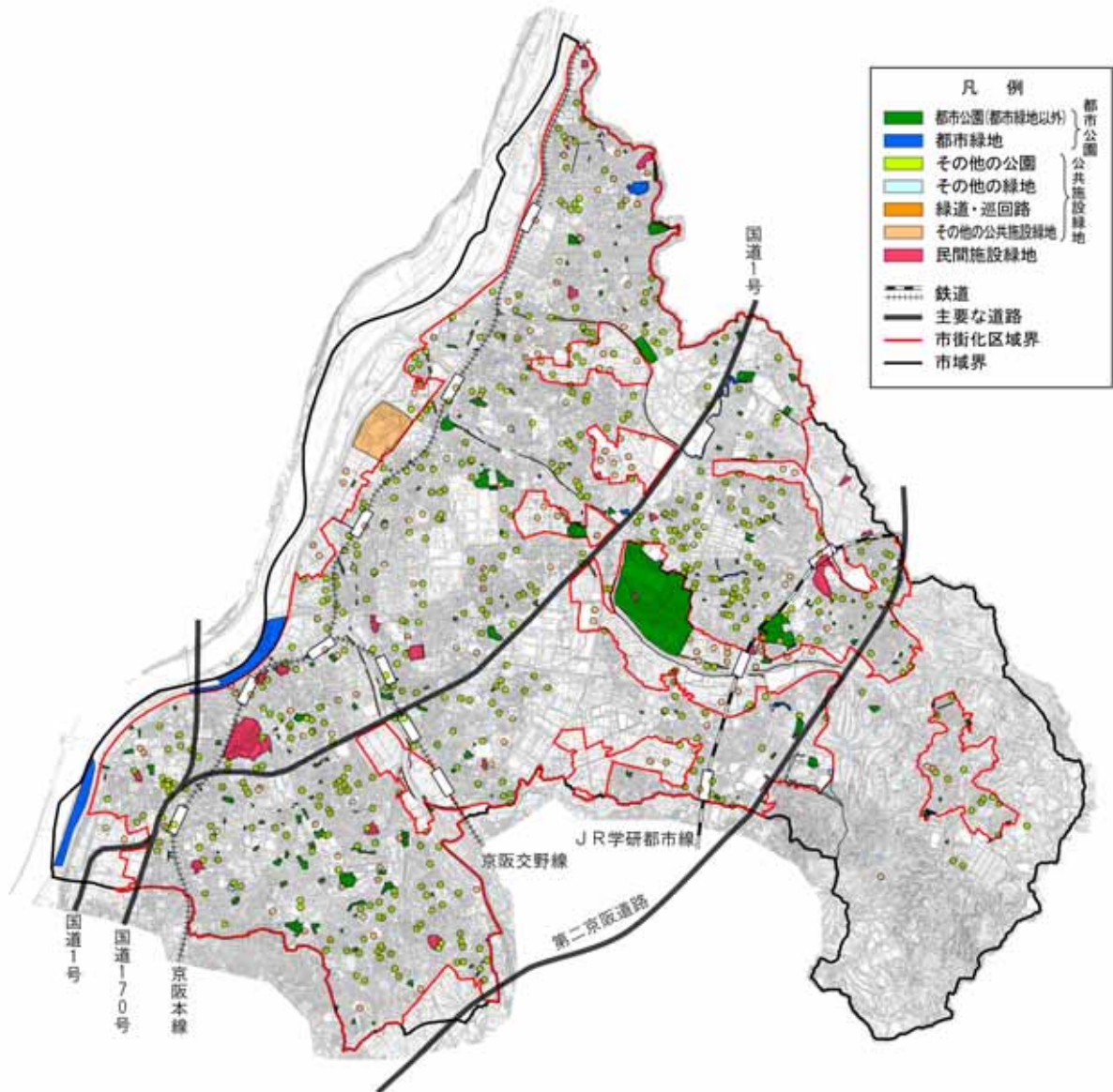


緑地の分類

## (2) 施設緑地

施設緑地は、全体で約 406ha であり、そのうち市街化区域内が約 223ha、市街化調整区域が約 182ha となっています（施設緑地間の重複を除く）。

種類別で見ると、都市公園（都市緑地以外）の約 152ha や公共施設緑地（学校や市民農園等）の約 128ha の面積が多く、ちびっこ広場や小規模公園を含むその他の公園は 454 箇所と箇所数では最も多いものの、面積では約 11ha と小さく、全体に占める割合は約 3% わずかでとなっています。

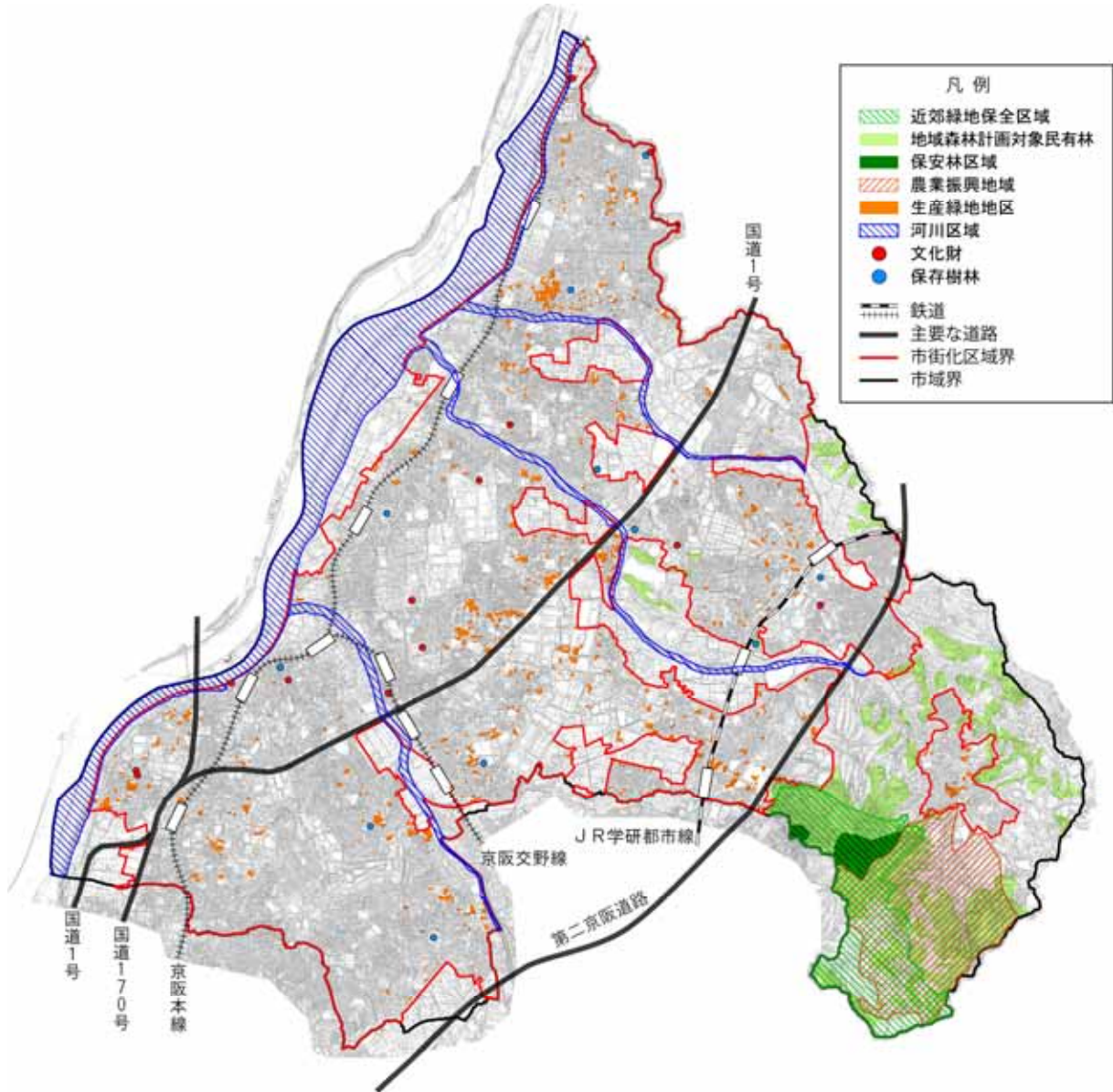


施設緑地の分布図

### (3) 地域制緑地

地域制緑地は、全体で約 1,196ha（地域制緑地間の重複を除く）あり、約 8 割が市街化調整区域に指定されています。

市街化区域には、生産緑地地区や文化財（史跡、天然記念物）保存樹林が指定されています。また、市街化調整区域では、近郊緑地保全区域、地域森林計画対象民有林、農業振興地域が指定されています。



地域制緑地の分布図

(4) 緑地面積

各区域の緑地面積を比較すると、市街化区域では、施設緑地が約 223ha、地域制緑地が約 222ha とほぼ同面積で、市街化調整区域では、施設緑地が約 182ha、地域制緑地が約 974ha と、地域制緑地が施設緑地の約 5 倍となっています。

市全体では、施設緑地が約 406ha、地域制緑地が約 1,196ha と地域制緑地が多くなっています。

		緑地面積					
		市街化区域		市街化調整区域		合計	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
施設緑地	都市公園(都市緑地以外)	190	75.28	8	76.62	198	151.90
	都市緑地	13	5.33	2	47.55	15	52.88
	<b>都市公園計</b>	<b>203</b>	<b>80.62</b>	<b>10</b>	<b>124.17</b>	<b>213</b>	<b>204.79</b>
	その他の公園	437	10.93	17	0.56	454	11.49
	その他の緑地	21	6.16	3	2.48	24	8.64
	緑道・巡回路	14	6.69	7	4.52	21	11.21
	その他の公共施設緑地	89	79.85	50	47.84	139	127.70
	<b>公共施設緑地計</b>	<b>561</b>	<b>103.63</b>	<b>77</b>	<b>55.41</b>	<b>638</b>	<b>159.04</b>
	<b>都市公園等計</b>	<b>764</b>	<b>184.25</b>	<b>87</b>	<b>179.58</b>	<b>851</b>	<b>363.83</b>
	民間施設緑地	16	42.05	5	3.10	21	45.15
	施設緑地間の重複	9	2.82	2	0.60	11	3.43
<b>施設緑地小計</b>	<b>771</b>	<b>223.47</b>	<b>90</b>	<b>182.08</b>	<b>861</b>	<b>405.55</b>	
地域制緑地	近郊緑地保全区域	-	0.00	-	262.83	-	262.83
	地域森林計画対象民有林	-	11.77	-	445.15	-	456.92
	保安林区域	-	0.00	-	28.54	-	28.54
	農業振興地域	-	0.00	-	318.81	-	318.81
	生産緑地地区	-	103.39	-	0.00	-	103.39
	河川区域	-	90.94	-	446.49	-	537.42
	保存樹林	-	7.45	-	1.75	-	9.21
	文化財	-	8.00	-	0.00	-	8.00
	地域制緑地間の重複	-	0.00	-	529.44	-	529.44
	<b>地域制緑地小計</b>	<b>-</b>	<b>221.55</b>	<b>-</b>	<b>974.13</b>	<b>-</b>	<b>1,195.68</b>
<b>施設・地域制緑地間の重複</b>		<b>-</b>	<b>6.10</b>	<b>-</b>	<b>79.27</b>	<b>-</b>	<b>85.37</b>
<b>総計</b>		<b>-</b>	<b>438.92</b>	<b>-</b>	<b>1,076.95</b>	<b>-</b>	<b>1,515.86</b>

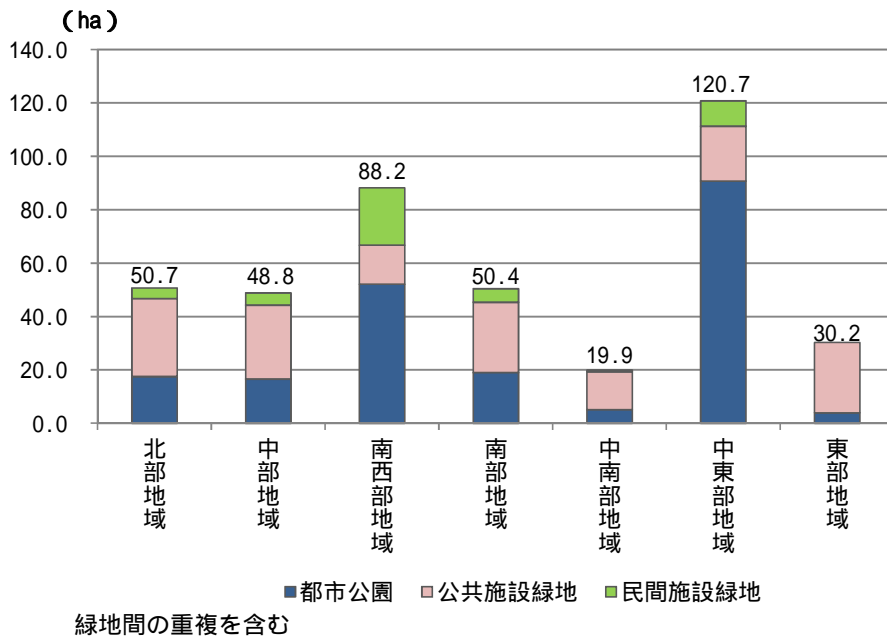
緑地面積は、市資料等の面積を使用、ただし近郊緑地保全区域、地域森林計画対象民有林、保安林区域、農業振興地域の面積は、国土数値情報を用いた図上計測により算出  
 都市公園等とは、都市公園に公共施設緑地を加えたもの  
 市街化区域と市街化調整区域に施設がまたがる場合には、面積の大きい区域に箇所数を計上  
 平成 27 年 3 月末現在

(5) 地域別の施設緑地面積

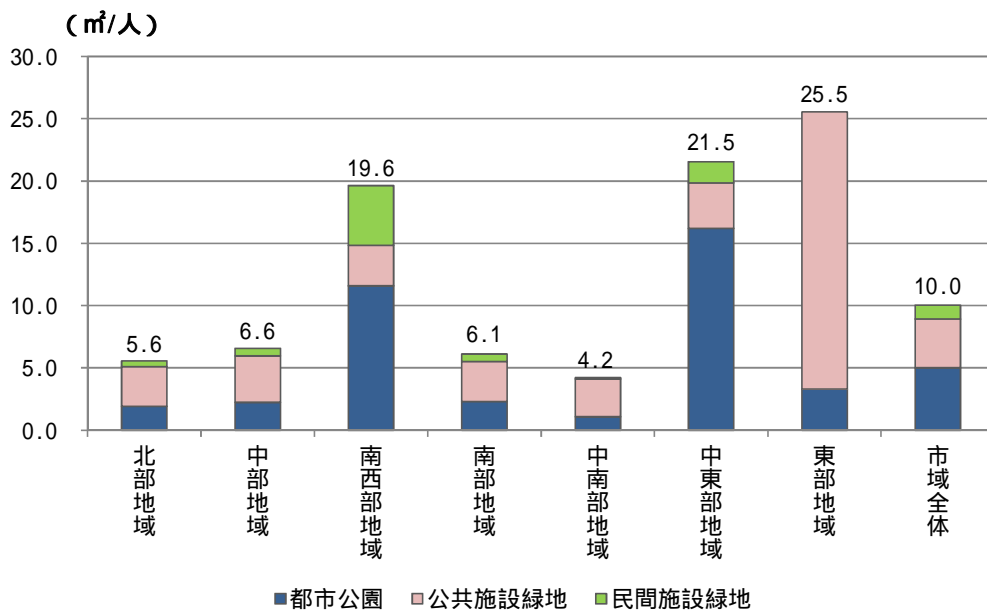
地域別の人口一人あたりの施設緑地面積をみると、東部地域の 25.5 m<sup>2</sup>/人が最も大きく、次いで中東部地域、南西部地域となっています。

東部地域は、他地域に比べて人口が少ないため、施設緑地面積は小さいものの人口一人あたりの施設緑地面積では最も大きくなっています。中東部地域と南西部地域が大きいのは、山田池公園と淀川河川公園という大きな面積の公園があるためです。

中南部地域は、施設緑地の面積が小さく、人口一人あたりの施設緑地面積は最も小さくなっています。



地域別の施設緑地面積



1) 緑地間の重複を含む

2) 地域別人口は、平成 22 年国勢調査の調査区別人口から面積按分により推計

地域別の人口一人あたりの施設緑地面積



### 1 - 4 . 緑被現況

新たな目標としてみどりの指標を検討することを目的とし、衛星画像、土地利用データ等から、画像処理、目視判読調査により、緑被地の分布状況を把握しました。

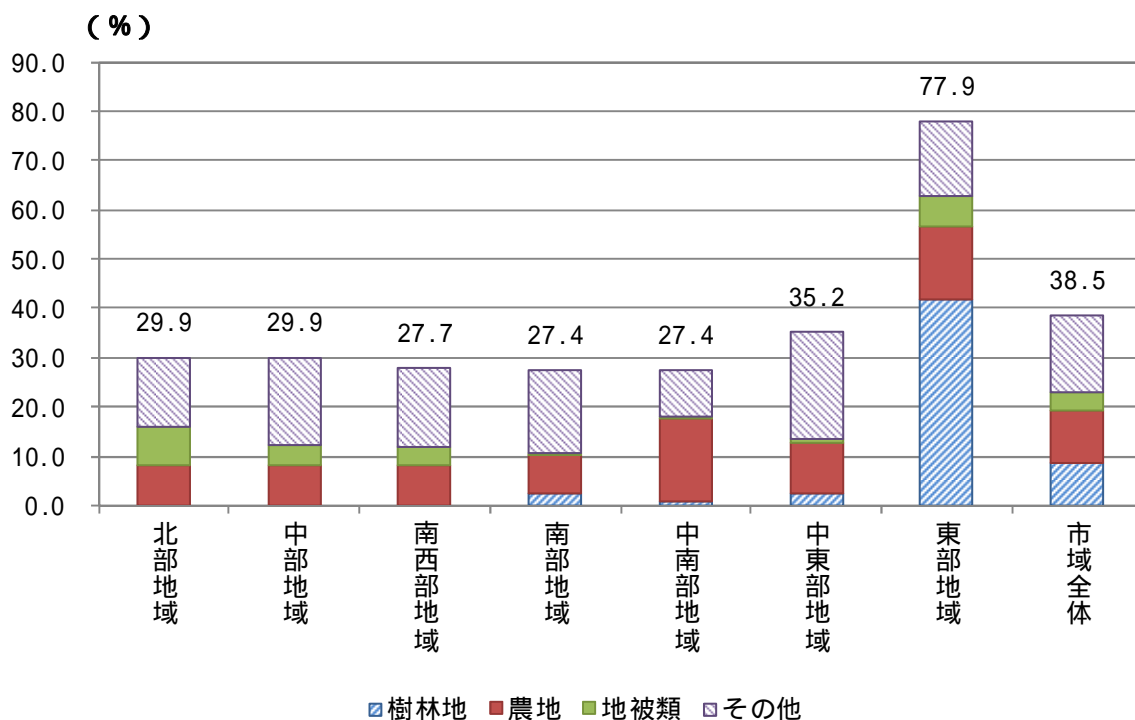
緑被地は、土地利用現況及び植生記号を参考に、下記のとおり区分しました。

緑被区分

分類	内容	備考
樹林地	中高木の樹木、樹林	土地利用現況図の山林を区分
農地	水田、畑地、果樹園	土地利用現況図の田・畑を区分
地被類	芝等の草丈の低い草地	目視により区分
その他	草丈の高い草地、街路樹等	目視により区分

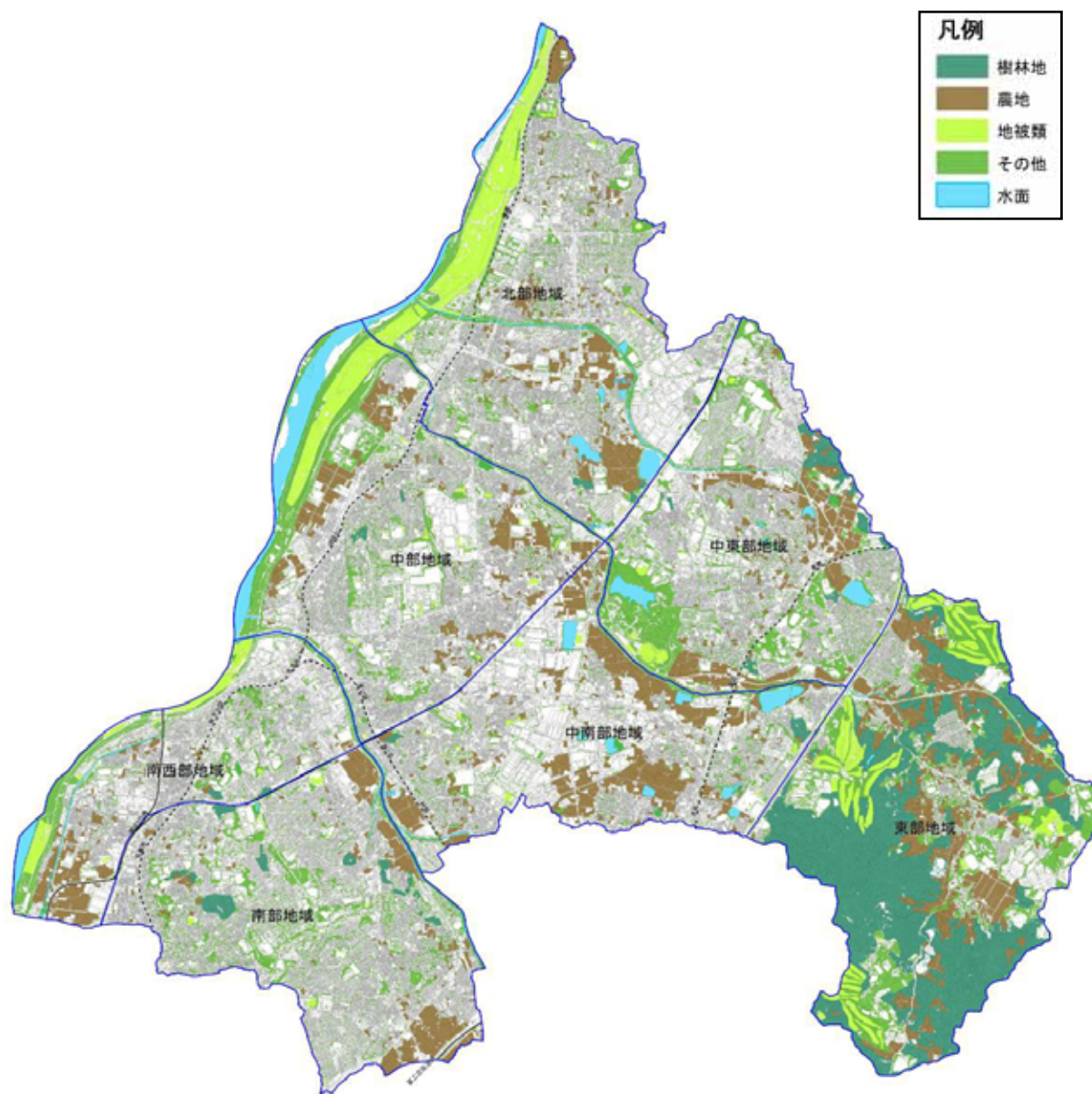
#### ( 1 ) 地域別緑被率

緑被率は、全体で 38.5% が確保されています。地域別では樹林地が多い東部地域 ( 77.9% ) が高く、南西部地域 ( 27.7% ) や南部地域 ( 27.4% ) 、中南部地域 ( 27.4% ) がやや低くなっています。



面積はすべて図上計測値

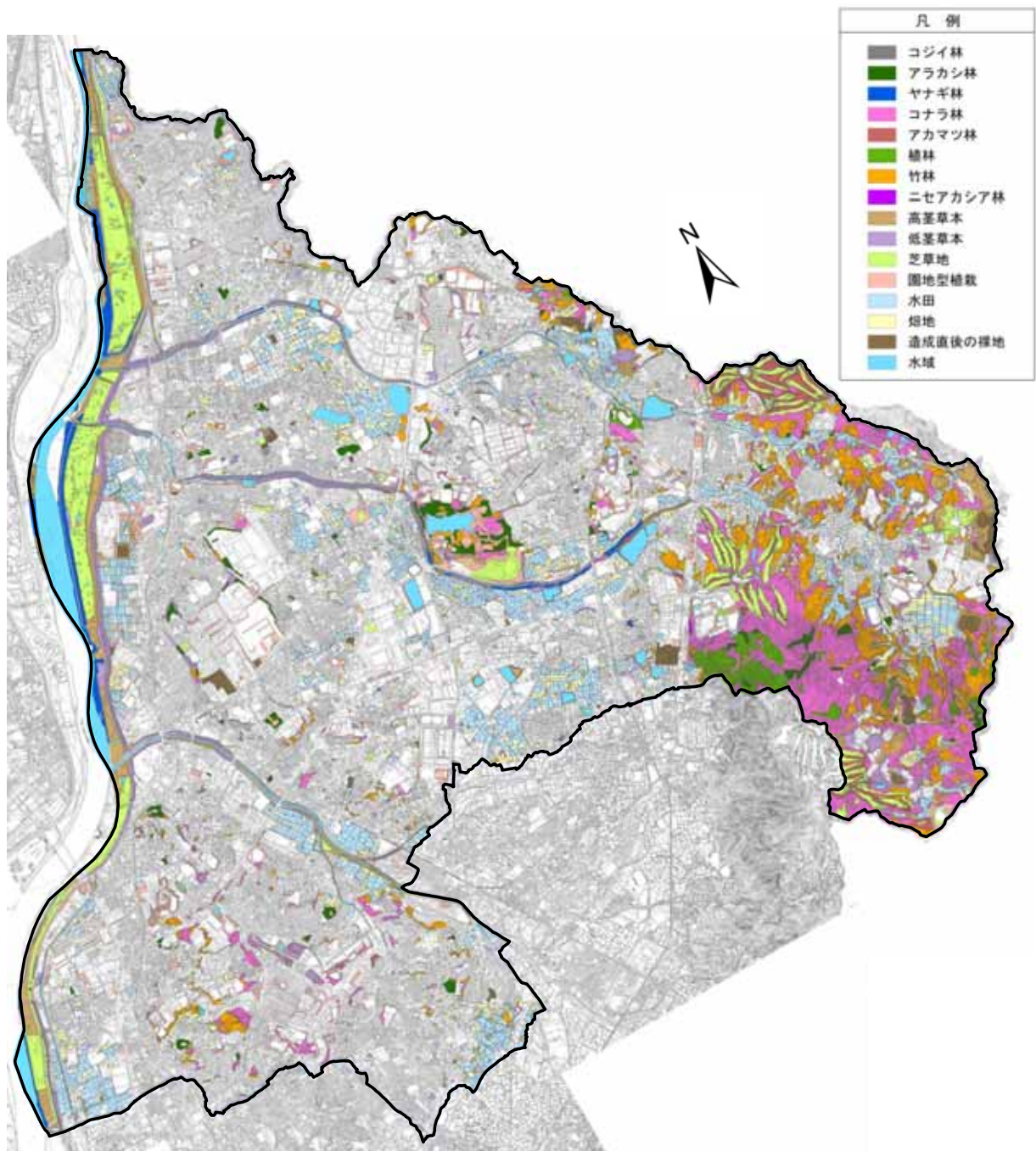
地域別緑被率



緑被状況図

## 1 - 5 . 植生状況

第二京阪道路より東側では、主としてコナラ林やアラカシ林、植林、竹林が分布しています。第二京阪道より西側では、船橋川、穂谷川、天野川に沿って、水田や畑地が広がっているほか、香里団地周辺にはコナラ林や竹林が点在しています。また、淀川の河川敷には、ヤナギ林や芝草地、高茎草木が分布しています。



資料：枚方ふるさといきもの調査 報告書（平成 25 年 3 月）

植生図

## 1 - 6 . 市民アンケート調査結果

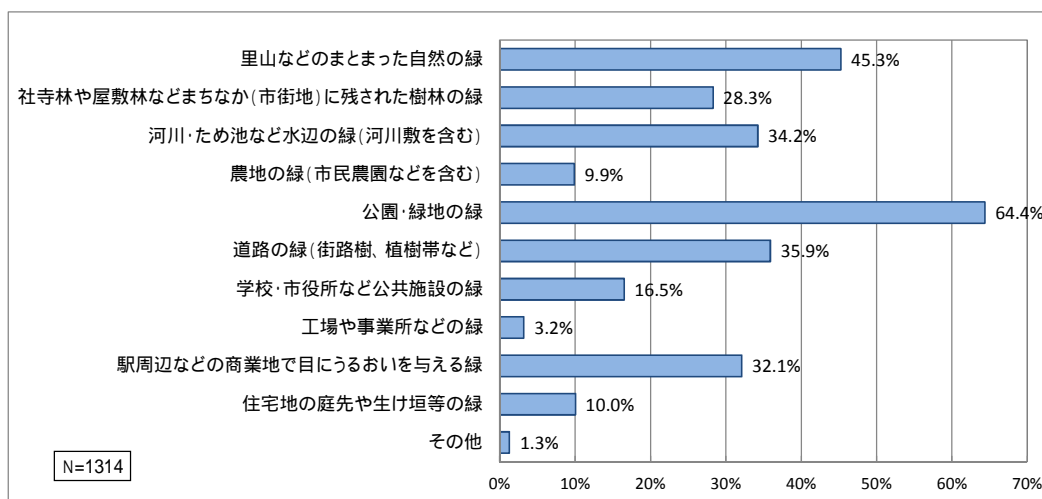
みどりに関する市民意向を把握するため、市民アンケート調査を行いました。

### ( 1 ) 調査概要

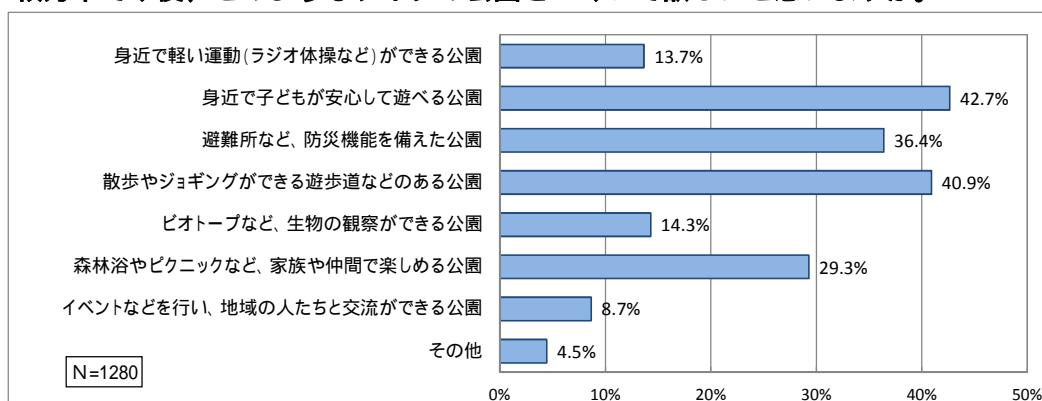
配布方法	郵送配布、郵送回収
発送・回収日	発送日：平成26年8月8日 投函締切：平成26年8月25日
配布数	3,000票(18歳以上の市民から無作為抽出)
回収数	1,341票(回収率45%)

### ( 2 ) 調査結果(抜粋)

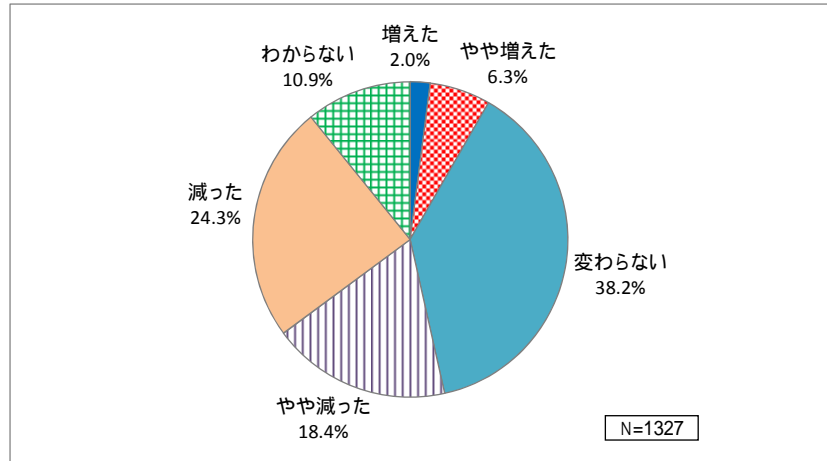
**問 枚方市にふさわしい緑、特に大事にすべき緑は何だと思いますか。**



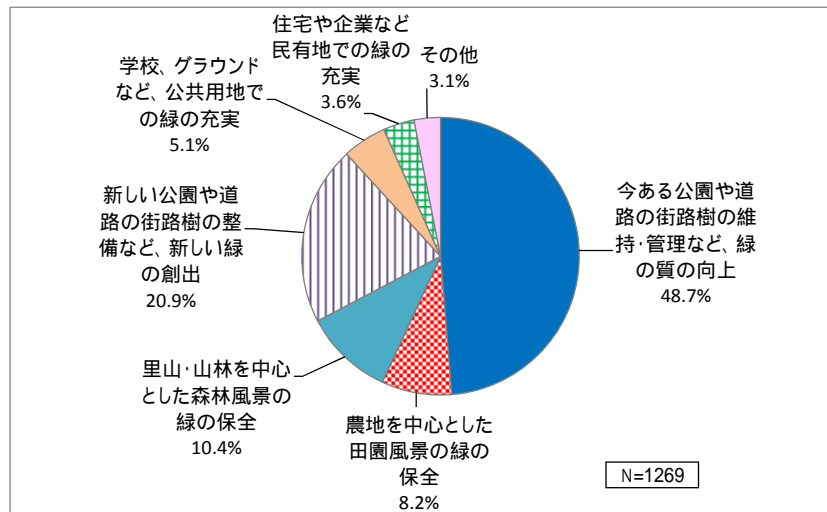
**問 枚方市で今後、どのようなタイプの公園をつかって欲しいと思いますか。**



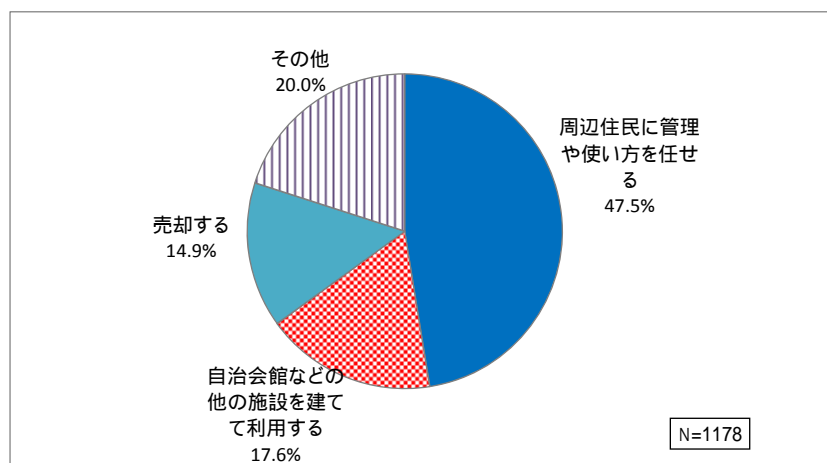
問 お住まい周辺の緑の量は、ここ10年でどのように変化しましたか。



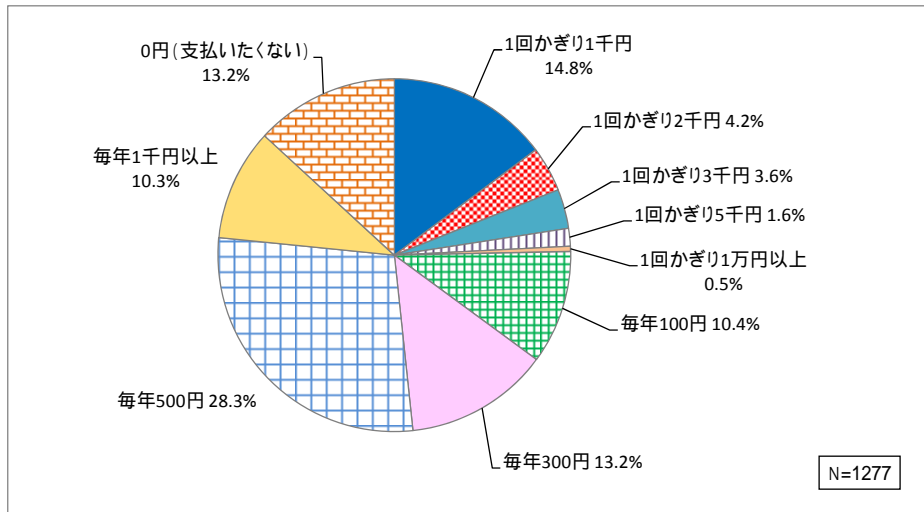
問 お住まい周辺の緑の充実について、今後どのような取り組みが望ましいと思いますか。



問 小規模な公園（ちびっこ広場など）の中には、あまり利用されていないものがあります。そのような公園は、今後どうすればよいと思いますか。



問 仮に、里山やまちなかの緑の維持・保全、創出に対して寄附を行うとすれば、どの程度までなら寄附してよいと思いますか。



## 1 - 7 . 事業者アンケート調査結果

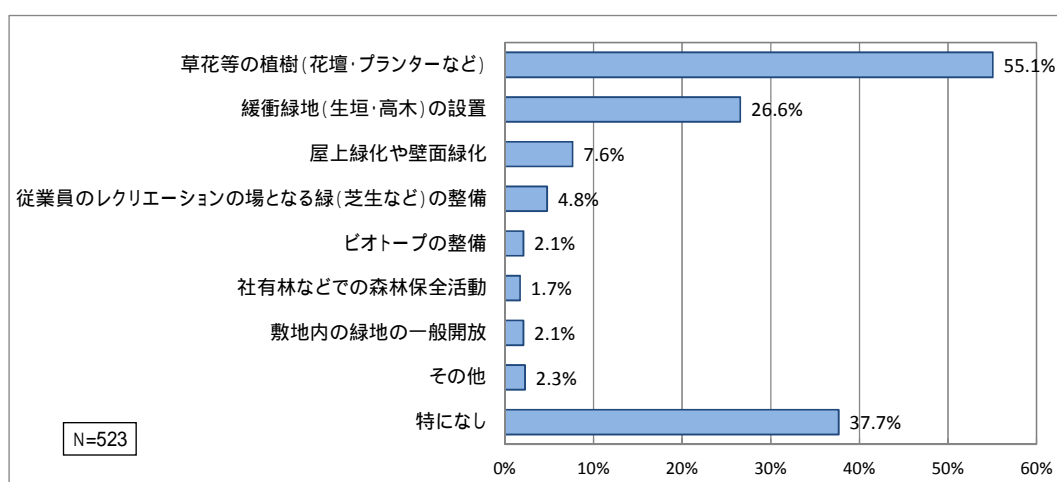
みどりに関する事業者の意向を把握するため、事業者へのアンケート調査を行いました。

### ( 1 ) 調査概要

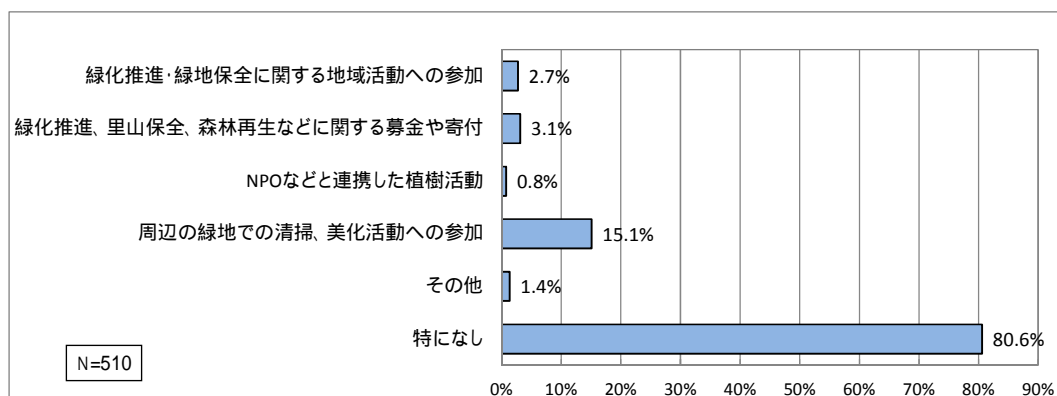
配布方法	郵送配布、郵送回収
発送・回収日	発送日：平成26年9月3日 投函締切：平成26年9月17日
配布数	1,300票(市内事業者から無作為抽出)
回収数	527票(回収率41%)

### ( 2 ) 調査結果(抜粋)

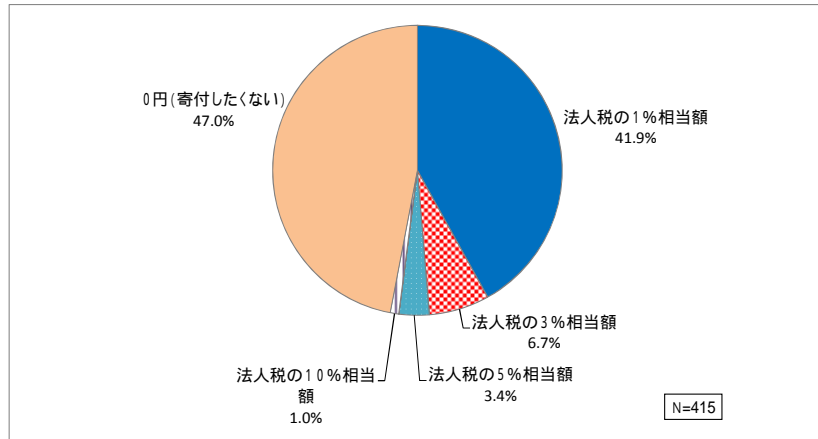
**問 現在、自社敷地内で取り組まれている緑化推進・緑地保全活動はありますか。**



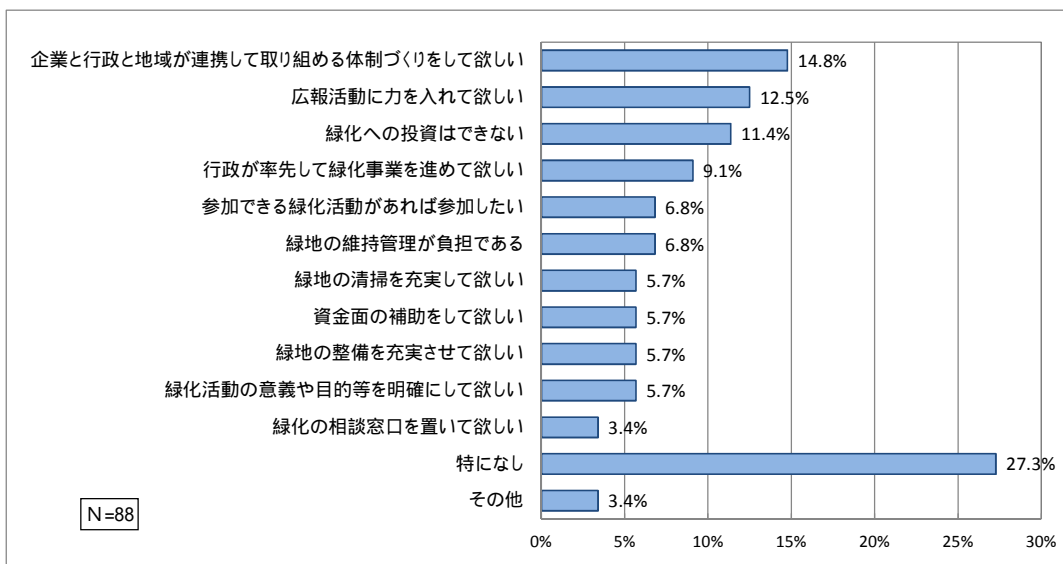
**問 現在、自社敷地以外で取り組まれている緑化推進・緑地保全活動はありますか。**



問 仮に、緑化推進や緑地保全に対して支援を行うとすれば、どの程度までなら寄付してもよいと思いますか。



問 企業と行政、市民が連携して緑化推進・緑地保全を進めるうえでの課題などについて、ご意見などがございましたら、ご記入ください。



自由回答を内容により分類して集計



1 - 8 . 前計画の評価

計画の改定にあたって、前計画にあたる平成 11 年 3 月に策定した「枚方市緑の基本計画」で設定した施策の評価を行いました。結果は下表のとおりです。

基本方針	施策	これまでにできたこと	これまでにできなかったこと	現状の課題
市民の手による緑のまちづくりを支援する 《市民参加の組織整備》	市民参加のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部公園の整備時に住民の意見を計画に反映</li> <li>・公園アダプト事業への参加者には、緑化講習を実施・枚方市緑の推進委員会を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の緑化推進の仕組みづくり</li> <li>・近隣市との協議・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の公園計画への市民参加は、期間と人員の面から難しい</li> <li>・市民が相互に意見を交換できる体制づくりが必要</li> </ul>
	花・緑を飾り増やす運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜の名所づくりは目標本数を達成</li> <li>・道路アダプトや公園アダプト事業参加団体への花苗の配布を実施</li> <li>・市民団体への保険制度を設置</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加団体の活動意欲の継続策が必要</li> </ul>
	緑化イベントの充実・緑の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化フェスティバル、菊花展などの緑化イベントを開催</li> <li>・新生児誕生記念の苗木や緑化イベント時に苗木を無料配布</li> <li>・公園アダプト参加団体への園芸講座開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の意識啓発のシンポジウム、講演会</li> <li>・市民相互の情報交換の場づくり</li> <li>・市独自の表彰制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布苗木の利用状況の調査</li> <li>・表彰のニーズの把握</li> <li>・緑化フェスティバルの集客増進</li> </ul>
ふるさとのすぐれた緑をまもり活かしていく 《緑地の保全・活用》	樹林地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・穂谷・津田地区で、森づくり委員会が発足、継続的に会議を実施</li> <li>・大規模開発時に代替緑地や植栽帯の設置を指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的に保全義務のない開発についての誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山の将来像を反映した保全目標等の明確化が必要</li> </ul>
	農地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・穂谷地区収穫祭の開催費用補助等</li> <li>・コスモス・ひまわりなどの景観形成作物への助成</li> <li>・生産緑地の面積要件緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地の買い取り・活用</li> </ul>	-
	水辺地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川のワンドの保全・復元、芝生広場の拡張</li> <li>・穂谷川・天野川のふるさとの川づくり事業による改修等</li> <li>・府への治山事業の要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋川・穂谷川・天野川上流部の水辺地の保全・再生</li> <li>・保安林以外の普通林の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、船橋川・穂谷川・天野川の上流部の整備について、整備方法等要検討</li> <li>・普通林の所有者・管理者の自助努力では限界</li> </ul>
身近な生活の中に緑と水とのふれあいの場を広げる 《緑地の創出》	身近な公園・緑地の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設公園を中心にバリアフリー化を実施</li> <li>・ピオトープ整備（王仁公園）園内の自然林の保全（星ヶ丘公園）</li> <li>・小学校の花壇の整備充実</li> <li>・地元意見を取り入れた公園計画、地元による維持管理（尊延寺あおぞらひろば公園）</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の公園計画への市民参加は期間と人員の面から難しい</li> </ul>

1 改定にあたって

2 現況と課題

3 基本方針

つながるみどり

守り、活かすみどり

4 取り組みの方針

創り、満ちるみどり

育むみどり

重点テーマ

5 実現に向けて

参考資料

基本方針	施策	これまでにできたこと	これまでにできなかったこと	現状の課題
身近な生活の中に緑と水とのふれあいの場を広げる《緑地の創出》	拠点的な公園・緑地の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部公園の整備や百済寺跡公園の再整備を実施</li> <li>・H25年度以降、山田池公園川原広場と穂谷川沿いの多自然型護岸整備と一体整備</li> <li>・農産物収穫体験イベントを開催</li> <li>・淀川河川敷や山田池公園を広域避難場所等として整備</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫体験イベント事業実施農家の高齢化</li> </ul>
	水と緑のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内河川や第二京阪道路沿いの緑のネットワーク形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要道路での街路樹、緩衝緑地帯整備</li> <li>・穂谷川沿いのサイクルルート(一部)</li> <li>・公共施設や交差点などのポケットパーク整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹、緩衝緑地帯整備は必要性、費用対効果を検証</li> </ul>
花と緑に囲まれたまちづくりを進める《都市緑化の推進》	緑のまちづくりモデル事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3つの緑化重点地区を選定</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化重点地区と保全配慮地区を検討</li> </ul>
	公共公益施設の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規公園整備時に主に花木を配置</li> <li>・ビオトープの整備(王仁公園)</li> <li>・小中学校の校舎改築時に中高木を植樹、校庭・中庭の芝生化、緑のカーテン整備</li> <li>・学校ビオトープの活用</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ムクドリなどの野鳥の対策費が増加</li> <li>・ビオトープ池の老朽化による修繕補修</li> </ul>
	道路・河川の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの風促進区域の指定路線の街路樹を整備</li> <li>・府道は、H26年度以降、グリーンストリート支援事業による民有地緑化を継続</li> <li>・穂谷川・天野川のふるさとの川づくり事業による改修等</li> <li>・穂谷川の山田池公園隣接区間の水辺空間等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連道路の緑化</li> <li>・道路の計画段階での市民参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路緑化に向けて、事業の必要性、選定基準の検証などを行い、事業化に向けた検討が必要</li> </ul>
	住宅地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民及び事業所の生垣や壁面緑化等への支援について、花と緑のまちづくり事業を実施</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の市民への周知が必要</li> <li>・緑地協定の締結を促進すべき区域を検討</li> </ul>
	工業地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場立地法に基づく緑化指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場緑化協定の締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業活性化の観点から、工場緑化協定の締結は難しい</li> </ul>
	商業地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹の余剰地等へのフラワーポット等の設置</li> <li>・地区計画による壁面位置の制限、オープンスペースの確保</li> <li>・大規模な商業施設は、府条例に基づく緑化を助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街の緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フラワーポットの設置は、車両による破損が多く、設置箇所や維持管理に課題</li> <li>・商店街へのシンボルツリーの設置は要望がない</li> </ul>

## 2. 策定経緯

### 2-1. 枚方市緑の基本計画審議会

計画の策定にあたっては、庁外の組織として学識経験者や地域を代表する市民の方などで構成する「枚方市緑の基本計画審議会」(以下、審議会という)を設置し、審議会において検討の上、答申をいただきました。

#### (1) 開催経緯

	開催年月日	審議内容
第1回審議会	平成26年8月8日	・諮問 ・緑の基本計画の改定について ・全体スケジュール
	平成26年10月17日	・現地視察(東部の里山、市民の森など)
第2回審議会	平成26年11月28日	・みどりの現況と課題について
第3回審議会	平成27年3月9日	・第2回審議会の振り返り ・みどりの現況と課題について ・計画の基本方針について
第4回審議会	平成27年6月1日	・第3回審議会の振り返り ・みどりの現況と課題について ・計画の基本方針について
第5回審議会	平成27年9月2日	・第4回審議会の振り返り ・施策の方針について ・計画の実現に向けた推進体制について
第6回審議会	平成27年11月20日	・第5回審議会の振り返り ・中間とりまとめ
第7回審議会	平成27年12月24日	・アクションプランについて ・最終とりまとめ ・答申

#### (2) 委員名簿

	氏名	団体・役職
副会長	加嶋 章博	摂南大学 理工学部 建築学科 教授
委員	勝原 芳博	ひらかた Green ワークショップ 代表
委員	サム・テケンブロック	香陽台自治会長
委員	長村 幹夫	津田区長(元中学校校長、元学校環境教育指導員)
委員	野田 奏栄	公益社団法人 大阪自然環境保全協会 理事
会長	増田 昇	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 緑地環境科学 教授
委員	丸山 幾代実	株式会社 小松製作所 大阪工場 環境担当部長
委員	宮原 保子	民生委員児童委員協議会 会長

(五十音順 敬称略)

## 2 - 2 . ひらかた Green ワークショップ

公募による市民、東部の里山で活動されている市民活動団体のメンバー、市内の大学に通う大学生で構成されるワークショップを開催し、市内のみどりの現状や課題、今後の取り組みについて、ご議論いただきました。

### ( 1 ) 開催経緯

	開催年月日	審議内容
第 1 回	平成 26 年 7 月 31 日	・勉強会 ・代表者決定
第 2 回	平成 26 年 9 月 8 日	・市長との未来トーク ・審議会会長の講話 ・大切にしたい緑と緑の課題
第 3 回	平成 26 年 11 月 2 日	・現地視察（東部の里山、市民の森など）
第 4 回	平成 27 年 1 月 19 日	・大切にしたいみどり、育みたい・活用したいみどりについて（再討議） ・里山ボランティア団体と意見交換
第 5 回	平成 27 年 2 月 9 日	・行動の原則について ・市民が自らのため、里山のために行うみどりの施策について
第 6 回	平成 27 年 3 月 18 日	・市民が自らのため、まちのために行うみどりの施策について
第 7 回	平成 27 年 7 月 4 日	・（仮）みどりの心得の作成 ・継続的に取り組むための方法

### ( 2 ) 参加者名簿

	氏名	参加区分
	網本 翔太	一般市民
副代表	稲森 郁子	市民活動団体
	井上 知佳	学生（関西外国語大学）
	井上 好子	一般市民
代表	勝原 芳博	一般市民
	河端 沙英	学生（関西外国語大学）
	平 靖	市民活動団体
	武岡 功一郎	学生（摂南大学）
	鶴島 由佳理	一般市民
	手塚 等史	一般市民
	堂園 晶子	一般市民
	中尾 真大	学生（摂南大学）
	西本 楓	学生（大阪国際大学）
	藤 一夫	市民活動団体
	村山 彩優香	学生（大阪国際大学）
	山中 利美	市民活動団体
	吉野 隆文	市民活動団体

(五十音順 敬称略)



現地視察



ワークショップでの議論風景



議論の結果の発表

1 改定にあたって

2 現況と課題

3 基本方針

つながるみどり

守り、活かすみどり

4 取り組みの方針

創り、満ちるみどり

育むみどり

重点テーマ

5 実現に向けて

参考資料

(3) ひらかた Green ワークショップによる提言

ワークショップでの議論の結果は、以下に示す「みどりの市民活動に関する提言 ~ “里山” と “まちなか” の取り組み ~」として取りまとめられ、「枚方市緑の基本計画審議会」に提言されました。

ひらかた Green ワークショップによる提言

## みどりの市民活動に関する提言

### ~ “里山” と “まちなか” の取り組み ~

枚方市緑の基本計画審議会 御中

平成 27 年 7 月 4 日  
ひらかた Green ワークショップ

- ・ 私たちは、枚方市の大切なみどりについて話し合い、現地視察や身の周りの再点検などを行って“里山”と“まちなか”のみどりの状況を把握してきました。
- ・ これらの実態を踏まえて、今後のみどりに係る施策のあり方について市民目線で話し合い、枚方市のみどりの市民活動を、楽しく自発的にやっていける方策を検討しました。
- ・ 結果として、枚方市のみどりの市民活動において、今後、重要となる取り組みは、以下の 5 点であることを確認しました。
  - 第一歩を踏み出す施策
  - 活動を促進するための前提条件を整える施策
  - いろいろな楽しみを提供できる企画、活動の場をつくる施策
  - 情報提供と PR の施策
  - 一緒に活動するための標準的なルールとなる「枚方みどりの心得」を作成し、普及する施策（ただし、「普及する施策」は検討していません。）
- ・ これらは「ひらかた Green ワークショップ」で検討した成果としてとりまとめ、提言します。市民活動を促進するためには、単発の施策でなく、出来るだけ一連の施策として、現在実施されている施策も有効に活用しながら推進されるのが効果的だと考えます。この提言を、みどりの基本計画の策定に反映していただくことを希望します。

## 第一步を踏み出す施策

	里山		
	市民だけでできる 取り組み	市民が企業・公益団体・ 大学等と共に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
保全	-	○学校全体、地域、企業等で 年1回刈りだした竹や木 を使って生活するイベン トを行う(まずは体験して もらう) 企業のCSR活動の受け入 れを促進する(里山活動の 力にもなる) 地権者の許可がある場所 は草刈だけでもやらせて もらう	-
利活用	○子供会などで里山に来て もらう ○森の遊び方を教えるリー ダーをつくる	-	-
PR	-	-	○枚方の小学校は必ず1度 里山に訪れるようにする (枚方の公立小の義務化) 地域の草刈などのツアー を企画・参加する
その他	活動への第一歩を踏み出 す講座等に参加する(ワー クショップ、体験活動な ど)	-	-

	まちなか		
	市民だけでできる 取り組み	市民が企業・公益団体・ 大学等と共に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
保全	○淀川の自然を守る活動に 参加する(淀川レンジャー 等)	-	-
利活用	-	近くの公園で自然親睦会 などを行って、みんなが常 に出入りする	公園・緑地を利活用する 企画を行う
その他	-	-	コーディネーターを養成 する

“里山”、“まちなか”それぞれで行う取り組み

“里山”にも“まちなか”にも適用できそうな取り組み

## 活動を促進するための前提条件を整える施策

	里山		
	市民だけでできる 取り組み	市民が企業・公益団体・ 大学等と共に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動への参画</li> <li>○荒れた山や田をよみがえらせ、さらに育てることを目標に活動する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業に里山への植樹を依頼する</li> <li>○山の管理を社員教育にするなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地権者と里山活動したい人とのコーディネートを行う</li> <li>地権者と市民団体のルールをつくる</li> <li>○自然を保護する地域を設定する</li> </ul>
利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○里山で開放できる区域、開放しない区域をつくるなど利用に関するルールをつくる</li> <li>○女性でも参加できる作業をつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放置されたりしている土地の利用仲介システム（企業援助 行政）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政が住民や企業をつなぎ合わせ、コラボレーションを図る取り組みを行う</li> <li>プラットフォーム（見合いの場）をつくる</li> <li>○里山に人が入るための林道をつくる</li> </ul>
PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気軽に初心者が入れるエリアをつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元の大学、高校のボランティア部等と連携し、学生ボランティアを増やす</li> <li>大学で地域の事を勉強する学科ができていますので、大学の先生と学生にも市民活動に参加するように促す</li> <li>大学との連携では、特定の授業の先生やサークル・部活と連携を取るなど、連携方法をしっかり考える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政が里山に目をむけるしくみ・しかけを考える</li> <li>○行政が積極的に関与して里山に入れる場所の確保・担保を行う</li> <li>校区コミュニティ協議会などのコミュニティを活用する</li> <li>○住民に里山の呼び名を募集する</li> </ul>
その他	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア団体の拡大・育成に努める</li> <li>○地権者の里山保全の意識を向上させる</li> <li>地権者との相互理解に努める</li> </ul>

“里山”、“まちなか”それぞれで行う取り組み

“里山”にも“まちなか”にも適用できそうな取り組み



	まちなか		
	市民だけでできる 取り組み	市民が企業・公益団体・ 大学等と共に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
保全	-	-	「保全」の意識を高める施策をつくる 土地利用のルールについて、住民から案をもらう 保存樹の指定をはたらきかける 小中学校の植樹は、将来の維持管理を考えて樹種を選定する 小中学校の樹木を守り、利用する 地域の協力により、学校を開放し、みどりを守っていく 地域で緑地を管理する仕組みをつくる（緑地トラスト）
創出	住宅の中で何を植えるか決める 道路に名前を付ける（例えば、パンジー通りなど） 空地に花を植える 身近な公園などで植樹と花壇づくりを行う	沿道の企業と連携する ○枚方市駅のまわりにプラントナーを義務化する	河川沿いに植樹し、遊歩道として利用する 戸建て、マンションなどの単位で花や木を育てる取り組みをつくる 宅地造成時の緑地設置を義務化する ○市域の生態的回廊（南北軸）の構築といった重要課題への市民参画を検討する ○道路用地等の休眠地を利用する（市民花壇） ○主要道路にみどりをつくる みどりの専門家・アドバイザーを派遣する 公園管理にピオトープ的視点のアドバイスをする
管理・育成	みどりの管理育成は自分の家から始める コミュニティ・自治会でのみどりに関する活動を盛んにする 公園などの身近なみどりは市民で協力して管理、手入れをする	個人では難しいので、組織を通じて声掛けをして、みどりを管理する（あわせて、知人にも声掛けをする）	みどりに関わりたい人はたくさんいるので、参加の仕組みをつくる 市の職員も出前講座の講師になって、アダプトのことや花の管理のしかたを教える 市民と企業等との橋渡しの仕組みをつくる
PR	身近な情報が届かないので、自らが関心を持つ	京阪と連携する（きれいな街なら電車に乗って来る）	-
その他	-	-	緑地協定、地区計画をつくる

“里山”、“まちなか”それぞれで行う取り組み

“里山”にも“まちなか”にも適用できそうな取り組み

## いろいろな楽しみを提供できる企画、活動の場をつくる施策

	里山		
	市民だけでできる 取り組み	市民が企業・公益団体・ 大学等と共に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
利 活 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カブトムシや鳥を見つけるなどの楽しいことをきっかけに里山に来てもらう</li> <li>○子どもに来てもらうため、里山にキャンプ場やアスレチックをつくる</li> <li>○「森林療法」の場として活用する</li> <li>○レンジャーがいる自然観察会のできるフィールドをつくる</li> <li>○竹チップ、伐採木の堆肥化を行う</li> <li>○地場野菜、畜産団地の利用（再生）を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野外活動センターで PTA に好まれるイベントをつくる</li> </ul>	-
P R	親子で気軽に参加できるイベント、企業・大学連携イベント、季節ごとのイベントを実施する	-	-
そ の 他	楽しく、効果がある企画を検討する 学生も一緒に労働の後に食事・コンパをする 炭焼きを復活させる	-	-

	まちなか		
	市民だけでできる 取り組み	市民が企業・公益団体・ 大学等と共に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
創 出	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅構内を花やみどりいっぱいにする</li> <li>企業、大学内のボランティアサークルなどと協力してオープンスペースの緑化を行う</li> </ul>	-
利 活 用	公園等の樹木にハンモックを作る 自由に遊べる広場をつくる 個人の庭を開放する	-	倒木等の危険性のある樹木を活用し、看板等に利用する木のプレートに加工する
P R	-	市の花である菊をもっとアピールするイベントを開催する	-

“里山”、“まちなか”それぞれで行う取り組み

“里山”にも“まちなか”にも適用できそうな取り組み

## 情報提供とPRの施策

	里山		
	市民だけでできる 取り組み	市民が企業・公益団体・大学等と共 に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
利活用	-	ネーミングライツで企業と協力する	-
PR	クチコミの 宣伝は市民の 責務と認識す る ○里山を直接伝 える	○ひらかたパークと組んで里山をPR する（もうひとつのひらパー） ○ひらパーなどのホームページに里山の 魅力を掲載する ○駅・電車・バスの中の広告、ラッピン グカーなどで里山を宣伝する	○広報に里山のページを つくる

	まちなか		
	市民だけで できる取り組み	市民が企業・公益団体・ 大学等と共に行う取り組み	市民が行政と共に行う 取り組み
利活用	防災としての 公園の利用を 周知する	-	-
PR	アダプトの 参加方法を PRする 知人に活動の 楽しみ等を 伝える コミュニティ でみどりの メンバーを 募る	大学から情報発信してもら う	みどりに関するPRを進める 広報を見直す（写真を多くするなど わかりやすく） 行政が企業のやっていることをもっと PRする（やる気、協働の喚起を行う） 花と緑のまちづくり事業などの制度を PRする 公園でアダプト団体等が管理している 状況を情報共有する 公園等の樹木に樹木名等を表記した プレートをつける （子どもに付けさせる） 行政・団体から大学へ積極的にPR する 現地等に活動紹介の看板を設置する アダプト活動を文章だけでなく、マッ プ等、目で見えるかたちでPRする アダプトプログラムのPR・公募を 行う 情報発信のため、小学校でみどりに 関するプリントを配る 緑化コンクールで表彰する （工場や個人など） みどりのまちコンテストで表彰する （みどりへの意識が育つ）

“里山”、“まちなか”それぞれで行う取り組み

“里山”にも“まちなか”にも適用できそうな取り組み

## 「枚方みどりの心得」

- ・「枚方みどりの心得」は、市民がみどりづくりを進めるときに「どのような目的を持って、どのような気持ち・姿勢で、どのようなルールのもとで、どのような楽しみを見つけて取り組めばよいか」を表現したものです。また、市民が自ら企画するとき、参加を呼びかけるとき、円滑に活動を進めるとき、困ったときなどに参照できる共通認識（ルール・申し合わせ）でもあります。
- ・この心得は、みどりに係る市民活動の標準的な考え方を示すものであり、実際の活動グループそれぞれで手を加えて活用することを想定しています。

## 枚方みどりの心得

～ 自らのため、みんなのため、  
みどりを誇れる枚方～

みどりで、人・まち・未来をつなげよう

みどりを、みんなの笑顔で広げよう

みどりと人に優しく、安全に活動しよう

みどりと共に、みんなで楽しもう

### 3. 用語集

#### 【あ行】

---

##### アクションプラン

重点テーマとして抽出した取り組みの実効性を高めるため、具体的な実施項目やスケジュールを明らかにしたもの。本計画とは別に定める。

##### アダプトプログラム

市民団体や事業者などが、地域に根ざした社会・環境貢献活動として一定区域の美化の管理を担う制度。

##### 延焼遮断帯

大規模な地震等において市街地大火を阻止する機能を果たす、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帯状の不燃空間。

##### 大阪エコ農産物

農薬の使用回数や化学肥料の使用量が標準的な使用回数・量の半分以下で栽培された農産物として、府が認証するもの。

##### 屋上緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植える緑化手法。

##### オーナー制度

消費者が生産者に事前に出資し、生産物を受け取る仕組み。農産物などの場合、出資者が農作業を体験できるものもある。

##### オープンスペース

建築物が建っていない土地の総称。公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など。

#### 【か行】

---

##### 河川区域

河川法に基づき指定された区域。一般に水が流れる部分（堤外地）に堤防敷を含めた範囲をいう。

##### 環境学習

持続可能な社会の構築を目指して、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育や学習。

##### 緩衝緑地

都市公園法に基づく公園種別の一つ。工場やコンビナート地帯と周辺の住宅地、商業地を遮断し、公害防止、緩和もしくは災害の防止を図ることを目的とする緑地。

##### 幹線道路

道路のなかでも主要な骨格となる道路。

## 管理協定制度

地権者と市や市民団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。

## 京街道

近世の大坂（大阪市）と京（京都市）を結んでいた近世の街道で大坂街道ともいう。淀川の氾濫防止策として豊臣秀吉の時代に整備された文祿堤を基盤にした陸運は、淀川の水運とあわせて発展した。枚方市駅付近には宿場として枚方宿が栄え、現在も当時をしのばせる風景が残っている。

## 強剪定

樹形を整えたり生長を抑えるために、より根元近くに短めに剪定すること。

## 協働

本計画書では、「異なる主体が共通の目標を持って、協力して物事に取り組むこと」(連携)のうち特に、「異なる主体が役割分担を行いながら具体的な行動を伴ってともに取り組む」場合には「協働」を使用した。

## 近郊緑地保全区域

住民の健全な生活環境を確保するため、都市近郊の良好な自然環境を有する緑地を保全し、無秩序な市街地化を防止する目的で定められた区域。

## 景観形成作物

休耕田などに植えて、景観形成や観光資源、雑草の抑制などに活用できる植物。田畑にすきこむことで、肥料として利用することもある。（れんげ草、菜の花、コスモス、ヒマワリなど）

## 健康遊具

ストレッチやツイスト、ジャンプ、屈伸などの運動ができる大人用遊具。

## 広域避難場所

大震災等の災害発生時において、主として周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護し、広域的な復旧・復興活動の拠点となる避難場所。

## 耕作放棄地

以前農地であった所が、長期間作物を栽培せず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

## コミュニティ

地域社会または地域共同体。

## 【さ行】

---

### 里山

樹林地、農耕地、ため池、水路及び集落や屋敷林などが連たんする景観で、生活と一体となった地域。

## 市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。

## 市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

## 施設緑地

都市公園及び都市公園に準じる機能を有する公共施設、民間施設。

## 事業者

市内に事務所または事業所を有する個人及び法人。

## 市民

市内に住む子どもから高齢者までのすべての人、市内の学校に通学する人、市内の企業で働く人。

## 市民団体

NPO、ボランティアなど、市民活動を行う団体。

## 市民緑地制度

都市緑地法に基づき、都市内の私有地の緑を保全し良好な都市環境を確保するために、土地や建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を行い、地方公共団体等が施設を整備し、緑地や緑化施設を公開する制度。

## 社会・環境貢献活動（CSR 活動）

企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動。

## 生涯学習

人々が生涯に行うあらゆる学習。学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などさまざまな場や機会において行う学習。

## 植生

ある場所に生育している植物の集団。植物群落。

## 親水空間

河川や湖等の水辺で、人々が水とふれあい、親しむことができるよう配慮された場所。

## 生物多様性

すべての生物の間に違いがあること。動物・植物・微生物など様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種の中でも異なる遺伝子により個性がある「遺伝子の多様性」、森林・里山・河川・湿原など様々なタイプの自然がある「生態系の多様性」を意味する包括的な概念。

## 生産緑地

生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地のうち、一定の条件に該当する一団の農地について、それを保全するために都市計画に定められる地域地区。

1 改定にあたって

2 現況と課題

3 基本方針

つなごうみどり

守り、活かすみどり

創り、満ちるみどり

育むみどり

重点テーマ

5 実現に向けて

参考資料

## セットバック

敷地境界線、道路境界線などがら後退して建物を建てること。

## 【た行】

---

### 多自然型護岸

生物の生息・生育環境をできるだけ保全または回復させつつ美しい景観や健全な生態系に配慮し実施される川づくりの護岸。

### 棚田

傾斜地に造られた連続した棚状になる一連の水田群。

### 段丘崖

段丘とそれより一段低い段丘または平野とを境する急崖。

### 地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標等を定めた地域森林計画の対象となる民有林。

### 地域制緑地

自然公園など一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的とした緑地の総称。

### 地球温暖化

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等の温室効果ガスの濃度が大気中で増加し、地表面付近の気温が上昇すること。

### 地区計画

地区の特性にふさわしい良好な市街地を整備・保全するため、建築物の建築等に関して必要な事項をきめ細かに定めて、街区内の建築行為等を規制・誘導していくために、市町村が都市計画として定める制度。

### 長寿命化

公共施設や公園などが更新を含め、将来にわたって必要な機能を発揮し続けるための取り組みを実行することにより、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展につなげる。

### 出前講座

市民が希望するメニューについて、市職員が市民のところに出向いて説明する制度。例えば、里山の現状や里山保全の取り組みの紹介や季節の花の育成講座、高木・低木の管理講座などがある。

### 天然記念物

学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物、及びそれらの存在する地域で、その保護・保存を指定されているもの。文化財保護法によるほか、地方公共団体の条例によっても定められる。



## 特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

## 特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市計画区域内において、市街地の無秩序な拡大の防止のための緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地等となる緑地を現状凍結的に保全する地区。

## 都市インフラ

経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。道路・公園・河川・上下水道などの都市基盤施設。

## 都市計画区域

市の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域で、都道府県が都市計画法に基づき指定した区域。区域が指定されると当該区域を対象として都市計画が策定される。

## 都市計画道路

都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の一つ。

## 都市公園

都市公園法に基づき、都市計画区域内に配置する公園または緑地。地方公共団体が設置するものと国が設置するものがある。本市内には、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、広域公園、歴史公園がある。

名称	概要
街区公園	主として街区内に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園
近隣公園	主として近隣に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園
総合公園	主として一つの区市町村の区域の住民の休息、観賞、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園
広域公園	主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする都市公園
歴史公園	史跡・名勝・天然記念物等の文化財を広く一般に公開することを目的とする都市公園

## 都市緑地

都市公園法に基づく公園種別の1つで、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。

## 土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

## 【な行】

---

### 内水氾濫

大雨などで側溝・下水道や排水路が水をさばききれなくなり、水はけが悪化し、家屋や土地・道路が水につかってしまう水害。

### 2段階剪定

紅葉を楽しみ、落ち葉の量を軽減させるため、紅葉前に半分の剪定を行い、紅葉後に残りの剪定を行う方式。

### ネーミングライツ

市との契約により、事業者等が市の施設などに愛称等を付与することができる権利（命名権）のこと。

### 農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内の土地で、長期間にわたり農業経営を行う区域として、農業目的以外の土地利用が制限される区域。

## 【は行】

---

### パッケージ

重点テーマの具体化を進めるため、相乗効果が発揮できるよう一連の取り組みとして展開する取り組みのまとめ。

### 花いっぱい運動

花の生育を通じて、地域コミュニティの結びつきを強め、協働によるまちづくりをすすめるために、全国的に行われる運動。本市では、都市公園で活動する公園アダプト団体や小中学校などに花苗や球根、堆肥などを配付している。

### バリアフリー

障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、社会を構成する一員として個々の能力に応じた役割を担いながら、共に生きる社会の実現を目指すため、障がい者・高齢者を取り巻く物理的環境や社会的偏見などのバリア（障壁、障害、不便）を除去して、社会参加の可能性を高めようとする考え方をいう。

### ヒートアイランド現象

都市部は郊外に比べ気温が高いため、等温線が島状に高くなる現象。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被率が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出等が原因となる。

### BOD (Biochemical oxygen demand)

河川水等の汚れの度合を示す指標で、水中の有機物が微生物によって無機化あるいは、ガス化されるときに必要とされる酸素量のこと。この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の

量が多いことを示している。

## ビオトープ

特定の生物群集が生息できるような良好な環境の空間。または、自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。

## 枚方市駅周辺再整備ビジョン

枚方市駅周辺地域における人が主役のゆとりと賑わいのまちの創出に向け、平成 25 年 3 月に本市が策定したまちの将来像。

## 枚方八景

昭和 59 年 10 月に、市制 35 年を記念して「ふるさと枚方」らしい風景を将来に伝承していくことを目的に、市民から候補地を募集して制定したもの。

## 風致地区

都市の風致(自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などの良好な自然的景観)を維持するため、都市計画に定められる地区。

## プラットホーム

市民、市民団体、事業者・大学、行政が連携して、みどりの課題や今後のみどりづくりについて話し合う場。

## フリーペーパー

無料配布の雑誌、新聞、パンフレット、チラシなどをいう。

## プレーパーク

禁止事項をできるだけ少なくし、プレーリーダーを配置しつつ、子どもが自分の責任で自由に遊ぶことをモットーにした遊び場。地域住民やボランティアで自主運営しているものが多い。

## 壁面緑化

建物の壁面を植物で覆う緑化手法。

## 保安林

水源かん養及び土砂流出の防備といった森林のもつ公益的機能の発揮のため、森林法に基づき指定され、立木竹の伐採、土地の形質の変更といった制限が課せられた森林。

## 保存樹木・樹林

良好な都市環境を守り、美観風致を維持するため、市が指定した樹木や樹林。

## ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。主に商業地や住宅地の一角に配置される。

## 【ま行】

---

### みどりの風促進区域

大阪にみどりを増やすため「みどりの太い軸」をつくろうとする取り組みで、道路や河川を中心に、一定幅(道路や河川の両側概ね100m)の沿線民有地を含む区域。枚方市では、京都守口線等の一部が指定されている。

## 【ら行】

---

### ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

### ランドマーク

景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつもの。

### リニューアル

新しくすること。一新すること。再生。また、改装。

### 緑化地域

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

### 緑地協定

都市緑地法に基づき、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

### 緑被率

対象となる地域の面積に対して緑に覆われる土地が占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標となる。

### 緑化樹木配付事業

豊かな緑と潤いのあるまちづくりを推進するため、市民が協力して緑化を行う地域及び公共施設の緑化に対し樹木を配付する制度。

### レクリエーション

疲労回復や健康の維持増進、精神的安定や生きがい、自己実現欲求の充足、人間関係やコミュニケーションの形成等を実現する余暇活動。

### 連携

異なる主体が共通の目標を持って、協力して物事に取り組むこと。

その中でも特に、異なる主体が役割分担を行いながら具体的な行動を伴ってともに取り組む場合には「協働」を使用した。

## 【わ行】

---

### ワークショップ

住民参加のまちづくり等で、一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が主体となって積極的に参加し、体験を重視し、「双方向性」や「相互作用」を生かした参加体験型の学習や創造の場。

### ワンド

川の本流とつながっているか、水が増えたときにつながってしまうような場所。魚類などの水生生物に安定したすみかを与えるとともに、様々な植生が繁殖する場ともなっている。

1 改定にあたって

2 現況と課題

3 基本方針

つながるみどり

守り、活かすみどり

創り、満ちるみどり

育むみどり

重点テーマ

4 取り組みの方針

5 実現に向けて

参考資料



## 枚方市みどりの基本計画

---

発行 / 枚方市 土木部 里山みどり課

〒573-0023

大阪府枚方市東田宮1丁目2番1号 土木部中部別館

TEL (072)-841-1435 (直通)

FAX (072)-841-3830

---







Hirakata City

